北海道森林管理局 1 胆振東部樹木採取区説明会 次第

日 時:令和3年10月6日(水)

9:30~12:00 場 所:胆振東部森林管理署 会議室

資源活用第一課長挨拶 1

 $(9:30\sim9:35)$

- 2 説明
 - (1) 樹木採取権制度の制度概要について

 $(9:35\sim9:50)$

(2) 北海道森林管理局 1 胆振東部樹木採取区の公募要項について

(9:50~10:05)

(3) 申請書の記載方法について

 $(10:05\sim11:35)$

3 質疑応答

 $(11:35\sim12:00)$

13時より現地に向けて管理署前から出発します。(高速道路を利用します。)

樹木採取権制度説明会 出席者名簿(令和3年10月6日(水))

会場:胆振東部森林管理署 会議室 及び2146へ林小班ほか

会社名	出席者	住所
日本製紙木材(株)旭川営業所	吉川 正雄	旭川市パルプ町505-1
日平委枫小何(怀)旭川古朱州	工藤 佳毅	7回/11117 (700 / m) 303-1
J. J. *********************************	松原 敏雄	苫小牧市末広町3丁目9番21号
山大産業株式会社 	漆坂 雄一	百小农川不应则3] 日 5 街21 5
王子フォレストリー株式会社	荒井 均	日高町富川南4丁目5番5号
	蜜石 数彦	口高叫畠川肖4」日3番3号
札幌地方素材生産事業協同組合	工藤穂	札幌市中央区北4条西5丁目林業会館4F
株式会社イワクラ	中ノ目 涼太	苫小牧市晴海町23-1
株式会社サカマキ	會田 忠行	むかわ町晴海106番地
鬼頭木材工業株式会社	平山 尊志	苫小牧市晴海町37番地
物林株式会社	岩田 大次郎	札幌市中央区北3条西2丁目10-2

11名

北海道森林管理局

資源活用第一課長	赤羽根 浩	
企画官(長期安定供給)	荒川 和也	
収穫係長	阿部 恭久	

胆振東部森林管理署

署長	中塚 智之	
次長	福井 敬育	AMのみ
総括森林整備官	樋口 雅俊	
主任森林整備官	松坂 英徳	
森林情報管理官	宿南 恭兵	AMのみ
森林整備官	酒井 秀史	AMのみ
地域技術官	小笠原 栄剛	

Web出席

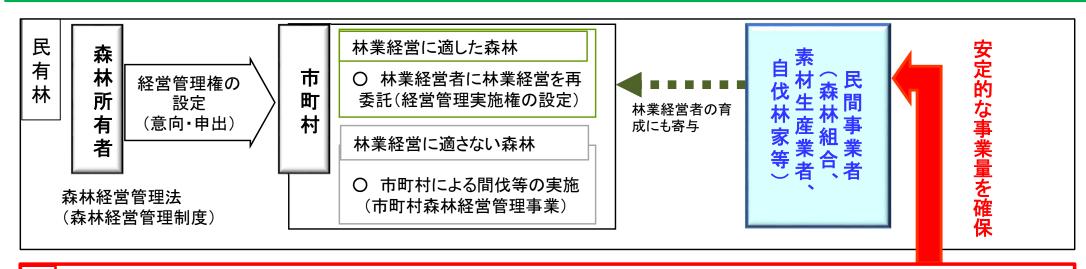
林野庁業務課 企画官	三重野 裕通
<i>ル</i> 連携事業推進班	水野 梓、立花 紀之、松野 亮、大島 広靖

樹木採取権制度について

一 令和3年10月6日 事業者説明会 説明資料 一

樹木採取権制度の概要

- 森林経営管理制度の要となる林業経営者を育成するためには、安定的な事業量の確保が必要であり、民有林からの 木材供給を補完する形で、国有林から長期・安定的に事業者が樹木を採取できるよう措置することが有効。
- そのため、今後供給量の増加が見込まれる国有林材の一部について、現行の入札に加え、一定の区域(樹木採取区) において、一定期間・安定的に樹木を採取できる樹木採取権制度を創設。(令和2年4月施行)

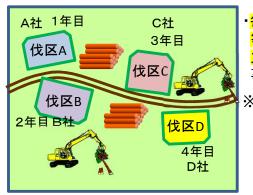


راط.

②を追加

玉 有 林

① 現行の仕組み(引き続き実施)



- ・毎年度個別に場所、時期 等を特定し、入札により 立木を購入して伐採する 事業者を決定
- ※立木を購入している林 業経営体の平均年間 立木購入面積(2015年 農林業センサス)は約 20ha(年間6千m³程度 の素材生産量に相当)

② 追加する仕組み(今後の供給量の増加分の一部で実施)



- ・国有林の一定の区域(樹木採取区)にお
 - いて立木を一定期間、安定的に伐採でき る樹木採取権(地域の民間事業者が対 応可能な200~300ha·年間数千m3程度 の素材生産量を想定し、権利の期間は 10年を基本に運用)を設定
 - ※現行の国有林の伐採のルールを厳守 ※長期に事業量が見通せることで機械導 入や雇用が進展

本日の説明内容

- 1 事業者の選定について
 - ①事業者選定の流れ
 - ②木材の安定的な取引関係の確立
- 2 権利設定後の事業
 - ①事業の流れ
 - ②運用協定・実施契約の締結
 - ③権利設定料·樹木料
 - ④樹木の採取に関する基準
 - ⑤事業実行上の留意点
 - ⑥植栽等

事業者選定の流れ

樹木採取権者の公募

森林管理局長による、<u>対象となる樹木採取区の情報、権利存続期間、権利設定料の額、基礎額算定林分(基礎額)、樹木料の算定方法、採取の基準、評価において勘案する事項、公募期間等の公表</u>。樹木採取権の設定を受けることを希望する者の公募。「事業者向け説明会」の開催。

申請書の提出

事業者から、森林管理局長に対し申請書(木材の安定的な取引に関する計画等を含む)を提出。

審査・評価・選定等

森林管理局長による、申請者の審査・評価・樹木採取権の設定を受ける者の選定※。選定した者について、都道府県に協議。

※ 樹木採取権者の選定は、申請者が欠格事由に該当するか否かの判断を行った後、申請が審査基準に適合しているかどうかを審査します。審査基準に適合していると認められる者の中から、公募時に示した評価項目、評価基準及び配点に従って評価し、その点数の合計により、樹木採取権の設定を受ける者を選定します。

・欠格事由 : 公募要項別紙17「審査基準等通知」第1の1(3)・審査基準 : 公募要項別紙17「審査基準等通知」第1の1(1)

・評価項目、評価基準 :公募要項別紙18「評価一覧表及び評価基準表」

選定結果の通知

森林管理局長から<u>選定結果の連絡、運用協定締結時期の調整、施業計画</u> <u>案の作成依頼等</u>

その後、正式な権利設定の通知。* 選定結果についてはHPで公表。

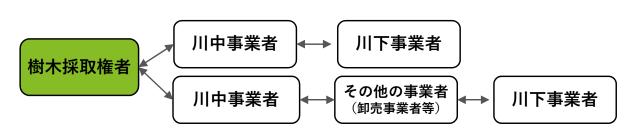
権利設定

森林管理局長による<u>樹木採取権の権利設定</u>。権利設定時に都道府県知事に通知。 -3-

木材の安定的な取引関係の確立に関する事項(概要)

- 樹木採取権制度では、川上事業者と川中・川下事業者との連携を強め、木材の安定的な取引関係を確立する体制の 構築を促進するため、木材の供給先となる<u>川中・川下事業者と連携することを権利設定の要件</u>とする。
- 木材の安定取引は、申請書の内容が審査基準(**公募要項別紙17**)に適合するかの審査及び毎年度の報告内容の確認 によって担保する。また、<u>「樹木採取権を行使する際の指針(**公募要項別紙11**)」において木材の需要拡大等の条件</u> (新規需要開拓等)を設定し、申請書の内容が同指針に適合していることを参加資格要件とする。

<木材の需要拡大を行う川中・川下事業者との連携>



- それぞれの事業者が別の事業者であることは必ず しも必要ではなく、例えば樹木採取権者が川中事 業者及び川下事業者を兼ねる場合も認めることと しています。
 - ※ 具体的な基準は、公募要項別紙17 第1の1 (1)に定めています。

<新規需要の例>

新規需要開拓とは、例えば以下の①から③までのようなものであって既存の国産材需要に影響を与えにくいと考えられるものを指します。

(加えて、評価の際に、新規需要開拓の計画量が取引量の増加量に対する割合が高いほど、得点が高くなります。)

- ① 従来木材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの
 - (例) CLT建築物、非住宅分野、土木分野、エネルギー分野における需要開拓等
- ② 従来国産材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの
 - (例) 2 × 4 建築部材、横架材、型枠合板、フローリング、家具等における需要開拓等
- ③ その他の取組
 - (例) 地元産材の活用により差別化を図る取組(顔の見える木材での家づくり等)、輸出、国産材製品の競争力強化に資する取組、原木供給が不足している用途への供給等

木材の安定的な取引関係の確立に関する事項(事業者の定義)

○ 川中事業者、川下事業者については、「木材の安定供給の確保の促進に関する特別措置法」に定義されている「木 材利用事業者等」「木材製品利用事業者等」がそれぞれ該当します。(「等」はそれぞれ事業者団体を指しています。)

<川中事業者(木材利用事業者等)とは>

樹木採取権者が生産した木材を製品 の原材料若しくはエネルギー源とし て利用する事業者、又はその組織す る団体。

▶ 例えば、原木を購入して製材品若しくは合板等を製造する業を営む者、原木をエネルギー源として再生可能エネルギー発電事業を営む者又は熱供給業を営む者等のことである

<川下事業者(木材製品利用事業者等)とは>

樹木採取権者が生産した木材を生産した木材を原材料とする製品(以下「木材製品」という。)を利用する事業を行う者又はその組織する団体

➤ 例えば、木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令(平成8年政令第310号。以下「令」という。)第1条に基づき定められている、型枠用合板や丸太杭等の木材製品を資材として利用する土木工事業を営む者、ラミナ等の半製品を含む木材製品を原材料として集成材・直交集成板(CLT)等を製造する者やこれらの製品をプレカット加工する木材製品製造業を営む者、木材製品を利用して建築物を建築する建築工事業を営む者、木材製品を主たる原材料として木質製品・家具・建具等を製造する木製品・家具・装備品製造業を営む者、チップを原材料としてパルプ又は製紙業を営む者、チップをエネルギー源として電気業又は熱供給業を営む者、木材製品を利用して建築物のリフォームを行う建築リフォーム業を営む者等

木材の安定的な取引関係の確立に関する事項(必要な要件)

- 木材の安定的な取引関係の確立について、申請書に記載する事業量としては以下の全てを満たす必要があります。
- ア **事業者間における木材の取引に係る安定取引協定の締結**により、樹木採取区から供給される木材の年間取引量が安 定的であり、その供給先が確保されることが確実と見込まれること。
- イ 樹木採取区から木材利用事業者等(川中事業者)を通じ木材製品利用事業者等(川下事業者)に供給される予定である木材取引量が**樹木採取区から供給される予定である木材取引量の全体の5割を超えている**こと。
- ウ 申請者の樹木採取区からの素材生産量が、樹木採取区の森林資源の状況に照らして適切であること。
- エ **申請者の素材生産量が、**申請者の**樹木採取区からの素材生産量以上に増加**すること。
- オ **川中事業者の国産材原木消費量が樹木採取区からの木材供給量(素材生産量)以上に増加**すること。
- カ 樹木採取区からの木材供給量に相当する量以上の木材が、安定取引協定を締結している川下事業者をはじめとした 取引事業者等の新規需要開拓に充てられること。
- ◇ これらの具体的な内容やその他の基準は公募要項別紙17第1の1(1)、別紙11の別記に定められています。

<安定取引協定>

- 〇安定取引協定とは、<u>事業者間における木材の取引に係る協定等</u>で、申請者が樹木採取権の設定を受けることを条件に発効 することとされているものを含みます。必ずしも申請者・川中事業者・川下事業者の3者協定である必要はありません。
- ○<u>樹木採取区から供給される木材の年間取引量については、安定取引協定に基づき供給される予定である必要</u>があります。 また、イ、オ、カの基準については、安定取引協定の締結が前提となっています。
 - なお、申請者の取引の全てにおいて、安定取引協定が締結されている必要はありませんが、評価の際に素材生産量に対する協定に基づく取引量の割合が高いほど、得点が高くなります。
- ◇公募要項別紙17 第1の1 (1) ウ(カ)に協定の内容が満たすべき事項を定めているほか、林野庁の樹木採取権制度のHPに安定取引協定書の例(様式)を掲載しています。

本日の説明内容

- 1 事業者の選定について
 - ①事業者選定の流れ
 - ②木材の安定的な取引関係の確立
- 2 権利設定後の事業
 - ①事業の流れ
 - ②運用協定・実施契約の締結
 - ③権利設定料·樹木料
 - 4樹木の採取に関する基準
 - ⑤事業実行上の留意点
 - 6植栽等

契約の締結と計画の策定等

権利設定

運用協定の締結

権利設定後、直ちに森林管理局長と運用協定※を締結。

※ 樹木採取権の存続期間及び存続期間満了後を通じた森林管理局長と樹木採取権者との間の権利 義務等を定める協定 公募要項別紙15

権利設定料の納付

納付期限までに権利設定料を納付。

実施契約の締結

森林管理局長と、<u>実施契約</u>^{※1}(施業計画、実行計画(初年度)、木材取引計画等を含む。施業計画、実行計画が採取の基準等に適合していることが必要^{※2})を締結。

- ※1樹木採取権の行使方法を定める契約 公募要項別紙14
- ※2 森林管理局長の承認が必要。

実行計画案の提出・承認

〔初年度以外〕採取、造林等に係る実行計画案を森林管理局長へ提出 (事前に森林管理署長の確認が必要)。森林管理局長は、採取の基準に 適合していること等を確認の上、計画案を承認。

事業の実施(伐区の設定〜定期報告)

伐区の設定

樹木料の提示・選択

採取(伐採)の実施

採取跡地の植栽の実施

事業実施後

定期報告の提出

運用協定に基づく報告の提出

実行計画に基づき、森林管理局長と調整しつつ、伐区を設定。設定した 伐区について森林管理局長が収穫調査を実施※。

※ 樹木料の提示を受けたものの、採取しないこととした伐区について、再度、採取を計画する場合は、樹木採取権者が収穫調査を行うこととなる場合があります。

森林管理局長が、予め公表した算定方法に従い<u>樹木料を算定して提示</u>。 提示額等を踏まえ、採取する伐区を選択※して、森林管理局長へ通知。 ※採取の基準に定められた総計最低採取面積に適合する必要。

森林管理局長が、樹木料確定通知と納入告知書を送付。樹木料の納付後、 国有林の伐採ルール(採取の基準、地域管理経営計画(管理経営の指針 を含む。))に適合した方法で採取。

実行計画に基づき、森林管理署長と植栽の請負契約※を締結し、原則<u>一</u> 貫作業により植栽を実施。

※ 実施契約とは別契約であり、必ずしも実施契約の期間中ではない場合があります。

実行計画に対する<u>当年度の実行結果</u>^{※1}、<u>木材取引計画に対する取引状況</u> ※2 を森林管理局長へ報告(森林管理局長は採取の基準に適合しているか を確認)。

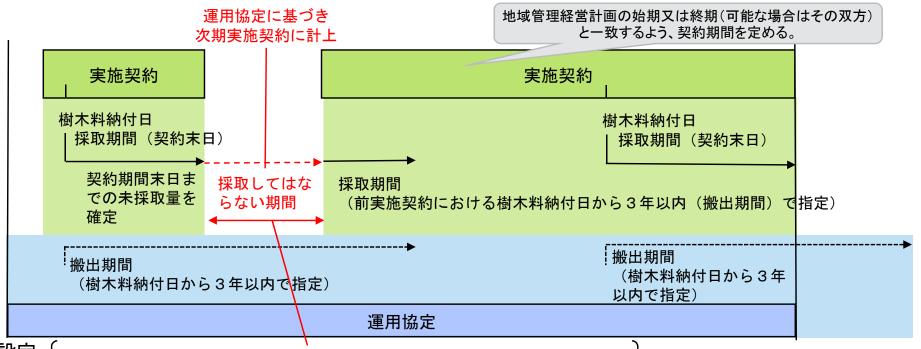
※1 事前に森林管理署長の確認が必要。 ※2 川中、川下事業者等の確認が必要。

定期報告のほか、素材生産量及びうち樹木採取区からの素材生産量の実績、木材利用事業者等の木材消費量の実績、木材の新規需要開拓の取組等の実績等について、複数年度ごとに森林管理局長へ報告。
-9-

運用協定・実施契約の締結

- 〇 <u>実施契約の契約期間外を含む樹木採取権の存続期間及び存続期間満了後を通じた森林管理局長と樹木採取権者との間の権利義務等を定める</u>樹木採取権運用協定(運用協定、<mark>公募要項別紙15</mark>)を樹木採取権設定後、直ちに締結しなければならない。運用協定においては、実施契約締結の手続、採取した樹木の搬出期間、国有林野の使用の条件及び手続、樹木採取権の存続期間満了後の取扱い等について定める。
- 樹木採取権者は、事業を開始する前に森林管理局長と<u>樹木採取権の行使方法を定める樹木採取権実施契約(</u>実施契約、公募要項別紙14)を締結しなければならない。実施契約においては、樹木を採取する箇所及び面積等に係る施業計画、樹木料の算定及び納付に関する事項、木材の安定的な取引関係の確立に関する事項、樹木の採取跡地における植栽の実施に関する事項等を定める。
- 実施契約の締結においては、樹木採取権者の施業計画、木材の安定取引関係の確立に関する事項等の案を森林管理 局長が確認し、その内容に問題がなければ、国有林野施業実施計画案と整合するように調整する。

<運用協定と実施契約との関係イメージ(搬出期間が樹木料納付時点の実施契約の期間を越える場合のイメージ)>



権利設定

運用協定で、実施契約を締結しない期間が生じないようにする旨を約定

樹木採取権の存続期間満了

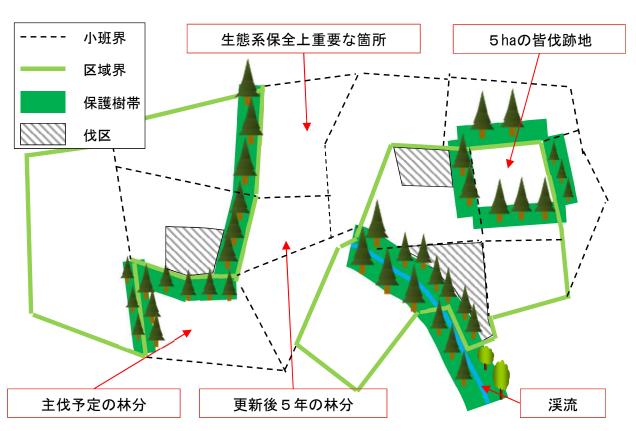
樹木の採取に関する基準

- 〇 採取の基準は、国有林野の公益的機能の維持増進及び木材の持続的かつ計画的な供給の観点から、樹木採取区ごとに森林管理局長が定めるもの。施業計画等の内容及びこれらの計画に基づく<u>樹木の採取は、採取の基準に適合する必要</u>があります。
- 〇 採取の基準の具体的な内容は、<u>採取してはならない樹木、採取方法ごとの採取規整(皆伐における一塊の採取箇所</u> の面積 5 ha以下等)並びに上限採取面積及び最低採取面積等について定めるものです。詳細は、公募要項別紙12参照。
- 〇 計画にない箇所を採取しようとする場合は変更実施契約の締結が必要となります。

<採取の基準の具体的な内容>

具体的な内容 採取してはならない樹木 採取方法ごとの採取規整 採取できる林齢 伐採率、一塊の採取筒所の面積 採取箇所の形状 保護樹帯の設定等(右図を参照) 新植地が隣接する場合の取扱い 法令の遵守 その他の環境保全上配慮すべき事項 収穫調査との関係 上限採取面積及び最低採取面積

<採取の基準における保護樹帯を設定する簡所のイメージ>



権利設定料、樹木料

〇 樹木採取権者は、事業を行うに当たり、森林管理局長から示された権利設定料、樹木料を国に納付する必要があります。

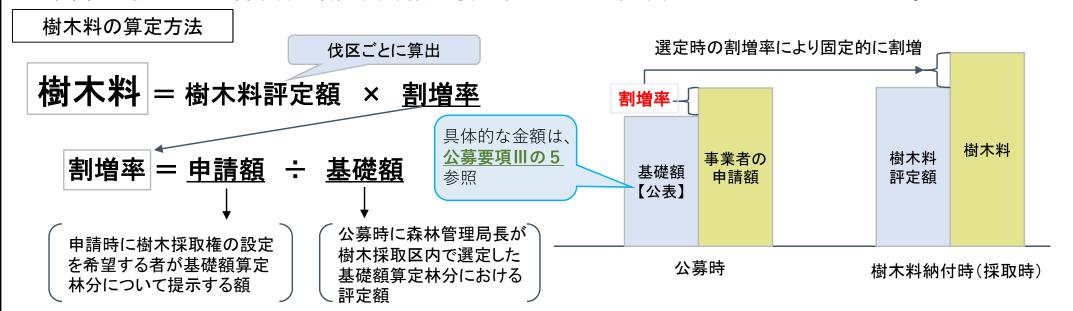
権利設定料

権利設定に対する対価。<u>権利設定後30日以内に納付(1回限り)</u>。<u>具体的な金額は、公募要項Ⅲの4参照。</u>

(権利設定料は、当該樹木採取区の採取可能面積や各森林管理局の立木販売実績におけるha当たり平均収穫量等を因子として算定されるもので樹木採取区により異なります。)

樹木料

樹木に対する対価。<mark>採取開始の前に納付(年に1回~複数回)</mark>。 具体的な金額は、伐区毎に示します。 なお、国から提示された樹木料の額、木材需要の状況等によっては、採取をしないことができます^{*}。



※ 実施契約期間中の最低採取面積が定められているため、それを満たす必要があります。また、採取を選択しなかった伐区について、再度採取することとした場合で、樹木料の提示から1年を超えて再度収穫調査が必要な場合等は、樹木採取権者が自らの費用負担により指定調査期間に委託して収穫調査を行う必要があります。

[◇]権利設定料、樹木料の算定方法等については、「樹木採取権制度ガイドラインの概要」のP11、24、25、公募要項別紙8~10、別紙15の別紙5参照。 https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu rinya/kokumin mori/ryuiki/attach/pdf/jyumokusaisyuken-14.pdf

事業実行上の留意点

- 立木販売の場合、搬出期間内で伐採を行うこととしていますが、<u>樹木採取権制度の場合、実際の採取ができる採取</u>期間と搬出期間があるため扱いが異なり、搬出期間内であっても採取期間が満了している場合は樹木の採取が行えず 採取済の樹木の搬出しかできません。
- 必要な許認可等を樹木採取権者が行わなければならない場合があります。**公募要項別紙6、別紙15の別紙2参照**。
- 植栽については、樹木料の納付とは別に造林事業請負契約を締結することとなります。

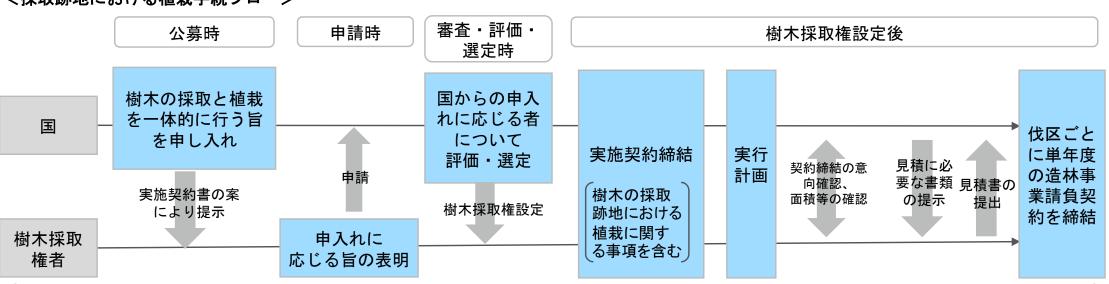
<採取期間と搬出期間> ◇P10の図もご確認ください。

- ○採取期間の満了日は、<u>樹木料の納付の日から3年以内で国が指定した日</u>*1<u>又は実施契約の期間満了日までのいずれ</u> <u>か早い日</u>*2。樹木採取権者は採取期間に伐区内の採取することとされている全ての樹木を採取しなければなりません*3。樹木採取権者は、樹木の採取を終えたときは遅滞なく採取済届を提出しなければなりません。
 - ※1 実施契約の期間満了日とした場合を除き、3年より短い期間を指定した場合は、その理由を明らかにします。
 - ※2 搬出期間が実施契約期間を超えて定められ、実施契約期間中に未採取に終わった樹木については、運用協定に基づき、次期の実施契約の施業計画に計上されることにより、当初の搬出期間が採取期間となります。
 - よって、実施契約満了後、次期実施契約の締結までの間は樹木の採取はできません。また、権利設定期間の満了後は採取できません。
 - ※3 期間内に採取しなかった樹木は、再度樹木料を納付しなければ採取してはなりません。 実施契約期間内の採取期間の延長の申請は可能です(原則延期料の納付が必要)。
- ○搬出期間は、<u>樹木料の納付の日から3年以内で国が指定した日</u>*とし、樹木採取権者は採取した樹木について搬出期間満了日までに全て搬出しなければなりません。樹木採取権者は、搬出を終えた場合、遅滞なく、搬出済届を提出しなければなりません。搬出済届を提出した又は搬出期間が満了した伐区に係る樹木であって、なお搬出されていない樹木の所有権は国に帰属します。
 - ※ 3年より短い期間を指定した場合は、その理由を明らかにします。 搬出期間の延長の申請は可能ですが(原則延期料の納付が必要)、権利存続期間満了後3年を超えることができません。

植栽等

- 樹木採取区の採取跡地についても、立木販売等と同様、国と事業者との間で造林事業請負契約を締結することにより、 国が責任を持って確実に植栽を実施することとしています。
- 伐採・造林の一貫作業システムにより実施することで経費を低減させることができるため、樹木採取権者が、国の委託 を受けて、樹木の採取と一体的な植栽の作業を行うこととしています。樹木採取権者は、公募時に提出する申請書類にお いて、国からの植栽の申入れに応じることの意思表明を行い、実施契約にも植栽の作業を行う旨を盛り込んでいます。
- 樹木採取権者は、国の示す条件に従って、<u>造林事業請負契約を</u>原則として<u>伐区ごとに年度ごとに締結</u>する。この契約は、 国が一貫作業システムによる機械地拵え等を前提として積算した価格に基づきます。 具体の条件等は、**公募要項別紙15の別紙11、公募要項別紙16参照**
- 造林事業請負契約締結を締結できないことは、実施契約又は運用協定の違反に当たる可能性があります。

<採取跡地における植栽手続フロー>



植栽については、春、秋等の植栽の適期に行うものとして、<u>樹木を採取する年度に一部の契約を締結し、翌年度に残りの契約を締結することも可能</u>。なお、樹木を採取する年度に開始しない場合は、<u>翌年度に請負契約を締結することも可能。</u>(その場合も一貫作業システムを前提とした積算となる。)

-14-

◇主伐及び再造林のどちらか一方を行わない民間事業者の場合は、もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定等により一体的に実施できる体制があることが必要です(1年以内に体制を整える意思のある者を含む)。

参考資料

- 1 権利義務の内容
- 2 樹木採取権者の選定

権利義務の内容

- 〇 樹木採取権は、<u>国有林野の一定の区域(樹木採取区)に生育する樹木を、一定の期間、**採取できる権利**であり、鉱業権や漁業権と同様、物権とみなす。樹木採取区において、国の所有に属する樹木を伐採し、及び取得(=採取)することにより、自己の所有に移すことを権利内容としています。</u>
- 〇 樹木採取権の設定を受けた者(樹木採取権者)には、<u>権利設定料の納付義務、事業の開始の義務、実施契約及び運</u> 用協定締結の義務、樹木採取区の保護に関する義務等が課されます。

<1 権利の範囲>

	範囲内	範囲外
行為	・ 樹木の採取・ 樹木を採取するために必要な範囲の樹木採取区内の土地の使用	• 植栽 • 保育
対象となる樹木	• 樹木採取区において生育している樹木 (天然更新した樹木、災害等により樹木が消滅し た跡地に植栽した樹木も含むが、契約により原 則として採取してはならないこととする)	• 樹木採取権に基づき樹木が採取された跡地に 植栽された樹木

<2 樹木採取権者に課される義務>

義務の内容		
権利設定料の納付義務		
事業の開始の義務		
実施契約及び運用協定の締結義務		
保護義務		

<3 権利の変更について>

権利の3	变更	可否
区域の 変更	増加	改めて権利設定が必要であり、権利内容の変更と いう手法は取り得ない
	減少	権利の一部取消し等により生ずる。この場合には、 樹木採取区の変更の公示を行う
存続期間の増	· 曾減	改めて権利設定が必要であり、権利内容の変更と いう手法は取り得ない

樹木採取権者の選定

欠格事由

- ① この法律又は森林法に規定 する罪を犯し、刑に処せられ、 その執行を終わり、又はその執 行を受けることがなくなった日 から2年を経過しない者
- ② 分収造林契約を解除され、 その解除の日から2年を経過し ない者
- ③ 第8条の22第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により樹木採取権を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- ④ 十分な社会的信用を有していない者
- ⑤ 法人であって、その業務を 行う役員のうちに①から④のいずれかに該当する者があるもの
- ◇詳細は、公募要項別紙 17 第1の1(3)参照。

審査基準

- ① 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力及び経 営管理を確実に行うに足りる経理的基礎を有する と認められること
- ◇樹木採取区の所在する都道府県において森林経営管理法第36条第2項に基づき公表された民間事業者であること、又は同等の能力を有している民間事業者であること(後者は樹木採取区の所在する都道府県の基準に準じて森林管理局長が審査)に該当するとともに、素材生産に関して実施体制の確保の基準を満たすこと
- ② 申請額が森林管理局長が樹木採取区ごとに定める樹木料の算定の基礎となるべき額(基礎額)以上であること
- ③ 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携により木材の安定的な取引関係を確立することが確実と認められること
- ④ 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと
- ◇参加資格要件(**公募要項別紙13**)を満たすことを含む。
- ◇詳細は、公募要項別紙17 第1の1 (1) 参照。

評価項目

- <価格点>100点
- 申請額
- <加算点>100点
- ・国有林野の適切かつ効率的な 管理経営の実施の確保
- ・事業の実施体制
- ・地域における産業の振興に対 する寄与の程度
- ・林業経営の改善に関する事項
- ・雇用管理の改善
- <減点>-30点
- ・国有林野の適切かつ効率的な 管理経営の実施の確保

◇詳細は、**公募要項別紙** 18参照 北海道森林管理局1胆振東部樹木採取区における樹木採取権 の設定を受けることを希望する者の公募要項

令和3年9月24日

北海道森林管理局長

- I. はじめに
- Ⅱ. 基本的事項
 - 1. 公募を行う者
 - 2. 公募担当部局及び連絡先
 - 3. 公募を開始する日及び公募の期間
- Ⅲ. 事業の内容に関する事項
 - 1. 樹木採取区の名称、所在地、面積及び図面
 - 2. 樹木採取権の存続期間
 - 3. 樹木採取区における森林資源の状況その他の現況
 - (1) 樹木採取区における森林の林齢その他の森林資源の状況
 - (2) 林道等の状況
 - (3) 樹木の伐採制限がある旨及びその内容その他法令等に基づく手続
 - (4) その他特記事項
 - 4. 権利設定料の額及び算定方法等
 - 5. 基礎額、樹木料の算定方法等
 - 6. 樹木採取権を行使する際の指針
 - 7. 樹木の採取に関する基準
 - 8. 樹木採取区の所在する国有林野に係る地域管理経営計画
 - 9. 参加資格要件
 - 10. 樹木採取権実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項並びに樹木採取権実施契約の終了の日
 - 11. 樹木採取権運用協定書の案
 - 12. 事業を開始しなければならない期間
 - 13. 造林事業請負契約に関する事項
 - 14. その他
 - (1) 国において収穫調査を実施済みである伐区について
 - (2) 樹木採取区管理簿及び樹木採取区管理簿原簿について
 - (3) 労働安全衛生について
 - (4) 融雪期等の運材について
- Ⅳ. 申請に関する事項
 - 1. 申請書等の提出方法
 - 2. 留意事項
 - 3. 申請の取下げ
- V. その他の事項
 - 1. 公募要項等に関する説明会及び現地説明会の開催
 - (1) 共通事項
 - (2) 公募要項等に関する説明会
 - (3) 現地説明会
 - 2. 公募要項等に関する質問の受付及び回答とその公表

- (1) 質問の受付
- (2) 回答の公表
- 3. 公募に関する資料等について
 - (1) 資料の貸与
 - (2) 貸与資料の貸与手続
 - (3) 貸与資料の使用、保管及び廃棄
 - (4) 資料の追加
 - (5) 本公募に関する情報提供
- 4. 樹木採取権の設定に至るプロセス
 - (1) 申請書等の確認
 - (2) 審査等
 - (3) 評価
 - (4) 関係都道府県知事に対する協議
 - (5) 選定結果の連絡
 - (6) 樹木採取権の設定の通知等
 - (7) 樹木採取権の設定までに要する期間の見込み
- 5. 樹木採取権者の選定結果及び樹木採取権者の公表
- 6. 樹木採取権の設定後の当面の手続
 - (1) 運用協定及び実施契約の締結
 - (2) 権利設定料の納付
- 7. 本公募の中止等

VI. 別紙及び様式一覧

- 別紙1 樹木採取権設定申請書作成要領
- 別紙2 樹木採取区に係る公示
- 別紙3 森林資源等状況一覧表
- 別紙4 公募時現況図面
- 別紙5 林道等の状況一覧表
- 別紙6 法令等制限一覧表
- 別紙7 特記事項一覧表
- 別紙8 権利設定料の算定方法等
- 別紙9 基礎額算定林分の選定方法等
- 別紙 10 基礎額算定林分の選定過程、箇所及び収穫調査結果等
- 別紙 11 北海道森林管理局 1 胆振東部樹木採取区における国有林野の管理経営に関する法 律第 8 条の 7 第 5 号の樹木採取権を行使する際の指針
- 別紙 12 北海道森林管理局 1 胆振東部樹木採取区の国有林野の管理経営に関する法律第 8 条の 14 第 2 項第 1 号の樹木の採取に関する基準
- 別紙 13 参加資格要件
- 別紙 14 樹木採取権実施契約書(案)
- 別紙 15 樹木採取権運用協定書(案)
- 別紙 16 造林事業請負契約に関する事項

別紙 17 国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等に係る北海道森林 管理局長の処分に関する審査基準等

別紙 18 評価一覧表及び評価基準表

様式A 申請取下書

様式B 説明会参加申込書

様式C 質問書

様式D 資料貸与申請書

様式E 貸与資料の取扱いに関する誓約書

様式F 破棄義務の遵守に関する報告書

I. はじめに

胆振東部森林管理署管内の安住国有林他において、国有林野の管理経営に関する法律(昭和 26 年法律第 246 号。以下「法」という。)第8条の6の規定に基づき、令和3年9月8日に北海道森林管理局1胆振東部樹木採取区の指定を行いました。

法第8条の7の規定に基づき、本公募要項を公表し、北海道森林管理局1胆振東部樹木採取区における樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募します。

Ⅱ. 基本的事項

1. 公募を行う者 北海道森林管理局長

2. 公募担当部局及び連絡先

本公募に係る各種申請、問合せ等は下記に対して行ってください。

北海道森林管理局森林整備部資源活用第一課 企画官(長期安定供給)

(以下「公募担当部局」という。)

住所:北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

電話番号: 0 1 1 - 6 2 2 - 5 2 4 7 FAX番号: 0 1 1 - 6 1 4 - 2 6 5 4

電子メールアドレス: h_jumoku@maff.go.jp

3. 公募を開始する日及び公募の期間

別紙1「樹木採取権設定申請書作成要領」に定める申請書及び書類(申請に必要な添付書類を含む。以下「申請書等」という。)は、以下の公募を開始する日から公募の期限までに、公募担当部局に到達するように提出してください。

公募を開始する日:令和3年9月24日(金)

公募の期限:令和3年12月10日(金)17時まで(必着)

- Ⅲ. 事業の内容に関する事項
- 1. 樹木採取区の名称、所在地、面積及び図面 別紙2「樹木採取区に係る公示」のとおりです。
- 2. 樹木採取権の存続期間

樹木採取権の設定の日から9年

備考: 具体的な樹木採取権の設定の日は、北海道森林管理局長が発出する樹木採取権の設 定の通知により確定します。

- 3. 樹木採取区における森林資源の状況その他の現況
 - (1) 樹木採取区における森林の林齢その他の森林資源の状況 別紙3「森林資源等状況一覧表」及び別紙4「公募時現況図面」のとおりです。
 - (2) 林道等の状況

別紙5「林道等の状況一覧表」のとおりです。路線の配置については別紙2「樹木採取 区に係る公示」の区域位置図及び別紙4「公募時現況図面」のとおりです。

備考:国有林野施業実施計画に記載されている林道等の新設・改良の計画は、予算措置の状況等により、計画のとおりに進捗しないことがあります。

- (3) 樹木の伐採制限がある旨及びその内容その他法令等に基づく手続 別紙6「法令等制限一覧表」のとおりです。区域指定に係る区域の範囲については別紙 4「公募時現況図面」のとおりです。
- (4) その他特記事項

近接地、区域内等における特記事項は、別紙7「特記事項一覧表」のとおりです。それぞれの位置・範囲については別紙2「樹木採取区にかかる公示」の区域位置図及び別紙4「公募時現況図面」のとおりです。

4. 権利設定料の額及び算定方法等

権利設定料の額:1,886,830円(うち消費税及び地方消費税 171,530円)

採取可能面積:554.21 ha

備考:採取可能面積は、権利設定料の算定や7の樹木の採取の基準における規整に用いるための見込みの面積であり、保護樹帯の形状等により、実際に樹木を採取できる面積の合計とは異なるものです。

権利設定料の算定方法、採取可能面積の算定方法、権利設定料の再算定の方法及び権利設定料の返還額の算定方法:別紙8「権利設定料の算定方法等」のとおりです。

権利設定料の納付期限:樹木採取権の設定の日から30日以内(具体的な期限は、樹木採取権の設定の通知及び納入告知書の定めるところによる。)。なお、納付期限までに権利設定料を納付しなかったときは、法第8条の22 第1項第1号ハに基づき樹木採取権を取り消すことがあります。

権利設定料の納付方法:樹木採取権の設定の通知及び納入告知書の定めるところにより一 括納付 延滞金等:納付期限までに権利設定料を納付しない場合の延滞金の利率等は、樹木採取 権の設定の通知及び納入告知書の定めるところによります。

備考:具体的な樹木採取権の設定の日は、北海道森林管理局長が発出する樹木採取権の設 定の通知により確定します。

5. 基礎額、樹木料の算定方法等

樹木料の算定の基礎となるべき額(以下「基礎額」という。)は以下のとおりです。基礎額を算定した林分(以下「基礎額算定林分」という。)の選定方法等は別紙9「基礎額算定林分の選定方法等」のとおりです。基礎額算定林分の選定過程、箇所及び収穫調査結果等については別紙10「基礎額算定林分の選定過程、箇所及び収穫調査結果等」のとおりです。樹木料の算定方法等は、11の樹木採取権運用協定書の案の別紙5のとおりです。

基礎額:5,842 千円(2,513 円/m³)

基礎額算定林分ごとの額

2061 ぬ林小班: 1,604 千円 (4,504 円/m³) (採取方法:複層伐) 2123 か林小班: 582 千円 (1,602 円/m³) (採取方法:間伐) 2146 へ林小班: 673 千円 (1,603 円/m³) (採取方法:間伐) 2146 と林小班: 140 千円 (1,602 円/m³) (採取方法:間伐) 2150 ろ林小班: 630 千円 (4,506 円/m³) (採取方法:複層伐) 2150 ほ林小班: 1,058 千円 (4,503 円/m³) (採取方法:複層伐) 2150 な林小班: 143 千円 (3,251 円/m³) (採取方法:複層伐) 2152 と林小班: 768 千円 (1,602 円/m³) (採取方法:間伐) 2161 は林小班: 91 千円 (1,610 円/m³) (採取方法:間伐) 2161 と林小班: 153 千円 (1,066 円/m³) (採取方法:間伐)

採取方法ごとの額

複層伐:3,435 千円(4,433 円/m³)間 伐:2,407 千円(1,553 円/m³)

6. 樹木採取権を行使する際の指針

別紙 11「北海道森林管理局 1 胆振東部樹木採取区における国有林野の管理経営に関する 法律第 8 条の 7 第 5 号の樹木採取権を行使する際の指針」のとおりです。

7. 樹木の採取に関する基準

別紙 12「北海道森林管理局 1 胆振東部樹木採取区の国有林野の管理経営に関する法律第 8条の 14 第 2 項第 1 号の樹木の採取に関する基準」のとおりです。

8. 樹木採取区の所在する国有林野に係る地域管理経営計画 法第8条の14第2項第2号の地域管理経営計画は、以下のとおり。 胆振東部森林計画区地域管理経営計画

9. 参加資格要件

国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等に係る北海道森林管理局

長の処分に関する審査基準等第1の1(1)エ(イ)の森林管理局長が公募において設定した要件(以下「参加資格要件」という。)は、別紙13「参加資格要件」のとおりです。

10. 樹木採取権実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項並びに樹木採取権実施契約の終了の日

樹木採取権実施契約(以下「実施契約」という。)に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項については、別紙 14「樹木採取権実施契約書(案)」のとおりです。樹木採取権の設定後、当該契約書(案)により実施契約を締結するものとします。

実施契約の終了の日は、8の地域管理経営計画の計画期間終了日又は樹木採取権の存続期間の末日であり、具体的には以下の表のとおりです。

区分	実施契約の終了の日
第1期	令和8年3月31日
第2期	樹木採取権の存続期間の末日

11. 樹木採取権運用協定書の案

別紙 15「樹木採取権運用協定書(案)」のとおりです。樹木採取権の設定後直ちに(原則として樹木採取権の設定の日に)、当該協定書(案)により樹木採取権運用協定(以下「運用協定」という。)を締結するものとします。

12. 事業を開始しなければならない期間

樹木採取権の設定の際には樹木採取権の設定の日から1年間、樹木採取権の移転がなされた際には移転の許可の日から1年間、実施契約の契約期間が満了した際には実施契約の契約期間の満了の日から1年間(ただし、樹木採取権の一般承継がなされた場合において、法第8条の18第2項の基準に適合しないと認められたときを除く。)とします。当該期間は樹木採取権の設定又は移転時に、北海道森林管理局長が指定して通知します。

備考:実施契約の契約期間の満了の日(実施契約の終了の日)については、10の表を参照してください。

13. 造林事業請負契約に関する事項

樹木採取権者が、運用協定及び実施契約に基づき締結する造林事業請負契約の契約書の案、 仕様書の案及び標準的な作業条件等の案については、別紙 16「造林事業請負契約に関する事 項」のとおりです。

14. その他

(1) 国において収穫調査を実施済みである伐区について

別紙3「森林資源等状況一覧表」、別紙4「公募時現況図面」及び別紙10「基礎額算定林分の選定過程、箇所及び収穫調査結果等」に示す基礎額算定林分並びに別紙3「森林遡源等状況一覧表」に示す公募時点で収穫調査済みの伐区については、国において収穫調査を実施しています。このため、樹木採取権の設定後、当該箇所において樹木を採取する場合には、収穫調査を行う時間を要しません。

備考:公募時点で収穫調査済みの伐区に係る収穫調査結果の有効期間は令和6年8月 18 日までです。

(2) 樹木採取区管理簿及び樹木採取区管理簿原簿について

国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等について(令和2年8月3日付け2林国経第38号林野庁長官通知)第5の4に基づき、北海道森林管理局1胆振東部樹木採取区において樹木採取権を設定したときには、樹木採取区管理簿(以下「管理簿」という。)及び樹木採取区管理簿原簿(管理簿の記載事項に加え、樹木採取権者の氏名又は名称、樹木採取区の変更履歴等の樹木採取区の現況を整理したもの。以下「管理簿原簿」という。)を作成し、管理簿を北海道森林管理局ホームページで公表するとともに、北海道森林管理局及び胆振東部森林管理署の庁舎において縦覧に供します。また、管理簿原簿の記載事項のうち、法令等により公表が禁じられた事項以外の情報について、申請があれば交付することとしています。

(3) 労働安全衛生について

森林管理署等は、関係法令の遵守等の労働安全衛生の確保に関し、関係労働基準監督署 との間に連絡協議の場を設けており、森林管理局、森林管理署等から樹木採取権者に対し て、労働安全衛生の確保に関する情報提供、指導等を行うことがあります。

(4) 融雪期等の運材について

林道保護のため、融雪期等は運材を停止していただくことがあります。具体的な期間は、 樹木料提示書等の定めるところによります。

Ⅳ. 申請に関する事項

1. 申請書等の提出方法

申請書等を別紙1「樹木採取権設定申請書作成要領」の定めるところにより作成し、公募期限までに持参又は到着するよう郵送することにより提出してください。また、持参による提出の受付時間は、行政機関の休日を除く開庁日の9時から17時まで(12時から13時までを除く。)とします。

2. 留意事項

別紙 15「樹木採取権運用協定書(案)」第2条のとおり、公募書類等及び申請書類等は運用協定の一部を構成することとなりますので、公募要項等に記載された内容を十分に理解した上で申請するよう御留意ください。なお、書類不備の更正等が期限までに間に合わなかった場合は、当該申請は形式不備により却下されることとなるため、申請書は十分な時間的余裕を持って提出してください。

3. 申請の取下げ

申請を取り下げる場合には、申請取下書(様式A)を持参、郵送、電子メール又はFAXにより公募担当部局に提出してください。電子メール又はFAXにより提出する場合は、提出後に必ず電話等により公募担当部局に受信状況を確認してください。また、持参による提出及び電子メール又はFAXの送信後の電話等による確認の受付時間は、行政機関の休日を除く開庁日の9時から17時まで(12時から13時までを除く。)とします。

申請取下書の提出を取り消すことはできず、再度申請する場合には、公募の期間中に改めて申請書等を提出していただくことになります。

V. その他の事項

1. 公募要項等に関する説明会及び現地説明会の開催

公募要項、樹木採取権制度の制度内容等(以下「公募要項等」という。)に関する説明会及 び北海道森林管理局1胆振東部樹木採取区の現地の状況等に関する現地説明会を、以下のと おり開催します。

(1) 共通事項

対象者:北海道森林管理局1胆振東部樹木採取区に係る樹木採取権の設定を受けることを検討する個人又は法人(対象者でないことが明らかな場合には、参加を認めないことがあります。)

申込方法:受付期限までに説明会参加申込書(様式B)を持参、郵送、電子メール又は FAXにより公募担当部局に提出してください。電子メール又はFAXにより提出する場合は、送信後に必ず電話等により公募担当部局に受信状況を確認してください。また、持参による提出及び電子メール又はFAXの送信後の電話等による確認の受付時間は、行政機関の休日を除く開庁日の9時から17時まで(12時から13時までを除く。)とします。説明会会場での当日申込みは受け付けません。

受付期限:令和3年10月1日(金)17時まで(必着)

留意事項:参加者は、必要に応じて本公募要項等を持参してください。撮影及び録音の 可否については、各説明会の際の職員の指示に従ってください。当日の集合 場所その他の留意事項等については、申込みいただいた方に別途お示ししま す。

(2) 公募要項等に関する説明会

開催日時:令和3年10月6日(水)9時30分~

開催場所:胆振東部森林管理署 会議室

(3) 現地説明会

開催日時: 令和3年10月6日(水)13時00分~

開催場所:穂別国有林2146へ林小班ほか

樹木採取区の全域を案内するものではありません。

- 2. 公募要項等に関する質問の受付及び回答とその公表
 - (1) 質問の受付

受付期間:令和3年10月22日(金)17時まで

提出方法:質問書(様式C)に内容を簡潔にまとめた質問を記入し、持参、郵送、電子メール又はFAXにより公募担当部局に提出してください(電話や口頭のみによる質問は受け付けません。)。電子メール又はFAXにより提出する場合は、送信後に必ず電話等により公募担当部局に受信状況を確認してください。また、持参による提出及び電子メール又はFAXの送信後の電話等による確認の受付時間は、行政機関の休日を除く開庁日の9時から17時まで(12時から13時までを除く。)とします。質問内容は回答と併せて公表しますので、公表された場合に自身の権利、競争上の地位その他正当

な利益を害するおそれのある内容が含まれる質問をするときは、その旨を 明記してください。

質問書には、提出者の氏名又は名称並びに担当者の所属部署名、氏名、 電話番号及び電子メールアドレスを必ず記載してください。電子メールで 提出する場合は、Microsoft Word 形式による質問書を添付してください。

(2) 回答の公表

質問者が提出時に明らかにした質問者自身の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公募要項等に関する質問及びその回答を、回答公表予定日までに、北海道森林管理局のホームページへの掲載等により公表します(回答公表予定日までに回答が可能なものは順次公表します。なお、質問者への直接の回答は行いません。)。回答公表予定日:令和3年11月5日(金)

3. 公募に関する資料等について

(1) 資料の貸与

以下の資料については、(2)の定めるところにより貸与します。

資料名	資料の形式
・北海道森林管理局1胆振東部樹木採取区に係るGIS	電子データ(shp ファイル他)
データ	
(備考) 国土数値情報ダウンロードサービス	
(https://nlftp.go.jp./ksj/gml/datalist/Ksjtmplt-	
A45.html) にデータの一部が掲載されています。	
・北海道森林管理局1胆振東部樹木採取区に係る航空	電子データ(PDF 画像等)
(衛星) 写真データ	
・近接した貸付地等の所在、面積及び用途	印刷物
・北海道森林管理局1胆振東部樹木採取区及びその周辺	印刷物
で国有林野事業において実施を見込む工事一覧	
・北海道森林管理局1胆振東部樹木採取区周辺における	印刷物
立木販売実績一覧	
・北海道森林管理局1胆振東部樹木採取区における森林	印刷物
作業道台帳	
・造林請負事業に係る資料	印刷物
・近接する分収造林地及び分収育林地の伐採の予定時期	印刷物
並びに当該地の主な樹種	

(2) 貸与資料の貸与手続

(1)の資料(以下「貸与資料」という。)の貸与を希望する場合は、資料貸与申請書(様式D)及び貸与資料の取扱いに関する誓約書(様式E)を受付期限までに公募担当部局に持参、郵送、電子メール又はFAXにより提出してください。電子メール又はFAXにより提出する場合は、提出後に必ず電話等により公募担当部局に受信状況を確認してください。持参による提出及び電子メール又はFAXの送信後の電話等による確認の受付時間は、行政機関の休日を除く開庁日の9時から17時まで(12時から13時までを除く。)とします。受付期限:令和3年11月30日(火)17時00分まで(必着)

(3) 貸与資料の使用、保管及び廃棄

貸与資料は、本公募に係る検討以外の目的で使用してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければなりません。また、当該検討に関与する者以外に貸与資料に係る情報を漏洩してはなりません。

また、申請書等の提出に至らなかったとき、申請書等を提出した後に当該申請を取り下げたとき又は樹木採取権を設定する若しくは設定しない旨の通知を受けたときは、速やかに貸与資料を公募担当部局へ返却又は破棄しなければならず、貸与資料を破棄したときは、破棄義務の遵守に関する報告書(様式F)を公募担当部局に持参、郵送、電子メール又はFAXにより提出してください。電子メール又はFAXにより提出する場合は、提出後に必ず電話等により公募担当部局に受信状況を確認してください。持参による提出及び電子メール又はFAXの送信後の電話等による確認の受付時間は、行政機関の休日を除く開庁日の9時から17時まで(12時から13時までを除く。)とします。

(4) 資料の追加

本公募の内容等を補足するための資料(以下「補足資料」という。)の公表又は貸与は、 令和3年11月30日(火)までに行います。

補足資料の公表は、原則として北海道森林管理局のホームページ

(https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/hanbai1/jyumokusaisyukenseido.html) にて 行います。また、補足資料を貸与する場合は、貸与する資料の標目を北海道森林管理局の ホームページ

(https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/hanbai1/jyumokusaisyukenseido.html) に掲載します。その他の貸与手続等は、(2)及び(3)のとおりです。

(5) 本公募に関する情報提供

本公募に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行います。

北海道森林管理局ホームページ(https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/)

また、樹木採取権制度ガイドラインなど、樹木採取権制度一般に関する情報は、以下のホームページに掲載しています。

林野庁ホームページ

(https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/ryuiki/jyumokusaisyuken.html)

4. 樹木採取権の設定に至るプロセス

樹木採取権の設定に至るプロセスは、法、国有林野の管理経営に関する法律施行規則 (昭和26年農林省令第40号)、別紙17「国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採 取権の設定等に係る北海道森林管理局長の処分に関する審査基準等」及び樹木採取権制度 ガイドラインに定められているとおりですが、その概略は以下のとおりです。

備考:別紙17「国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等に係る北海 道森林管理局長の処分に関する審査基準等」第1の1(1)ア(イ)の樹木採取区の 所在する都道府県が森林経営管理法運用通知第13の3に基づき定めた公募要領等は以 下のホームページに掲載されています。

北海道ホームページ

(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/iyokutonouryoku/hokkaidoiyokutonouryoku-top.html)

(1) 申請書等の確認

申請書等の形式不備の確認、追加書類の提出の要求等を行います。書類不備の更正等が期限までに間に合わなかった場合は、当該申請は形式不備により却下されることとなるため、申請をしようとする者は、十分な時間的余裕を持って申請書等を作成し、提出する必要があります。形式不備により申請を却下したときは、その旨を申請者に対して通知します。

(2) 審査等

法第8条の11の欠格事由該当性の判断を行い、欠格事由に該当しない申請者について、法第8条の10第1項に定める基準に適合しているかどうかの審査を行います。

(3) 評価

法第8条の11の欠格事由に該当せず、法第8条の10第1項の審査の基準に適合している申請者について、別紙18「評価一覧表及び評価基準表」に示す評価項目並びに評価基準及び配点に従って評価し、評価点の最も高い者を樹木採取権の設定を受ける者(以下「樹木採取権設定候補者」という。)として選定します。評価点の最も高い者が2者以上ある場合の樹木採取権設定候補者の選定方法については、別紙17「国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等に係る北海道森林管理局長の処分に関する審査基準等」の定めるところによります。

備考:(2)及び(3)の事務は、公平・公正を期するため、森林管理局の関係部課長等を構成員とし、森林管理局内に設置された樹木採取権設定候補者選定委員会が行います。森林管理局長は、選定委員会による審査等及び評価の結果を適正と認めるときは、その結果を森林管理局長が行う審査等及び評価の結果とし、樹木採取権設定候補者を選定します。

(4) 関係都道府県知事に対する協議

樹木採取権設定候補者に樹木採取権を設定する前に、法第8条の12第2項に基づき、 当該樹木採取区の所在する都道府県の知事に対して協議します。

(5) 選定結果の連絡

(4)の協議結果を踏まえ、樹木採取権設定候補者に樹木採取権を設定することについて判断し、設定することとした場合には、樹木採取権設定候補者に対し、樹木採取権設定候補者に選定されたこと及び一定期間後(おおむね1か月以内)に樹木採取権を設定する予定であること等を内容とする選定結果の連絡を行います。この連絡は、権利設定料の支払いに必要な資金の調達等を考慮して行われるものです。

(6) 樹木採取権の設定の通知等

(5)の連絡の後に、樹木採取権設定候補者に対して樹木採取権の設定の通知を、それ以外の者((1)の申請の却下の通知を受けた者を除く。)に対して樹木採取権の設定をしないことの決定をしたことの通知を行います。

(7) 樹木採取権の設定までに要する期間の見込み

公募の期限から(6)の通知までに要する期間は、 $2 \sim 3$ か月程度の見込みですが、(4)の協議の状況等により変動する可能性があります。

5. 樹木採取権者の選定結果及び樹木採取権者の公表

樹木採取権者の選定結果は、北海道森林管理局のホームページ

(https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/hanbai1/jyumokusaisyukenseido.html) への掲載により公表します。公表においては、樹木採取権者にあってはその氏名又は名称、4(2)の審査等の結果及び4(3)の評価(4(3)の評価の結果における評価項目ごとの点数及びその合計をいう。以下5において同じ。)を、それ以外の者にあっては匿名で、4(2)の審査等の結果及び4(3)の評価を明らかにします。なお、ホームページでの掲載は、公表した日から少なくとも1年が経過する日まで行います。

6. 樹木採取権の設定後の当面の手続

(1) 運用協定及び実施契約の締結

樹木採取権の設定後直ちに(原則として樹木採取権の設定の日に)、別紙 15「樹木採取権運用協定書(案)」により、北海道森林管理局長と樹木採取権者の間で運用協定を締結します。実施契約の締結手続については、運用協定の定めるところによりますが、第1期の実施契約の締結を円滑に行うため、4(5)の連絡の際に施業計画案の作成等について樹木採取権設定候補者に依頼します。なお、運用協定又は実施契約の締結に際しての契約保証金の納付は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第3号の規定により免除します。

(2) 権利設定料の納付

樹木採取権者は、Ⅲ-4の定めるところにより、権利設定料を納付しなければなりません。

7. 本公募の中止等

本公募の開始後に発生した自然災害等により当初想定していた規模の樹木採取権に係る 事業が行えない、当面の間樹木採取権に係る事業を行えない等、北海道森林管理局1胆振東 部樹木採取区において樹木採取権を設定することが適当でないと判断した場合、北海道森林 管理局1胆振東部樹木採取区の指定を解除し、本公募を中止することがあります。

また、本公募の開始後に、本公募要項等を修正又は変更することがあります。

本公募を中止し、又は本公募要項等を修正若しくは変更したときは、その旨(公募要項等を修正又は変更したときは、変更箇所を含む。)を、北海道森林管理局のホームページ (https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/) への掲載その他の方法により公表します。

VI. 別紙及び様式一覧

別紙1	樹木採取権設定申請書作成要領
別紙2	樹木採取区に係る公示
別紙3	森林資源等状況一覧表
別紙4	公募時現況図面
別紙5	林道等の状況一覧表
別紙6	法令等制限一覧表
別紙7	特記事項一覧表
別紙8	権利設定料の算定方法等
別紙 9	基礎額算定林分の選定方法等
別紙 10	基礎額算定林分の選定過程、箇所及び収穫調査結果等
別紙 11	北海道森林管理局1胆振東部樹木採取区における国有林野の管理経営に関する法
	律第8条の7第5号の樹木採取権を行使する際の指針
別紙 12	北海道森林管理局1胆振東部樹木採取区の国有林野の管理経営に関する法律第8
	条の14第2項第1号の樹木の採取に関する基準
別紙 13	参加資格要件
別紙 14	樹木採取権実施契約書(案)
別紙 15	樹木採取権運用協定書(案)
別紙 16	造林事業請負契約に関する事項
別紙 17	国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等に係る北海道森林
	管理局長の処分に関する審査基準等
別紙 18	評価一覧表及び評価基準表
様式A	申請取下書
様式B	説明会参加申込書
様式C	質問書
様式D	資料貸与申請書
様式E	貸与資料の取扱いに関する誓約書
様式F	破棄義務の遵守に関する報告書

樹木採取権設定申請書チェックリスト

(備考) 本チェックリストの各項目をチェックしてから、本チェックリストも申請書類と あわせて提出してください。

申請者 局職員

【樹木採取権設定申請書関係】

申請書の大きさが日本産業規格A4である。				
実際に申請書を提出する年月日が記載されている。				
申請者名等が記載されている。				
◎法人の場合				
所在地、名称及び代表者の氏名が記載されている。				
問い合わせ先に担当者名、部署、電話番号が記載されている。				
定款が添付されている。(※宗教法人の場合は不要)				
本申請が法人の議決機関の議決(宗教法人の場合は規則及び責任役				
員の議決)を要する事項に係るものであれば、その議決書の謄本が				
添付されている。				
◎個人の場合				
住所及び氏名が記載されている。				
問い合わせ先に電話番号が記載されている。				
【申請様式1関係】	申請者	局職員		
1、2及び3の記入欄に公募時に北海道森林管理局長が示した行使の指針				
等に沿った内容が記載されている(※公募要項別紙 11 の行使の指針に記				
載されている事項を漏れなく記載する)。				
	T			
【申請様式2関係】	申請者	局職員		
1について	T			
いずれかの項目にチェックがつけられている。				
◎上段1つ目の選択肢をチェックした場合				
登録番号、登録年月日を記載している。				
◎下段1つ目の項目の選択肢をチェックした場合				
公表の事実を示す書類が添付されている。				
2について				
現状と目標のそれぞれの年度と生産性(間伐・主伐)及び素材生産量				
の数値が記載されており、目標達成に向けて今後事業体として取り組				
む具体的内容が記述されている。				
3について(1の下段1つ目の選択肢をチェックした場合は不要)				
◎いずれかの取組にチェックがつけられている場合				

	その具体的内容が記述されている。		
	◎全ての取組にチェックがつけられていない場合		
	1年以内にそれらの取組を行う旨の誓約書が添付されている。		
4 (について(<u>1の下段1つ目の選択肢をチェックした場合は不要</u>)		
	◎いずれかの取組にチェックがつけられている場合		
	その具体的内容が記述されている。		
	◎全ての取組にチェックがつけられていない場合		
	1年以内にそれらの取組を行う旨の誓約書が添付されている。		
5 (について(1の下段1つ目の選択肢をチェックした場合は不要)		
	1つ目の項目にチェックがつけられている。		
	一体的に実施する体制を他の民間事業者と連携している場合は、当		
	該協定書の写しが添付されている。また、申請者が、北海道におい		
	て、森林経営管理法(平成30年法律第35号)第36条第2項に基づき		
	公表された民間事業者以外で他の民間事業体と連携している場合		
	は、連携先の経営管理の状況がわかる資料を添付している。		
	2つ目の項目にチェックがつけられている。		
	◎1つ目及び2つ目の両方又はいずれかにチェックがつけられていない	場合	
	3つ目の項目にチェックがつけられている。		
6 (こついて こうしゅうしゅう こうしゅう こう こうしゅう こう こうしゅう こう こう こうしゅう こう こう こうし こう こう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こう		
	◎【上欄】選択肢のいずれか又は全てにチェックがつけられている場合		
	実績とする事業に係る契約書等の写しが添付されており、記載内容		
	が申請様式7-1と整合している。		
	◎【上欄】全ての選択肢にチェックがつけられていない場合		
	1年以内にいずれかの項目に書かれた要件を満たす旨の誓約書が添		
	付されている。		Ш
	◎【中欄】2つ目の項目にチェックがつけられている場合		
	参加予定研修等を記述している。		
	【下欄】 過去3年間の受注実績の有無のいずれかにチェックが付けら		
	れている。		
	◎有にチェックがつけられている場合		
	○付にノエックがつけられている場合		
	実績の種類のいずれかの選択肢にチェックがつけられているととも		
	実績の種類のいずれかの選択肢にチェックがつけられているととも に事業名と発注機関が記載され、実績とする事業に係る契約書等の 写しが添付されている。		
7 (実績の種類のいずれかの選択肢にチェックがつけられているととも に事業名と発注機関が記載され、実績とする事業に係る契約書等の 写しが添付されている。 こついて		
71	実績の種類のいずれかの選択肢にチェックがつけられているとともに事業名と発注機関が記載され、実績とする事業に係る契約書等の写しが添付されている。 こついて 人数が記載されており、実績とする事業の契約書等の写し、現場代理人		
	実績の種類のいずれかの選択肢にチェックがつけられているととも に事業名と発注機関が記載され、実績とする事業に係る契約書等の 写しが添付されている。 こついて		

人数が記載されており、その人数が申請様式2-2と整合している。		
9について		
いずれかの項目にチェックがつけられており、遵守すべき行動規範が		
付されている		
◎全ての取組にチェックがつけられていない場合		
1年以内にいずれかを実施する旨の誓約書が添付されている。		
10 について		
◎いずれか又は全ての取組にチェックがつけられている場合		
その具体的内容が記述されている。		
11 について(労働災害の発生頻度(上欄)は記載必須。それ以外の項目に	こついては、	1の1つ
目の選択肢をチェックした場合は不要)		
【上欄】労働災害の発生頻度について、過去3年間の年度と人数(
を含む)が記載されている。		
【中欄】※1の選択肢にチェックがつけられている。		
リスクアセスメントの報告書等の写しが添付されている。		
◎※2のいずれの選択肢にもチェックがつけられていない場合		
【下欄】に具体的取組内容が記述されている。		
◎必須項目の全て、又はいずれかを実施していない場合		
1年以内にそれらの取組を行う旨の誓約書が添付されている。		
12 について (1の1つ目の選択肢をチェックした場合は不要)		
※1の選択肢両方にチェックがつけられている。		
【参考】社会保険の加入状況については、申請様式7-1の2でも確	認□□	
することになっており、そちらでは確認書類の提出も求めている。		
※2のいずれかの選択肢にチェックがつけられている。		
◎※2のいずれの選択肢にもチェックがつけられていない場合		
具体的取組内容が記述されている。		
必須項目の全て、又はいずれかを実施していない場合、1年以内にそ	in _	
らの取組を行う旨の誓約書が添付されている。		
13 について		
いずれかの取組にチェックがつけられている。		
14 について (1の1つ目の選択肢をチェックした場合は不要)		
チェックがつけられている。		
15 について (1の1つ目の選択肢をチェックした場合は不要)		
◎1 人以上の人数が記載されている場合		
その人数が申請様式2-1と整合している。		
◎1 人以上の人数が記載されていない場合		
いずれかの選択肢にチェックがつけられている。		

【申請様式2-1関係】	申請者	局職員
(申請様式2の1の1の目の選択肢をチェックした場合は不要)	中明石	川帆貝
◎設置している常勤役員について記載されている場合		
その人数が申請様式2の15と整合している。		
◎設置している常勤役員について記載されていない場合		
設置に向けた取組について記載されている。		
【申請様式2-2関係】	申請者	局職員
人数が申請様式2の8と整合している。		
備考欄にそれぞれの資格の取得年月日等が記載され、資格者証等(研修修了		
証書含む)の写しが添付されている。		
【申請様式2-3関係】	申請者	局職員
1について		
(1) について、班数、人数が記載されている。		
(2) について、(1) で下請区分に記載がある場合、申請者と下請負		
者の業務分担が記載されている。		
2について		
直近事業を実施した過去3年の実績が記載されている。		
直近事業を実施した過去3年の実績が記載されている。		
直近事業を実施した過去3年の実績が記載されている。 【申請様式3関係】	申請者	□□局職員
		局職員
【申請様式3関係】		局職員
【申請様式3関係】 ◎ 1 法人の場合		局職員
【申請様式3関係】 ◎ 1 法人の場合 直近3年分の貸借対照表、損益計算書等が添付されている(設立後3	申請者	
【申請様式3関係】 ◎ 1 法人の場合 直近3年分の貸借対照表、損益計算書等が添付されている(設立後3年に満たない法人については過年度分の添付)(任意提出。提出した場	申請者	
【申請様式3関係】 ②1 法人の場合 直近3年分の貸借対照表、損益計算書等が添付されている(設立後3年に満たない法人については過年度分の添付)(任意提出。提出した場合は1(1)①及び②の記載は省略可。)。	申請者	
【申請様式3関係】 ◎ 1 法人の場合 直近3年分の貸借対照表、損益計算書等が添付されている(設立後3年に満たない法人については過年度分の添付)(任意提出。提出した場合は1(1)①及び②の記載は省略可。)。 (1)について 1つ目の選択肢にチェックがつけられており、①から③まで記載されている(貸借対照表、損益計算書等が添付されている場合は③の	申請者	
【申請様式3関係】 ◎ 1 法人の場合 直近3年分の貸借対照表、損益計算書等が添付されている(設立後3年に満たない法人については過年度分の添付)(任意提出。提出した場合は1(1)①及び②の記載は省略可。)。 (1)について 1つ目の選択肢にチェックがつけられており、①から③まで記載さ	申請者	
【申請様式3関係】 ◎ 1 法人の場合 直近3年分の貸借対照表、損益計算書等が添付されている(設立後3年に満たない法人については過年度分の添付)(任意提出。提出した場合は1(1)①及び②の記載は省略可。)。 (1)について 1つ目の選択肢にチェックがつけられており、①から③まで記載されている(貸借対照表、損益計算書等が添付されている場合は③の	申請者	
【申請様式3関係】 ◎ 1 法人の場合 直近3年分の貸借対照表、損益計算書等が添付されている(設立後3年に満たない法人については過年度分の添付)(任意提出。提出した場合は1(1)①及び②の記載は省略可。)。 (1)について 1つ目の選択肢にチェックがつけられており、①から③まで記載されている(貸借対照表、損益計算書等が添付されている場合は③のみ記載されていれば良い)。 ◎ 2つ目の選択肢にチェックがつけられている場合 (自ら健全な経営ではないと認識しているので、直近3年分の貸借対	申請者	
【申請様式3関係】 ②1 法人の場合 直近3年分の貸借対照表、損益計算書等が添付されている(設立後3年に満たない法人については過年度分の添付)(任意提出。提出した場合は1(1)①及び②の記載は省略可。)。 (1)について 1つ目の選択肢にチェックがつけられており、①から③まで記載されている(貸借対照表、損益計算書等が添付されている場合は③のみ記載されていれば良い)。 ③2つ目の選択肢にチェックがつけられている場合 (自ら健全な経営ではないと認識しているので、直近3年分の貸借対書等の添付又は1(1)①~③の記載は不要経営診断書で足りる。	申請者	
【申請様式3関係】 ◎ 1 法人の場合 直近3年分の貸借対照表、損益計算書等が添付されている(設立後3年に満たない法人については過年度分の添付)(任意提出。提出した場合は1(1)①及び②の記載は省略可。)。 (1)について 1つ目の選択肢にチェックがつけられており、①から③まで記載されている(貸借対照表、損益計算書等が添付されている場合は③のみ記載されていれば良い)。 ◎ 2つ目の選択肢にチェックがつけられている場合 (自ら健全な経営ではないと認識しているので、直近3年分の貸借対書等の添付又は1(1)①~③の記載は不要経営診断書で足りる。経営診断書が添付されている等、今後5年以内に健全な経営の軌	申請者	
【申請様式3関係】 ◎ 1 法人の場合 直近3年分の貸借対照表、損益計算書等が添付されている(設立後3年に満たない法人については過年度分の添付)(任意提出。提出した場合は1(1)①及び②の記載は省略可。)。 (1)について 1つ目の選択肢にチェックがつけられており、①から③まで記載されている(貸借対照表、損益計算書等が添付されている場合は③のみ記載されていれば良い)。 ◎ 2つ目の選択肢にチェックがつけられている場合 (自ら健全な経営ではないと認識しているので、直近3年分の貸借対書等の添付又は1(1)①~③の記載は不要経営診断書で足りる。経営診断書が添付されている等、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できていること。	申請者	
【申請様式3関係】 ◎ 1 法人の場合 直近3年分の貸借対照表、損益計算書等が添付されている(設立後3年に満たない法人については過年度分の添付)(任意提出。提出した場合は1(1)①及び②の記載は省略可。)。 (1)について 1つ目の選択肢にチェックがつけられており、①から③まで記載されている(貸借対照表、損益計算書等が添付されている場合は③のみ記載されていれば良い)。 ◎ 2つ目の選択肢にチェックがつけられている場合 (自ら健全な経営ではないと認識しているので、直近3年分の貸借対書等の添付又は1(1)①~③の記載は不要経営診断書で足りる。経営診断書が添付されている等、今後5年以内に健全な経営の軌	申請者	

	経理状況がわかる書類が添付されている。		
(②2 個人の場合		
	直近3年分の納税証明書の写し等が添付されている(任意提出。提出		
	した場合は2(1)の納税状況の記載は省略可。)。		
	(1) について		
	1つ目の選択肢にチェックがつけられており、納税状況が記載され		
	ている(納税証明書の写し等が添付されている場合は記載を省略で		
	きる)。		
	◎2つ目の選択肢にチェックがつけられている場合		
	(自ら健全な経営ではないと認識しているので、直近3年分の納税証	明書等の消	系付又は
	2 (1) の表の記載は不要 経営診断書で足りる。)		
	経営診断書が添付されている等、今後5年以内に健全な経営の軌道		
	に乗ることが証明できていること。		
	(2) について、チェックがつけられている。		
	•		
	【申請様式4関係】	申請者	局職員
1	基礎額・申請額・割増率が記載されている(基礎額については森林管理局		
~	で記載する)。		
	【申請様式5関係】		
	申請者が木安法第4条第1項の認定(木材利用事業者等及び木材製品利		
F	用事業者等と共同して作成した事業計画に係るものに限る。)を受けた者		
~	である場合であって、当該認定に係る事業計画(森林の区域に申請に係る		
村	樹木採取区が含まれているものに限る。)の写しを提出したときは不要。	申請者	局職員
7	ただし、当該事業計画書の写しだけでは審査・選定ができない場合は追加	中明石	川帆 貝
Ĭ	資料の提出が必要。		
	◆印で示した箇所は審査基準で必須とされているもの。上記木安法の認		
Ţ	官を受けていても、当該事業計画の内容が審査基準を満たしていない場合		
ľ	は審査不合格となるので追加資料提出が必要なことに注意。		
Ē	単独で審査・選定ができる木安法認定に係る事業計画の写しが提出されて		
V	いる。		
-	1 について(審査・選定ができる事業計画の写しが提出されている場合は不	(要)	
	(1) について、申請者、木材利用事業者等、木材製品利用事業者等		
	の備考欄以外の欄に記載があり、申請者及び木材利用事業者等の実績		
	の値が4の全体概念図の値と整合している。また、主要取引先がある		
	場合は氏名又は名称に※印が付されている。		
	(2) について、木材利用事業者等、木材製品利用事業者等の備考欄		

	に※印が付されている。		
	(3) について		
	(1) に記載した木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びそ		
	の他の事業者ごとに法定福利費の支払い状況がわかる書類が添付さ		
	れている。		
	◎木材産業高度化推進資金の利用を計画する場合		
	3で木材産業等高度化推進資金の利用を計画すると記載した事業		
	実施者ごとに、過去3か年分の財務諸表が添付されている。		
2	こついて(審査・選定ができる事業計画の写しが提出されている場合は不	要)	
	(1) について、申請者と木材利用事業者等、木材製品利用事業者等		
	及びその他の事業者との間で協定書等により合意形成された取引の内		
	容について、引取時期、引取場所、引取量、価格の決定や見直し方法		
	等の記載があり、添付された協定書等の内容と整合している。		
	(2) について		
	①について		
	計画量が樹木採取区由来量(内数)とともに記載されており、目		
	標の計画量については4と整合している。		
	目標とする素材生産量の現状に対する増加量が、樹木採取区に由		
	来する素材生産量以上となっている。		
	◆審査基準等通知第1の1(1)エ(イ)		
	②について、区分別に計画量が記載されており、現状と目標の計画		
	量については4と整合し、※印を付された主要取引先が木材利用事		
	業者等の欄に記載されている。		
	③について、区分別に計画量が記載されており、現状と目標の計画		
	量については4と整合し、※印を付された主要取引先が木材製品利		
	用事業者等事業者の欄に記載されている。		
	①、②、③について、申請者から木材利用事業者を通じて木材製品		
	利用事業者等へ供給される木材取引予定量が、樹木採取区から供給		
	される木材取引予定量全体の50%を超えている。		
	◆審査基準等通知第1の1(1)ウ(オ)		
	(3) について、木材生産流通改善施設の整備を整備しようとする場		
	合には、各項目が記載されている。		
	(4) について		
	事業実施者ごとに、新規需要の開拓の内容と、その取組に係る木材		
	又は木材製品の供給量又は使用量の目標が記載されており、その内		
	容と目標が4と整合している。		
	開拓する新規需要の増量(原木換算量)が樹木採取区からの木材供		
	給量以上に増加している。		

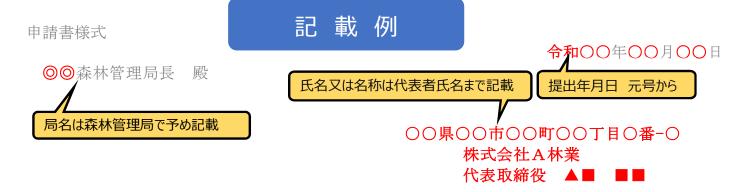
◆審査基準等通知第1の1(1)エ(イ)		
(5)について、木材利用事業者等の氏名又は名称及び所在地が記載		
されている。		
(6)について、木材製品利用事業者等の氏名又は名称及び所在地又		
は事業を行う区域が記載されている。		
(7) について、事業の実施期間が記載されており、安定取引協定の		
期間と整合している。		
※実施期間については、申請する樹木採取権の存続期間以上となって		
いること又は存続期間以上となっていない場合は、当該協定の更新		
方法が自動更新等の継続性が高いものとなっていること。		
◆審査基準等通知第1の1(1)ウ(カ)④		
3について(審査・選定ができる事業計画の写しが提出されている場合は不	要)	
各年度において、事業実施者ごとに、施設等種類と資金及び資金調達		
先別金額が記載されている。		
※樹木採取権の存続期間を勘案して適切に計上されており、調達方法		
も適切である。		
◆審査基準等通知第1の1 (1) ウ (コ)		
4について(審査・選定ができる事業計画の写しが提出されている場合は不	要)	
2 (1) に記載した事業者と概念図中の事業者が整合している。		
概念図中の現状値と計画量が1(1)に記載した過去の実績及び計		
画、2(2)の①、②及び③に記載した現状と目標の計画量と整合し		
ている。		
概念図中の新規需要開拓の内容と目標が2(4)に記載した内容と整		
合している。		
	<u>I</u>	
【申請様式5-1関係】	申請者	局職員
アについて、取引量が記載されており、いずれかの選択肢にチェックがつ		
けられている。		
イについて、いずれかの選択肢にチェックがつけられている。		
ウについて、いずれかの選択肢にチェックがつけられている。		
エについて、いずれかの選択肢にチェックがつけられており、2つ目の選		
択肢にチェックがつけられている場合は必要な書類が添付されている。		_
(1つ目の選択肢であるクリーンウッド法登録業者は公表されており、イ		
ンターネットで検索可能なため書類の添付不要)		
	1	
【申請様式5-2関係】	申請者	局職員
日付の記載があること。		
事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地が記載されており、協定書の住		

所氏名と一致している。		
※関係する木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者		
が連名又は単独で作成し、関係する全ての事業者の誓約書が添付されてい		
ること。		
事業者間の協定書の写しが添付されている。		
【申請様式6関係】	申請者	局職員
◎1について、いずれかの選択肢にチェックがつけられている場合		
必要な書類が添付されている。		
2について、数値が記載されており、申請様式7-1の2の地元雇用の適		
否欄の計と整合している。		
◎3について記載がある場合		
記載された市町村が樹木採取区の所在する市町村である。		
◎4①~④について、記載がある場合		
それぞれ必要な書類が添付されている。		
◎5①~④について、記載がある場合		
それぞれ必要な書類が添付されている。		
【申請様式7関係】	申請者	局職員
1について、いずれかの選択肢にチェックがつけられており、申請様式7		
-1の2の雇用形態の適否欄の計と整合している。		
◎2①~④について、いずれかの選択肢にチェックがつけられている場合		
それぞれ必要な書類が添付されている。		
【申請様式7-1関係】	申請者	局職員
1について、各欄が記載されている。		
2について		
現場作業職員ごとに各項目が記載されており、居住地が証明できる資		
料が添付されている。		
適否欄の計(割合(%))について、雇用形態は申請様式7の1と、		
地元雇用は申請様式6の2と整合している。		
社会保険・労働保険等への加入状況について、申請様式2の12と整		
合しており、該当する項目の加入状況が確認できる資料が添付されて		
いる。		
※被保険者等の記号・番号が記されている場合は、当該記号・番号に		
マスキングを施すこと。		
2の現場従事実績について		•

3年以上の従事実績を有する技術者の実績を証する資料が添付されている。		
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	<u> </u> いて 31	上 年DJ 上
の従事実績者と同等の能力を有しているとして申請する技術者があ		
1年以上の従事実績を証する資料が添付されており、3年以		
上の従事実績者と同等の能力を有することを証する書類が添		
付されている。		
13 2 47 2 5 90		
【申請様式8関係】	申請者	局職員
1及び2に必要事項が記載されている。		
◎3について、いずれかの選択肢にチェックがつけられている場合		
必要な書類が添付されている。		
【申請様式8-1関係】	申請者	局職員
実際に申請書を提出する年月日が記載されている。		
◎法人の場合		
事業者の名称及び代表者名並びに所在地が記載されている。		
◎個人の場合		
事業者の氏名及び住所が記載されている。		
【申請様式9関係】	申請者	局職員
実際に申請書を提出する年月日が記載されている。		
◎法人の場合		
事業者の名称及び代表者名並びに所在地が記載されている。		
◎個人の場合		<u> </u>
事業者の氏名及び住所が記載されている。		
		<u> </u>
【申請様式 10 関係】	申請者	局職員
実際に申請書を提出する年月日が記載されている。		
◎法人の場合		<u> </u>
事業者の名称及び代表者名並びに所在地が記載されている。		
◎個人の場合		<u> </u>
事業者の氏名及び住所が記載されている。		
審査基準等通知第1の1(3)エ(キ)から(ヌ)に該当しない場合はチェ	ックする	(局職員
は申請者がチェックした項目がないか確認する)。		Г
(キ) 樹木の採取に伴い必要となる他法令に基づく手続(例えば自然		
公園法(昭和32年法律第161号)、砂防法(明治30年法律第29		

ローン・レンスクルボのキーが、コンベーンカーエンストルケッとマー		
号)における伐採の許可等)において、違反をした実績がある者。		
(ク) 行政機関に対し森林施業に関する苦情が寄せられている者。		
(ケ)過去に森林窃盗等悪質な事例の報告がなされている者。 		
(コ) 国内外において強引な森林施業を実施していると認められる		
者。		
(サ) 反社会的行為に関与した者。		
(シ)過去に暴力団員であった者又は暴力団と密接な関係を有する者		
(通知のとおり例外あり)。		
(ス) 我が国の森林・林業関連法令又はこれらに相当する外国の法令		
の規定に違反し、又は刑法(明治 40 年法律第 45 条)若しくは暴力行		
為等処罰に関する法律(大正 15 年法律第 60 号)の罪を犯し、罰金の		
刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたことが		
ある者。		
(セ)禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に		
処せられたことがある者 (通知のとおり例外あり)。		
(ソ) 所属した法人等又は現在所属する法人等が行政機関より造林の		
命令等の行政処分を受けており、当該処分の原因となる事実につい		
 て、行為の当事者として又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故		
 意又は重大な過失によりこれを生ぜしめたことがある者又は当該者を		
構成員とする法人。		
(タ)業務に関連して法令に違反し、代表役員、一般役員等が逮捕さ		
 れ、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過して		
いない者。		
(チ)業務に関連して法令に違反し、事案が重大又は悪質な場合であ		
って再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者。		
(ツ) 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けて		
いる者。		
イン等に違反した行為をしたと認められる者。		
(ト)森林の経営管理又は樹木採取権の行使を適切に行うことができ		
ない若しくは森林の経営管理又は樹木採取権の行使に関し不正若しく		
は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があ		
る者。		
です。 (ナ) 樹木採取権実施契約、樹木採取権運用協定、これらの契約に基		
(ブ) 個木採取権民間失続、個木採取権運用協定、これのの失為に基 づき国が樹木採取権者と締結する契約その他国有林野事業に係る国と		
の契約において、重大な契約上の義務違反があった者又は正当な理由		
なく契約上の義務を履行せず、国からの契約解除に至ったことがある		
なく失約上の義務を履行せり、国からの失約解除に主うにことがめる 者。		
´ㅂo	İ	1

	121	二)法第8条の21 に基づく国の指示を受け、正当な理由なく指示 従わなかったと認められる者で、指示に従わなかったと認められる 点から2年を経過しない者。		
	()	ヌ) その他十分な社会的信用を有していると認め難い者。		
	05	審査基準等通知第1の1(3)エ(キ)から(ヌ)のいずれかに該当	している	場合。
	(_	上記(キ)から(ヌ)にチェックがない場合)		
		樹木採取権の設定を認めることが著しく不適当ではない場合に該 当する理由について、別途記載したものが添付されている。		
		【参考様式】※任意提出	申請者	局職員
(O)	提出	された場合		
	採	取希望時期が記載されている。		



樹木採取権設定申請書

樹木採取権の設定を受けることを希望しますので、国有林野の管理経営に関する法律(昭和26 年法律第246号。以下「法」という。)第8条の8第1項及び第2項の規定により、下記により申 請いたします。

なお、提出する書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

樹木採取権の設定を受けることを希望する樹木採取区

所在地は森林管理局で予め記載

名称 : 〇〇1地名樹木採取区

所在地: **令和2年○月22日付け124号◎◎森林管理局長**の公示のとおり

問合せ先 2

担当者名:総務課長 ▼▼ □□

署:総務部 総務課

電 話 番 号**∦**: 0×××-◆◆-××××

申請担当者が特定できるよう可能であれば役職名も記載 備考

1:必要

2:本申請書の大きさは日本産業規格A4としてください。

3:本申請書様式には法第8条の9第1項第2号及び第3号の内容を含みます。

4:申請者が法人(宗教法人以外)である場合は、以下一及び二の書類を添付してください。

ー 定款 二 本申請が法人の議決機関の議決を要する事項に係るものであれば、その議決書の謄本

※ 国有林野の管理経営に関する法律施行規則(昭和26年農林水産省令第40号。以下「規則」という。)第3 条関係。宗教法人の場合、同令第2条に定める議決書の謄本を添付してください(定款は添付不要)。

5:申請者が個人である場合、「2 問合せ先」には電話番号のみ記載してください。

(法第8条の9第1項第1号関係)

公募時に森林管理局長が示した行使の指針が漏れなく記載されていること

- 1 樹木採取区における樹木の採取に関する方針(施業の方法、自然環境への配慮、安全対策)
- ① 樹木採取権実施契約に定める施業計画及び実行計画の内容を、公募時に示された樹木の採取に関する基準及び地域管理経営計画(〇〇森林計画区)に適合したものとするほか、事業の実施に当たって、伐区の分散、林地の保全、自然環境の保全等により国有林野の有する公益的機能の維持増進を図ります。【行使の指針1】
- ② 事業の実施に当たり関連する法令等を遵守するとともに、適切な経験・資格等を有する技術者の配置、労働災害の発生防止その他の事業の実施体制の確保に努めます。【行使の指針4】
- ③ 採取跡地における効率的な植栽の実施に取り組みます。【行使の指針8】
- ④ 事業の実施に当たり、国有林野事業の請負事業者、立木販売の買受者、その他国有林野を利用する第三者、地域住民等の対外的関係に配慮し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に協力します。 【行使の指針9】
- 2 木材の安定的な取引関係の確立に関する方針
- ① ◎◎1地名樹木採取区に由来する木材の取引等について、木材の需給動向を十分勘案するとともに、以下のとおり木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者間における安定的な取引関係の確立に取り組みます。【行使の指針3】
- ② ◎◎1地名樹木採取区に由来する素材生産量が、◎◎1地名樹木採取区の森林資源の状況に鑑み適切なものとなるよう留意し、権利存続期間を通じて用途に応じた規格の素材を安定的に生産・供給します。【行使の指針(別記)ア】
- ③ 本申請書に記載した木材取引計画のとおり、樹木採取権者、木材利用事業者等ともに国産材の取扱量が◎ 1地名樹木採取区に由来する木材の供給量以上に増加するものとし、かつ、◎◎1地名樹木採取区に由来する木材の供給量に相当する量以上の量が木材製品利用事業者等その他の取引先の新規需要開拓に充てられるものとします。【行使の指針(別記)イ】
- 3 その他(林業経営の改善・向上、人材の育成・確保等の取組・工夫等)
- ① 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実に行うに足りる経理的基礎の維持・強化に取り組みます。【行使の指針2】
- ② 事業の実施による雇用の増大、作業員の地元雇用、民有林との連携、地域貢献活動等により樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与に努めます。【行使の指針5】
- ③ 経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営の改善に努めます。【行使の指針6】
- ④ 作業員の雇用形態の改善、ワーク・ライフ・バランスの確保その他の雇用管理の改善に努めます。【行使の指針7】

現状年度の数量が特別の事情により例年と比べて著しく乖離 申請様式2:経営管理の状況 した数量であったためその前年度の数量を現状として使用した (規則第28条の7第1号関係(規則第28条の9第 以下のいずれかの項目にチェッ 場合など、その理由も含めて記載する □ 北海道林業事業体登録実施要 「登録林業事業休」とい である。 □ 登録林乳 どちらかをチェックが 後1年以内に登録事業体となる予定である。 ※1つ目の選択肢をチェックした場合、以下に登録番号を記載して下さい。 1 森林経 営管理法 1つ目をチェック 登録番号 に基づき した場合に記述 登録年月日 都道府県 に公表さ 以下のいずれかの項目にチェックしてください。 れている 【□ 樹木採取区の所在する都道府県において、森林経営管理法(平成30年法律第35号】 第36条 第2項に基づき小表された早間事業者 事実 ☑ 上記以外 どちらかをチェック 3年後又は5年後の目標値がわかる年度 ※ 1つ目の選択肢をチェックした場合 公表の事実を示す書類を添付してください ※ 1つ目の選択肢をチェックした場合、 下の3、4、5、11のうち労働災害の発上頻度以 外、12、14、15については記載を要しま 申請年度又は申請前年度 備考 目標(7年度) 現状(2年度) 間伐 5 m³/人日 間伐 9 ㎡/人日 申請様式2-3と整合 主伐 8 ㎡/人目 主伐 11㎡/人目 素材 2 生産性 9, 400 m³ 20,000 m³ の向上又 は、生産性の向上又は生産量の増加の目標が北海道意欲と能力のある林業経営者の登録基準を満たしていること これまでは1ha以下の小規模で分散した事業地の受注が多かったが、樹体採取権の設定を受 加 けることにより一定規模のまとまりが確保できるため、機械稼働率の改善

【より生産性が向上 し生産量も増加する。また、生産工程のボトルネックを解消するため、設定を受けた際はフォ ワーダを1台増やす予定である。 実際に取り組む予定を具体的に記載 以下で実施している取組にチェックしてください 毎以内にいずれかを実施することの誓約書を提出すること。)。 【 ☑ 作業日報の作成・分析による進捗管理 生産工程の見直し、作業システム の改善等の適 切な生産管理 該当する項目にチェック 3 適切な ☑ 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機 生產管理 関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者、工務店等と連携したいわゆる「 の見える木 又は流通 材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通の合理化等 の合理化 上記について具体的内容を記述してください。 作業日報を作成、分析し、作業システムの改善に取り組んでいる。また、株式会社F製材と 安定供給協定を締結し、直接的な取引を実施している。 以下で実施している取組にチェックしてください (※以下のいずれにも該当しない 年以内にいずれかを実施することの誓約書を提出すること。)。 ☑ 【伐採・造林の一貫作業システムの導入 ☑ コンテナ苗の使用 該当する項目にチェック 4 造林・ □ 低密度植栽 保育の省 ☑️列状間伐の導入 力化・低 ┪ その他(コスト化 上記の取り組み又は計画の具体的内容を記述してください。 上記取組の他に、低コスト化を進める取組を実施している場合記載する

生産性の向上又は生産量の増加目標のどちらか一方のみが審査基準を満たしている場合であっても、生産性、素材 生産量は加算点の評価対象であるため両方とも記載すること

下で実施している取組にチェックしてください。 を主代及び主代後の再造林を一体的に実施する体制を有している。 ★代及び再造林のどちらか一方を行わない民間事業者の場合は、もう一方を実施する他の 民間事業者との連携協定等により一体的に実施できる体制があることが必要です。当該協定 書の写しを添付してください。また、申請者が、北海道において、森林経営管理法(平成30 年海律第35号) 第36条第2項に基づき公表された民間事業者以外であって、他の民間事業者 との連携協定等により一体的に実施できる体制を確保する場合、当該連携先についての経営 5 主伐後 | 管理の状況が分かる資料(申請様式2の1の上段 、2 、3 、4 、6の上段 、11、12 、 の再浩林 14 を記載したもの)を添付してください。 の確保 ☑ 主伐後の適切な更新を行っている(ただし、他者の所有する森林の主伐にあっては、事 前() 森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。)。 該当する項目にチェック 上記の両方又はいずれかに該当しない場合、以下にチェックしてください。 □ 1年以内に主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を整え、主伐後に適切な更 実績が確認できる資料の提出が必要なため、複数該当する場合でもいずれかのチェックで良い ↑ □ 申請者が登録林業事業体に登録されて3年以上経過している(事業の種類が素材生産で ある場合に限る。)。 □ 所属する現場作業職員の素材生産に関する現場従事実績等が3年以上である。 □ 申請者の下請となる事業者が素材生産に関して3年以上の事業実績を有している。 ↘️ 申請者が中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)に基づく事業協同組合、事 業協同小組合、企業組合、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号) に基づく協業組合等(以下「事業協同組合」という。)である場合、組合員が素材生産に 関して3年以上の事業実績を有している。 ※ 実績とする事業に係る契約書等の写し(事業名、履行期限、発注機関、社印を有する部 分及び設計図書等で事業内容が確認できる資料)を添付してください。 ※ 現場作業職員の現場従事実績等については申請様式7-1に記載してください。 該当する項目にチェック 2つ目にチェックした場合に記述 にナエックして下さい。 以下で該 6 素材生 ✓ 本施業プランナーを有している。 産の実施 森林施業プランナーの育成に努める。(参加予定研修等 体制及び ※ 2つ目の選択肢をチェックした場合、参加予定研修等を記述して下さい。 同種事業 の実績 以下で該当する項目にチェックしてください。 ・過去3年間の農林水産省、国(他機関)、都道府県又は市町村における素材生産事業の受注実 √績 (元請又は国有林における下請)の有無 ☑有 添付する契約書等を見ながら正確に 実績が複数ある場合でも代表するもの1つで良い 該当する項目にチェック 有の場合、次のいずれかをチェックしてください。 ☑【国有林における元請実績がある。 事業名:令和元年度 ○○国有林森林整備事業 該当する項目にチェック 発注機関:××森林管理署 □ ■ 国有林以外で元請実績又は国有林における下請実績がある。 発注機関: ※ 実績とする事業に係る契約書等の写し(事業名、履行期限、発注機関、社印を有する部 分及び設計図書等で事業内容が確認できる資料。下請の実績については、元請事業体と交 わした契約書又は発注者が発出した下請承認書等の写し)を添付してください。

※ 事業協同組合については、当該組合の組合員のうち、樹木採取権における作業に従事す る予定である者の実績を事業協同組合の実績とすることができます。 過去5年間で、農林水産省、国(他機関)、都道府県又は市町村が発注した素材生産事業(搬 出間伐を含む)を元請で事業実施した現場<u>代理人の人数を記載してくだ</u>ない 現在雇用している者の人数(延べ人数ではない) 現場代理人の人数 ※ 現場代理人として従事したことを証する書類として、従事した事業に係る契約書等の写 7 技術者 し(事業名、履行期限、発注機関、社印を有する部分及び設計図書等で事業内容が確認で (現場代 きる資料)及び当該事業における現場代理人届等の写し(事業名及び現場代理人氏名が確 理人)の 認できる資料)を申請する技術者1人につき1件添付してください。 事業実績 ※ 実績のある現場代理人として申請できる技術者は、申請時点において直接雇用している 技術者に限ります。ただし、事業協同組合については、当該組合が直接雇用する者又は当 該組合の組合員のうち、樹木採取権における作業に従事する予定である組合員が直接雇用 する者とします。 ※ 実績とする事業は申請者が受注した事業に限りません。 直接雇用する技術者等のうち、フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー (現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)、森林施業プランナ 一、森林作業道作設オペレーター、低コスト作業路企画者又は技術者、技術士、林業技士、フ 8 技術者 ォレスター (森林総合監理士) について、複数の資格を有している人数を記載してください 等の保有 なお、事業 32つ以上該当する者の人数。申請様式2-2と整合させるよと(複数所持者のみ) 資格 樹木採取権における作業に従事する予定である組合員が直接雇用する者とします。 複数の資格を有している人数 5__人 9 伐採• 以下で実施している取組にチェックしてください (※行動規範等を添付すること。以下のい ずれにも該当しない場合、1年以内にいずれかを実施することの誓約書を提出してください。)。 造林に関 ☑️独自の行動規範等を作成している。 する行動 - 所属する団体や都道府県、市町村等が策定した行動規範等を遵守している。 規範の策 定等 該当する項目にチェック り、で実施している取組にチェックしてください。 □ 現場作業職員等への技術指導 ☑ 研修会・講習会の開催・参加 10 現場作 □ 「緑の雇用」事業の活用 ☑ / 資格取得への支援 現場作業職 :記について具体的内容を記述してください。 員等には事業 研修会・講習会へ年1回以上現場作業職員を参加させ、伝達させることで現場作業職員全体 主自身を含み D技術向上を図っている。また、資格取得試験のための休暇制度を設けている。 ます (平成30年度) 労働災害 (令和元年度) (令和2年度) 0人 (休業日数4日以上) 1人 0人 の発生頻度(備考) (1人) ださい。 申請様式2枠外最後に記載 11 労働安 ☑️現場作業職員 全衛生教育 **%** 1 全対策 □ 労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導 直近3年間の状況 ☑ リスクアセスメント **%** 1 **%** 2 ☑Ⅰ防護具の着用の徹底 4 作業現場の安全巡回 **%** 2

該当する項目にチェック

上記の※2のいずれも取り組んでいない場合、それ以外に取り組んでいる労働安全対策があれ ば、具体的内容を記述してください。 **※** 2 上記※2と同等以上の質の労働安全対策を実施している場合は具体的に記入する ※1は必須項目、※2はいずれかを実施することが必須である項目です。 必須項目の全て又はいずれかを実施していない場合、1年以内に必須項目の全てを実施するこ との誓約書を提出してください。リスクアセスメントに取り組んでいる場合、報告書等の写し を添付してください。 が下で実施している取組にチェックしてください。 【☑】労働者災害補償保険への加入(一人親方等の特別加入を含む。) **%** 1 ☑┃以下の届出を行っていること(届出の義務がない場合を除く。) **%** 1 ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出 ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出 ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出 ☑ 現場作業職員の常用化など雇用の安定化 □ 『現場作業職員への月給制度、週休2日制の導入、賃金水準の向上などの雇用条件の改善 **X** 2 該当する項目にチェック □ 退職金共済への加入などの福利厚生の充実 ※2 12 雇用管 理の改善 上記※2のいずれも取り組んでいない場合、それ以外に取り組んでいる雇用管理の改善があれ ば、具体的内容を記述してください。 ※1は必須項目、※2はいずれかを実施することが必須である項目です。 必須項目の全て又はいずれかを実施していない場合、1年以内に必須項目の全てを実施するこ との誓約書を提出してください。 該当する項目にチェック 林業退職金制度、建設業退職金制度又は中小企業退職金制度等による退職金共済の契約締結 ○いて、従業員^(備考2)の全員について締結しているか、該当する選択肢にチェックしてくだ。 13 労働福祉 さい。 の状況 □ している。 いずれにも該当していないことは必要な条件。チェックを忘れないように注意する 以下のからのまでのいずれにも該当していない場合、チェックしてください。 ✓いずれにも該当していない。

- ① 業務に関連して払令に違反し、代表役員等 (備考3) や一般役員等 (備考4) が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者
- ② 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者
- ③ 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者

14 コンプ ライアン

スの確保

- ④ 伐採・造林に関する行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者
- ⑤ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若 しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 (備考5)

人数を記載する

常勤役員の人数を記載してください。 常勤役員の人数

0

15 常勤役 員の設置 状況 法人であって、常勤役員の人数が 0 人である場合、以下のいずれかにチェックしてください。

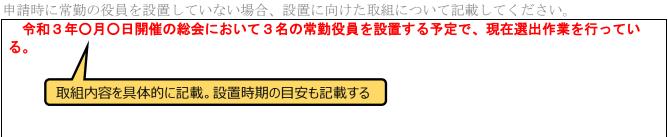
✓ 森林経営管理法の施行日(平成31年4月1日)から起算して3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時までに常勤役員を設置するよう取り組む。
□ 上記以外

備考 組織の形態上常勤役員を設置できない場合などにチェックする

- 1: (人)は、死亡災害件数を内数で記載してください。
- 2:「従業員」とは、申請者及び下請負者等、実行体制に含まれる全現場作業職員であり、申請様式7-1に記載する現場作業職員とします。
- 3:「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員又は個人事業主とします。
- 4:「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とします。
- 5:「その他・・・(略)・・・相当の理由がある者」については、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者等が考えられます。

申請様式2-1:常勤役員の設置状況

役職	(フリガナ) 氏名	住所	生年月日
役職名から生年	∓月日まで漏れなく記載	戏	



※ 申請様式2の1で「樹木採取区の所在する都道府県において、森林経営管理法(平成30年法律第35号) 第36条第2項に基づき公表された民間事業者である。」にチェックをした場合は提出不要です。

申請様式2-2:技術者等の保有資格

							技術者数					
			1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	
No.	氏	名	(林業作業士)フォレストワーカー	(現場管理責任者)フォレストリーダー	(統括現場管理責任者) フォレストマネージャー	森林施業プランナー	森林作業道作設オペレー	低コスト作業路企画者又は技の方	技術士 た 資格等	林業技師の番号と	(森林総合監理士) フォレスター 年	備考日を記載する
1	植杉	密夫		0	0					0		② H24. 5. 20 ③ H29. 5. 22 ⑧ H28. 3. 10
2	唐松	紅葉				0	0		0			8 H28. 3. 10 4 H26. 2. 20 5 H29. 11. 12 7 H29. 3. 10
3	国林	有美				0					0	④ H27. 5. 20 ⑨ H29. 2. 19
4	檜山	緑		0				0				② H24. 5. 20 ⑥ H28. 3. 10
5	赤松	太	0							0		① H28. 5. 20 ⑧ H29. 5. 22
6												
7												
備考	計		1人	2人	1人	2人	1人	1人	1人	2人	1人	

頒考

- 1:「技術者数」欄には、直接雇用する技術者等について申請時点において取得している資格が複数ある者のみ氏名を記入し、該 当欄に○印を記載してください。
 - なお、事業協同組合については、当該組合が直接雇用する者又は当該組合の組合員のうち、樹木採取権における作業に従事す る予定である組合員が直接雇用する者としてください。
- 2:「備考」欄には、それぞれの資格についての取得年月日又は修了年月日を記載し、資格者証等の写しを添付してください。
- 3 : フォレストワーカー (林業作業士)、フォレストリーダー (現場管理責任者)、フォレストマネージャー (統括現場管理責任 者)とは、研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知)に基づき、林業 労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者をいいます。
- 4 : 森林施業プランナーとは、森林施業の方針や事業収支を示したプランを森林所有者等に提案し、合意形成を図る能力を有する 者として、森林施業プランナー協会により認定された者をいいます。
- 5 : 森林作業道作設オペレーター(上級又は中級)とは、林野庁の助成を受けて行われる林業事業体向けの指導者研修上級・中級 と初級からなる「森林作業道作設オペレーター研修」のうち、上級又は中級研修を修了した者をいいます。
- : 低コスト作業路企画者又は技術者とは、林業機械化センターで実施された都道府県及び関係団体等の技術者向け研修である 「低コスト作業路企画者養成研修」又は「低コスト作業路技術者養成研修」を修了した者をいいます。
- 7 :技術士とは、技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく技術士(技術士補を含む。)をいいます。
- 8: 林業技士とは、(一社)日本森林技術協会の認定する林業技術士をいいます。
- 9 : フォレスター (森林総合監理士) とは、森林法 (昭和26年法律第249号) に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理 の区分に合格した者をいいます。

申請様式2-3:生産実施体制の確保

直近の事業年度の平均的な作業体制を記載する

1 実施体制

(1) 直近事業年度の作業班体制

区 分		班数				人数			
直雇	素材生産班			3	班			12	人
	造林班			1	班			5	人
	素材生産	1	社	1	班		社		人
下請	トラック運搬		社		班	2	社	6	人
	造林	1	社	1	班		社		人

備考

1 : 樹木採収区における事業に従事するものについて記載してください。

2:下請の区分欄には素材生産、運材等の業務の種類を記載してください。

「下請」は、申請者が元請負者となり、下請負者を使用して事業実施した際の下請分

(2) 直近事業年度の下請負者との業務分担

工程	申請者による実行	下請負者による実行			
伐倒・造材	チェーンソー伐倒、ハーベスタ伐 倒・造材、搬出	チェーンソー伐倒・造材、搬出			
トラック運搬	_	積み込み、トラック運搬			
造林	現場管理、地拵え(伐倒と合わせて 実施)	防護柵設置、植付			

備考:樹木採取区における事業に従事するものについて記載してください。

2 素材生産の事業 直近の3事業年度の事業実績数量を記載する

	区 分	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度
	主伐	7,700 m ³	7, 400 m ³	6, 4 00 \ m³
元	間伐	800 m³	500 m³	400 m
	作業道開設	3,300 m	2,800 m	2, 300 m
請	その他			
Γ.	下請」は、申請者が	下請負者として事業実施した	際の申請者請負分を記載する	
	主伐	2, 100 m ³	1, 200 m ³	2,000 m³
下	間伐	400 m ³	500 m³	600 m²
'	作業道開設	1,000 m	1, 100 m	1, 100 m
請	その他			1
備考	()	申請様式2の2 の素材生	産量と申請様式5の1(1)過去の実績と整合

1:直近で事業を実施した過去3年度分の実績を記載してください。3年は連続していることを要しません。

2 : 事業実績には、自社山林に係るもののほか、請負、立木購入を含めて記載してください。

3 : 主伐及び間伐については、素材材積としてください。

申請様式3:資産及び収支その他の経理の状況

(規則第28条の7第2号関係)

以下該当する項目にチェックをし、表中に必要事項を記入してください

法人の場合

申請者が法人の場合はこちらの該当する項目にチェック

)経理状況

✓

※ 直角の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと(債務超過でないこと)及び直近3年間の 事業に度の経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の 領を加えて得た額)が全てマイナスという状態になっていないことが必要です。

中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等今後5年以内に健全な経営

連結子会社がある場合は併せて判断するので、単体及び連結の財務諸表の提出又は表の記載が必要 連結していない子会社については提出又は表の記載不要

① 貸借対照表の要旨

	区分	(平成	30 年度)	(令和	1 年度)	(令和	2	年度)
	流動資産		286, 523, 000		299, 456, 000		320,	, 105, 000
資産	固定資産		93, 371, 000		95, 366, 000		96,	, 958, 000
	繰延資産		0		0			0
資産合計			379, 894, 000		394, 822, 000		417,	, 063, 000
	流動負債		201, 412, 000		214, 568, 000			, 521, 000
負債	固定負債		66, 782, 000		67, 264, 000			, 205, 000
	負債合計		268, 194, 000		281, 832, 000		298,	, 726, 000
	資本金		24, 500, 000		24, 500, 000			,500,000
	資本剰余金		2, 185, 000		2, 185, 000		2,	, 185, 000
	資本準備金		1, 400, 000		1, 400, 000		1,	, 400, 000
	その他資本剰余金		785, 000		785, 000			785,000
純資産	利益剰余金		82, 565, 000		84, 278, 000			, 545, 000
	利益準備金		79, 620, 000		81, 245, 000			, 225, 000
	その他利益剰余金		2, 945, 000		3, 033, 000		3,	, 320, 000
	自己株式		△ 926,000		△ 959,000		Δ1,	, 234, 000
	評価・換算差額等		3, 376, 000		2, 971, 000		2,	, 326, 000
	純資産合計		111, 700, 000		112, 975, 000		118,	, 322, 000
負債及	び純資産 合計		379, 894, 000		394, 807, 000		417,	, 048, 000

② 損益計算書の要旨

区分	(平成 30 年度)	(令和 1 年度)	(令和 2 年度)
売上高	295, 000, 000	221, 000, 000	288, 920, 000
売上原価	213, 520, 000	174, 430, 000	202, 430, 000
売上総利益	81, 480, 000	46, 570, 000	86, 490, 000
販売費及び一般管理費	55, 678, 000	23, 450, 000	54, 987, 000
営業利益	25, 802, 000	23, 120, 000	31, 503, 000
営業外利益	500,000	480,000	500,000
営業外費用	1, 200, 000	1, 200, 000	1, 200, 000
経常利益	25, 102, 000	22, 400, 000	30, 803, 000
特別利益	0	0	1, 200, 000
特別損失	120, 000	0	6, 000, 000
税引前当期利益	24, 982, 000	22, 400, 000	26, 003, 000
法人税等充当額	15, 000, 000	15, 000, 000	15, 000, 000
税引後当期利益	9, 982, 000	7, 400, 000	11, 003, 000

③ 自己資本比率及び経常利益金額等

区 分	(平成	30	年度)	(令和	1	年度)	(令和	T I	2	年度)
自己資本比率(%)			29			29				28
経常利益		25,	102,000		22,	400,000			30,	803, 000
減価償却費		8,	850,000		6,	630,000			8, (667, 600
経常利益金額等		33,	952,000		29,	030,000			39,	470, 600

備考

- 1:直近3年分の貸借対照表及び損益計算書等を提出した場合は①及び②の記載を省略できます。
- 2 : 設立後 年に満たない法人については、設立後の過年度分の経理状況を記載してください。
- 3 : 設立後間 なく過年度分の財務諸表等がない法人については、経理状況が分かる書類を提出してください。

「経常利益金額等」とは損益計算書の経常利益の額に当該損益計算書の減価償却費の額を加えて得た金額

(2) 経埋の分離

☑ 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理は、他の事業実施に関する経理と分離 可能である。

経理の分離ができることが必要

2 個人の場合

1) 経理状況

経理状況が良好

申請者が個人の場合はこちらの該当する項目にチェック

※ 直近の事業年度の資産状況において、負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていないことが必要です。

中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等今後5年以内に健全な経営 の軌道に乗ることが証明できる。

「納税証明書」とは、(国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)

納税状況

別紙第9号書式その3又はその3の2)の写し

区分	(年度)	(年度)	(年度)
所得税納付状況						

備考、直近3年分の納税証明書の写し等を提出した場合は納税状況の記載を省略できます。

(2)経理の分離

□ 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理は、口座を分けるなどにより収支を明 ・ 確とすることが可能である。

経理の分離ができることが必要

申請様式4:樹木料の算定の基礎となる額(申請額)

(法第8条の9第1項第5号関係)

(位分0个00分12分分分为水)	森林管理局で記載
区 分	総額
樹木料の算定の基礎となるべき額 (A)	¹ 80, 000, 000 _H
申請額 (B)	0000000
割増率 (B) ÷ (A)	0.000000

備考

1:金額は税抜きで記載してください。

2 : 割増率は、申請額を樹木料の算定の基礎となるべき額で除した値で、小数点以下第9位を四捨五入してください。

(A)以上の金額を記載すること

申請様式5 : 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な 取引関係の確立等に関する事項

(法第8条の9第1 本記載例では6,000 mとしているが、対係 実際の申請書は3,400㎡として作成すること

以下に留意して提出してください

- 樹木採取区から供給される素材の量は、3,400㎡/年として各欄を記載してください。
- 申請者が木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成8年法律第47号。以下「木安法」とい う。)第4条第1項の認定(木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等と共同して作成した事業 計画に係るものに限る。以下「木安法認定」という。)を受けた者である場合であって、当該木安 法認定に係る事業計画(森林の区域に申請に係る樹木採取区が含まれるものに限る。)の写しを提 出したときは、本申請様式の記載を省略することができます。

ただし、当該事業計画の期間と設定申請に係る樹木採取権の存続期間が異なる場合、当該事業計 画を共同して作成した者と本申請に当たり協定を締結した者が同一でない場合等、当該事業計画の 写しだけでは選定ができないと国が判断したときは本様式に基づく追加資料の提出を期限を定めて 求めることとなります。

このため、当該木安法認定を受けた者でも上記に該当すると想定される場合は、あらかじめ本様 式により提出してください。

樹木採取権設定後の申請書類等記載事項変更申請(以下「変更申請」という。)に係る申請につ いては、当初の 廃材等を利用している場合も、"原木"としてm換算する。

ラミナ等半製品を仕入れて加工し製品にしている事業者は木材製品利用事業者等となる。

- 1. 申請者等の約
- (1) 過去3か年の申請者の素材生産量、木材利用事業者等の木材消費量及び木材製品利用事業 の木材製品消費量の実績及び目標

			過去	の実績		目標		
区分	氏名又は名称	平成	令和	令和		(令和)	単位	債考
	八石又は石が	30	1	2		8	平江	VEM
		年度	年度	年度	平均	(年度以降)		
申請者	株式会社 A林業	11, 000	9, 600	9, 400	10, 000	20, 000	m³	原木
	*株式会社 F製材	98, 000	102, 000	100, 000	100, 000	200, 000	, m³	原木
木材利用事業者						($\Box \setminus$	
等	目標は樹木採取	区からの供	[‡] 給量以」	上の量が現	状から純増と	なっていなければ	ならな	ر۱ _٥
Į.	見状は過去の実施	漬で記載し	た直近 3	年度の平	均。			
木材製品利用事	*T木住建 株式会社	3, 600	3, 300	2, 100	3, 000			製品
業者等								
その他の事業者								

- 1:申請者については、過去3か年の素材生産量の実績(各年度及び平均)を記載してください。
- 2 : 木材利用事業者等については、過去3か年の木材 (原木) 消費量の実績(各年度及び平均)を記載し、該当 する年度を表題行に記載してください。ただし、変更申請に係るものは記載可能な直近の3か年とし、表題行に当初記載した年度と合致しない場合は、該当年度を備考欄に記載してください。
- 3:木材製品利用事業者等については、過去3か年の木材製品消費量の実績(各年度及び平均)を記載してくだ さい。ただし、変更申請に係るものは記載可能な直近の3か年とし、表題行に当初記載した年度と合致しない 場合は、該当年度を備考欄に記載してください。
- 4 : 単位は立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入することとし、備考欄に原木、製品の別を記載 してください。なお、木材チップなど一般に立方メートル表記以外の単位によるものは換算材積によることと し、換算率を備考欄に記入してください。

- 5 : 主要取引先(別紙12「国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等に係る北海道森林管理局長の処分に関する審査基準等」(以下「審査基準等」という。)第1の1(1)ウ(オ)の要件に係る木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等をいう。以下同じ。)は、氏名又は名称に※印を付してください。
- (2) 過去3か年の木材利用事業者等、木材製品利用事業者等の主製品の生産・販売実績

				生産・	販売実績	Ė		
区分	氏名又は名称	主製品の	平成	令和	令和		単位	備考
	八石又は石小	取扱品目	30	1	2		中江	TIM 15
			年度	年度	年度	平均		
	*株式会社	集成材	30,000	30,000	30,000	30, 000	m³	製品
	F製材	製材	18,000	18,600	22,800	19, 800	m³	製品
木材利用事業者								
等								
	*T木住建 株式会社	軸組工法住宅	121	112	78	104	棟	建築
木材製品利用事								
業者等								
その他の事業者								

備考

- 1:過去3か年の実績(各年度及び平均)について木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者ごとに作成してください。ただし、変更申請に係るものは記載可能な直近の3か年とし、表題行に当初記載した年度と合致しない場合は、該当年度を備考欄に記載してください。
- 2:取扱品目欄に、取り扱っている製材品等の主製品の別に区分して記載してください。
- 3 : 生産量及び販売量は、取り扱っている販売物のうち主なものについて、立方メートル単位のほか、その態様に応じた的確な単位を用いて記載し、小数点以下は四捨五入してください。単位は単位欄に記載し、備考欄に原木、製品等の別を記載してください。
- 4:木材をエネルギー源として利用する場合には、電力や熱の供給能力を記入してください(電力供給能力はキロワットを、熱供給能力はキロワット、ギガジュール毎時を単位としてください。)。
- 5 : 主要取引先は、氏名又は名称に※印を付してください。
- (3) 財務諸表(貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類)、社会保険の加入状況 備考
 - 1 : (1) に記載した木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者ごとに、必要な書類を添付してください。
 - 2 :財務諸表については、木材の安定供給の確保に関する特別措置法の運用について(平成8年11月1日付け8 林野流第106号林野庁長官通知)の第9で規定する木材産業等高度化推進資金の利用を計画する場合にのみ、 3に当該資金の利用を計画すると記載した事業実施者ごとに(1)に記載した過去3か年分に該当するものを 添付してください。当該資金の利用を計画しない場合及び当該資金の利用を計画しない事業者は提出の必要は ありません。
 - 3 : 社会保険の加入状況については、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険について、申請時点において適正に 法定福利費を負担していることが分かる書類(保険料の領収書の写し等)を添付してください。

- 2. 木材の安定的な取引関係の確立に関する事業の内容及び実施期間
- (1) 取引関係に関する事項

7	材(原木)の取引関	係に関する事項			
	申請者	その他の事業者	木材利用事業者等	期間	
	株式会社A林業		株式会社F製材	権利設定の	\exists
				令和 13 年 3 月 3	1 目
				(権利設定の日から 10 年)	謂)

A林業は安定取引協定書の計画等に基づき、F製材の指定する期日までに協定量のスギ原木を納 人する。

取引における取引時期、取引量、価格の決定・見直し方法については、安定取引協定書に記載。

木材利用事業者等	その他の事業者	木材製品利用事業 者等	期間						
株式会社F製材		T木住建株式会社	柞	権利	設定	カ		日	\
			令和	13	年	3	月	31	日
			(権利設)	定の	日か	5	10	年間))

F製材は安定取引協定書の計画等に基づき、T木住建の指定する期日までに、指定する規格・量の2×4製品をT木住建の指定するプレカット工場に納入する。 取引における取引時期、取引量、価格の決定・見直し方法については、安定取引協定書に記載。

備考:申請者と木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者との間で、協定書等により合意 形成された取引の内容について、引取時期、引取場所、引取量、価格の決定や見直し方法等を含めて記載 してください

(2) 事業の計画量

① 素材生産量

本記載例では6,000㎡としているが、実際の申請書は3,400㎡として作成すること

(単位: m3)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	合計	目標 令和 8 年度以降	備考
スギ	11, 000 (1, 000)	13, 700 (3, 700)	16, 500 (5, 000)	17, 500 (6, 000)	19, 000 (6, 000)	77, 700 (21, 700)	20, 000 (6, 000)	

備考

- 1:区分は、素材別に記載してください。
- 2:計画量は、素材換算の立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください

目標とする素材生産量の現状に対する増加量は、樹木採取区に由来する素材生産量以上でなければな らない。記載例では、現状10,000 + 採取区由来増加量6,000 = 16,000 16,000よりも小さい数量の 16,000 + 採取区以外增加量4,000 = 20,000 目標は不可

② 木材の取引 (単位:m3)

区分	木材利用事業者等	その他の 事業者	現状	令和 3 年度	4	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	合計	目標 令和 8 年度以降	備考
丸太 (スギ)	*株式会社 F製材		1,000	2,000	4, 700	7, 000	8, 000	8,000	29, 700	8,000	
合計			1,000	2,000	4, 700	7,000	8,000	8,000	29, 700	8,000	

備考

- 1:申請者から供給する木材(素材)について、木材利用事業者等及びその他の事業者別に記載してください。 区分欄には丸太、枝条などの区分とともに想定している主な樹種について()書きで記載してください。
- 2:計画量は、素材換算の立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。なお、木材チップなど一般に立方メートル表記以外の単位によるものは丸太換算材積によることとし、換算率を備考欄に記入してください。
- 3 : 現状は、過去3か年の単純平均値を記載してください。
- 4 : 主要取引先は、氏名又は名称に※印を付してください。

③ 木材製品の取引 (単位:m3)

区分	木材利用事業者等	その他 の 事業者	木材製品 利用 事業者等	現状	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	7	合計	目標 令和 8 年度以降	備考
製材	*株式会社		*T木住建	1,800	2, 500	2,500	3,000	3,000	3,000	14,000	3,000	60%
2×4材	F製材		株式会社	0	0	3,600	3,600	3,600	3,600	14, 400	3,600	60%
合計				1,800	2, 500	6, 100	6,600	6,600	6,600	28, 400	6, 60	

備考

樹木採取区から木材利用事業者等を通じ木材製品利用事業者等に供給される予定である。

3 : 現状 採取区からの供給量の5割 6,000×50/100=3,000㎡を超えているので超えているので可

4 : 主要取引先は、氏名又は名称に※印を付してください。

5:木材利用事業者等における加工歩留まりを備考欄に記載してください。

(3) 木材生産流通改善施設の整備(木材生産流通改善施設を整備しようとする場合に記入すること)

事業実施者	実施 時期	施設等種類 (所在地等)	整備する施設等の規模 (機械設備、能力)	事業費 (千円)
株式会社	令和4年 5月稼働		2×4スタッド製造ライン	4, 300, 000
F製材	予定	○○県○○●市	原木消費量 100,000㎡/年	4, 500, 000

備考:「施設等種類」の欄は、所在地のほか製材施設、乾燥施設、プレカット施設、集成材加工施設、流通拠 点施設等の別を記載してください。

(4) 木材の新規需要開拓の内容

事業実施者	新規需要開拓の内容
T木住建株式会社	株式会社F製材が製品輸出に対応できる工場を新設し、スギ2×4用 材を生産する。F製材との連携により、これまで米材が主であった2× 4住宅の部材のうち横架材以外についてスギ2×4材に転換する。 R8年度以降の2×4材の使用量は3,600㎡/年(原木換算で6,000㎡/ 年)。

備考

- 1:連携する木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者が行う、樹木採取区に由来する木材を用いて行う新規需要開拓の内容について記載してください。
- 2 : 新規需要開拓とは、既存の国産材需要に影響を与えにくいと考えられる需要を開拓するものであり、従来木材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの(例: CLT建築物、非住宅分野、土木分野、エネルギー分野における需要開拓等)、従来国産材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの(例: 2×4建築部材、横架材、型枠合板、フローリング、家具等における需要開拓等)又はその他の取組(例: 地元産材の活用により差別化を図る取組(顔の見える木材での家づくり等)、輸出、国産材製品の競争力強化に資する取組、原木供給が不足している用途への供給等)を指します。
- 3 : 新規需要開拓の内容として、取組を行う事業者ごとに内容とその取組に係る木材又は木材製品の供給量又は使用量の目標(申請時から5年を経過した年度後以降の年間の計画量)を記載してください。
- 4:供給量は、素材換算の立方メートル単位とし、立方メートル未満は四捨五入してください。
- (5) 木材利用事業者等であって木材の引取りを行うものの所在地

木材利用事業者等	所在地
株式会社F製材	○○県○○●市 製材工場(○○●市工場)

(6) 木材製品利用事業者等であって木材製品の引取りを行うものの所在地又は木材製品利用事業を 行う区域

木材製品利用事業者等	所在地又は区域
T木住建株式会社	○○県●●市 D社プレカット工場

7) 実施期間 自: 権利設定の) 日 ~	至:	令和	13	年	3	月	31	E
------------------	-------	----	----	----	---	---	---	----	---

(権利設定の日から 10 年間)

3. 木材の安定的な取引関係の確立に関する事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

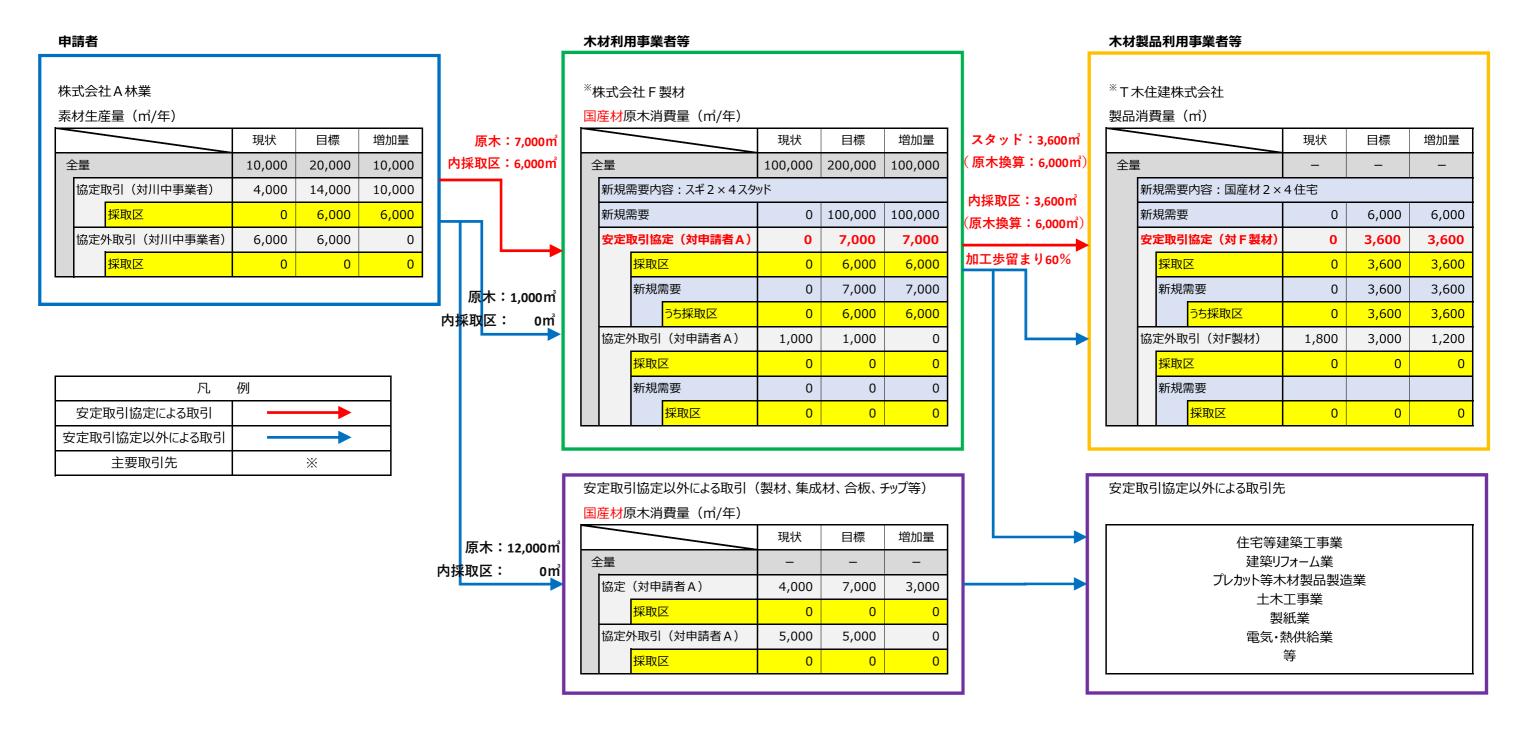
					資金調	產先別金額	(千円)	
年度	事業実施者	資金 区分	施設等種類	木材産業高度化推	進資金	その他金融機関	その他	合計
				短期資金	<u></u>	<u> </u>		
第1年度	株式会社	設備資金	機械購入費		*		/ +b	
令和 3 年度	A林業	運転資金	権利設定料、樹 木料の支払代 金、人件費等	安定取引	6年のために	用意する資金	を記載する	1
第2年度	株式会社	設備 資金						-
令和4 年度	A林業	運転資金	樹木料の 支払代金 人件費等					I
第3年度	株式会社	設備 資金						<u>i</u>
令和5年度	A林業	運転資金	樹木料の 支払代金 人件費等					
第4年度	株式会社	設備 資金						İ
令和6 年度	A林業	運転 資金	樹木料の 支払代金 人件費等					ı
第5年度	株式会社	設備資金						1
令和7 年度	A林業	運転資金	樹木料の 支払代金 人件費等					,

備考

- 1 : 事業実施者(借受者)ごとに作成してください。
- 2:施設等種類の設備資金欄には、製材施設、乾燥施設、プレカット施設、集成材加工施設、流通拠点施設等を記載してください。
- 3 : 施設等種類の運転資金欄には、素材・製品の購入代金及び輸送費、機械・施設の使用料、作業労賃、木材の 流通に係るコーディネート費 権利設定料、樹木料等必要とする資金を記載してください。
- 4:その他欄には、木材産業等高度化推進資金以外の制度資金、県単補助金、自己資金等を記載してください。
- 5:木材産業等高度化推進資金を借り入れる場合には、所要資金額算出基礎を添付してください。

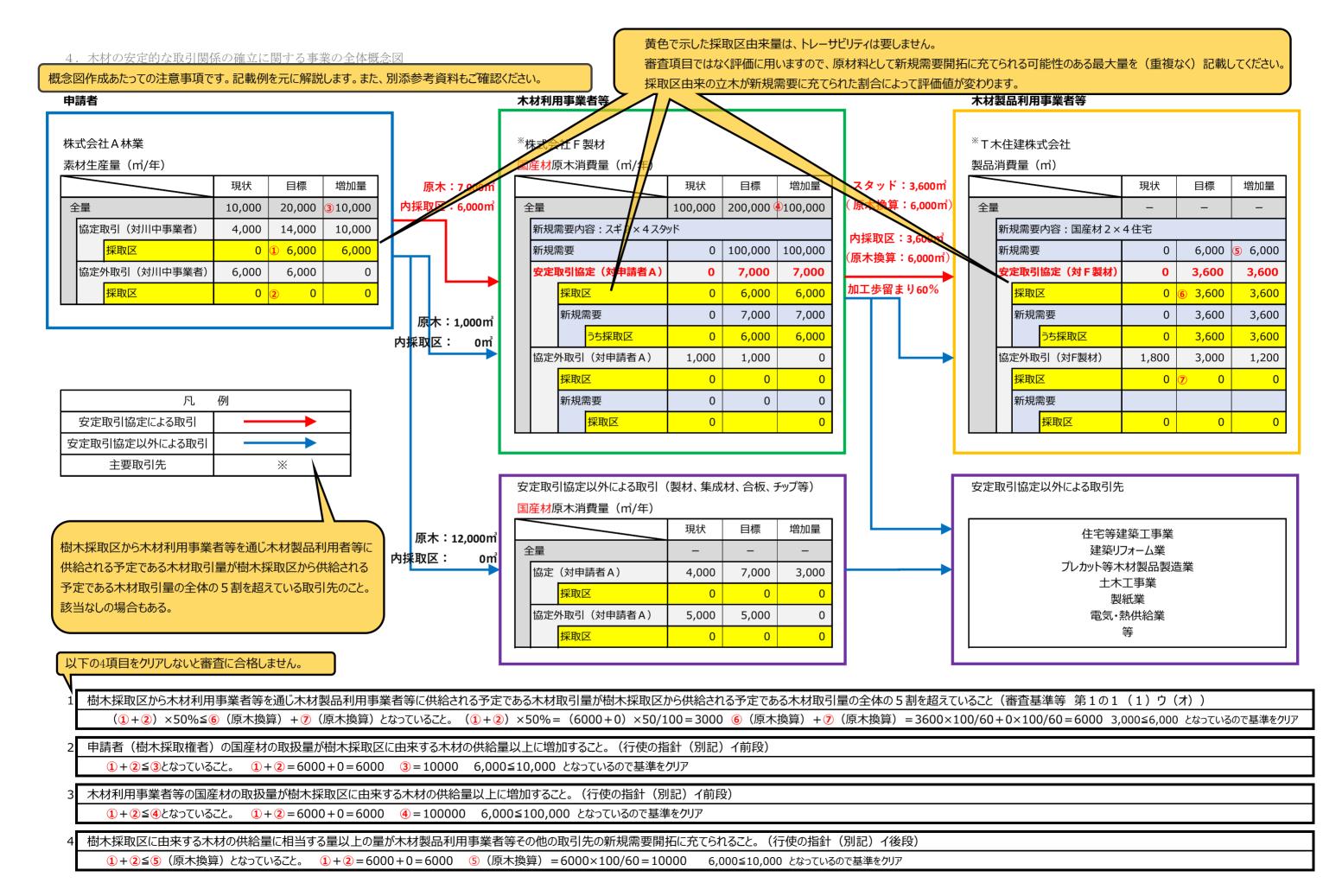
株式会社F製材、T木住建株式会社についても同様に記載

4. 木材の安定的な取引関係の確立に関する事業の全体概念図

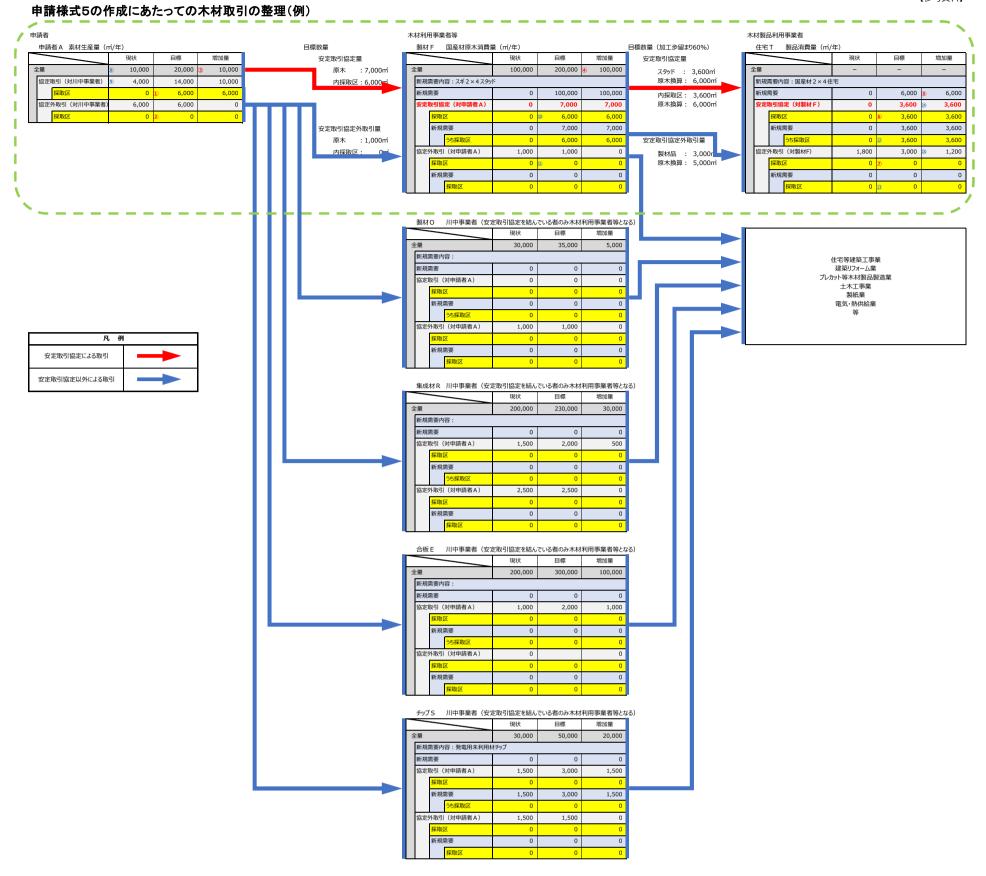


備考

- 1 : 事業者間の取引状況について、協定を結んでいる者が分かるように対応させて記載してください。また、協定に基づく取引数量の目標(申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量)について記載してください。さらに、木材利用事業者等、 木材製品利用事業者等について、主要取引先が分かるように記載してください。
- 2:申請者は、素材生産量の現状(記載可能な直近の3か年平均)及び目標(申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量)、そのうち樹木採取区での素材生産量を明記してください。
- 3:木材利用事業者等は、原木消費量の現状(記載可能な直近の過去3か年平均)及び目標(申請時から5年を経過した年度以降の年間の計画量)を明記してください。
- 4 : 新規需要開拓の内容と目標(申請時から5年を経過した年度後以降の年間の計画量)が分かるように記載してください。







【川上段階での審査・評価のための集計】

增加量 20,000 10,000 10,000 14,000 10,000

■ 行使の指針(別記)ア

申請者(樹木採取権者)の樹木採取区に由来する素材生産量が樹木採取区の森林資源の状況に鑑み適切なものとなるようにすること。

□1+2=6,000m ← 申請様式5で森林管理局が示した数量 ■ 行使の指針(別記)イ前段

申請者(樹木採取権者)の国産材の取扱量が樹木採取区に由来する木材の供給量以上に増加すること。 $1 + 2 \le 3$

評価

11 ■ 木材の安定取引の状況(現状の評価 安定取引協定でなくとも協定による取引であれば可)

□ ⑨/ ⑧の割合によって評価。割合の高い方が高評価

□3/8の割合によって評価。割合の高い方が高評価

【川中段階での審査・評価のための集計】

製材F	国産材原木消費	量(m/年)		
		現状	目標	增加量
量	規需要内容: スギ2×4スタ 規需要 定取引協定(対申請者A) 採取区 新規需要	100,000	200,000	4 100,00
新規需	要内容: スギ2×4スタッ	۴		
新規需	要	0	100,000	100,00
安定取	引協定(対申請者A)	0	7,000	7,00
1	採取区	0	6,000	6,00
3	新規需要	0	7,000	7,00
	うち採取区	0	6,000	6,00
協定外	取引(対申請者A)	1,000	1,000	
1	採取区	0	<u>m</u> 0	
ž	新規需要	0	0	
	採取区	0	0	

■ 行使の指針(別記)イ前段

木材利用事業者等の国産材の取扱量が樹木採取区に由来する木材の供給量以上に増加すること。 $1 + 2 \le 4$

16 ■ 木材の地元利用(木材利用事業者等が樹木採取区の所在する都道府県内にあるか) □当該都道府県内にある木材利用事業者のうち、(⑩+⑪) / (①+②) の割合によって評価。割合の高い方が高評価

【川下段階での審査・評価のための集計】 木材製品利用事業者

住宅T 製品消費量 (m/年)

仕七	: 1	製品消貨車(m/	年)		
			現状	目標	增加量
全量			-	-	-
新規	需要内	容:国産材2×4住	宅		
新規需要			0	6,000	5 6,000
安定取引協定(対製材F)			0	3,600	3,600
	採取区		0	6 3,600	3,600
新規		需要	0	3,600	3,600
		うち採取区	0	3,600	3,600
協定外取引(対製材F)			1,800	3,000	1,200
	採取区 新規需要		0	7 0	0
			0	0	0
		採取区	0	13 0	0

■ 行使の指針(別記)イ後段 樹木採取区に由来する木材の供給量に相当する量以上の量が木材製品利用事業 者等その他の取引先の新規需要開拓に充てられること。

安定取引協定が木材利用事業者等までである場合は、木材利用事業者等の新規 需要開拓量から計算。

全体の5割を超えていること

□1+2≤5×100/60

■ 審査基準等通知第1の1(1)ウ (オ) 樹木採取区から木材利用事業者等を通じ木材製品利用事業者等に供給さ れる予定である木材取引量が樹木採取区から供給される予定である木材取引量の

原木換算して計算。相当する量を見ているので、実際に採取区由来であることを要さない。

□ (1+2) ×50%≦ (⑥ (原木換算) +7 (原木換算))

評価

4 ■ 木材の新規需要開拓の具体性・確実性

□ (②+③) / (⑷+⑤) の割合によって評価。割合の高い方が高評価 ただし、新規需要開拓の内容によっては、新規需要開拓として評価されない場合がある。 詳細は申請様式5-1のイによる

申請様式5-1:木材の安定取引の確実性

現状の素材生産量は申請様式5の1(1)過去の実績の平均値を用いる。記載例では10,000㎡。

数旭を記入するはか、談当する頃日にナエ 現在行っている協定に基づく取引が素材生産量に占める割合はどの程度でする。 木材の安定取引の 確実性 理状の素材生産量(B)のうち、協定に基づく取引量 **4,000** m3 (D) □ 協定に基づくものが7割以上 ((D)/(B)≥0.7) 図 協定に基づくものが3割以上7割未満 (0.3≦(D)/(B)<0.7) □ 協定に基づくものが3割未満 実際の数量を記載。申請者の現状の素材生産量が上限 当該協定書の写しを添付す 「現在行っている協定」とは、申請時点において既に協定に基づく取引を行ってレ るもので、樹木採取権設定後の安定取引協定とは別の協定です。 該当する項目に チェック イ 連携する木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他の事業者が行う、樹木採 取区に由来する木材を用いて行う新規需要開拓 (備考) の内容について、計画する量の、取 →量の増加量に占める割合はどの程度ですか。 ☑ 新規需要開拓の計画量が、取引量の増加量の過半を占める。 □ 新規需要開拓の計画量が、取引量の増加量の半分以下である。 □ 新規需要開拓の計画量が、計画にない(国産材需要のある分野での量的拡大計画で -ある。)。 樹木採取区由来の木材が樹木採取区の所在する都道府県内の連携する木材利用事業者等 に供給される割合はどの程度ですか。 ☑ 8割以上 □ 5割以上8割未満 □ 3割以上5割未満 申請様式5の2と矛盾がいないことの確認 □ 3割未満 「樹木採取区の所在する都道府県内の」であることに注意 エ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号。以下「ク リーンウッド法」という。) に基づく登録木材関連事業者又は木材・木材製品の合法性、 持続可能性の証明のためのガイドラインに基づく合法木材供給事業者として認定を受けて いる木材関連事業者(以下「合法木材供給事業者」という。)が、申請者又は協定者であ る川中事業者等に含まれますか。 ☑ ●申請者又は協定者である木材利用事業者等がクリーンウッド法の登録木材関連事業 者である。 □ 申請者又は協定者である木材利用事業者等が合法木材供給事業者として認定を受け ている木材関連事業者である。 ※ 合法木材供給事業者であることが確認できる合法木材供給事業者認定証の写しを添 付すること。 □ ∮申請者も協定者である木材利用事業者等もクリーンウッド法の登録木材関連事業者

合法木材供給事業者である場合は、合法木材供給事業者認定証の写しの添付も確認

文は合法木材供給事業者でない。

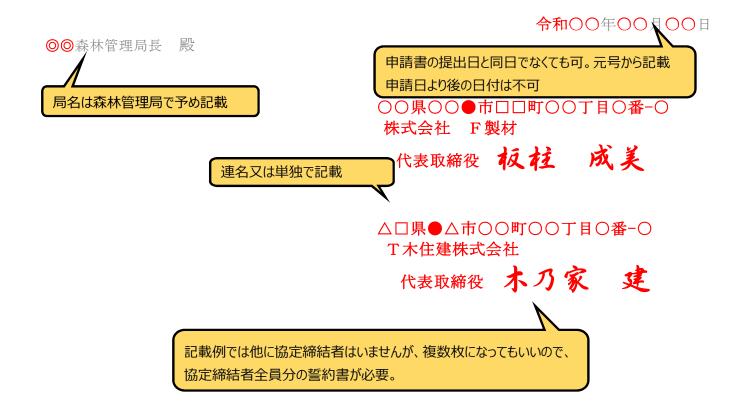
備考:イの新規需要開拓とは、既存の国産材需要に悪影響を与えないと考えられる需要を開拓するものであり、従来木材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの(例:CLT建築物、非住宅分野、土木分野、エネルギー分野)、従来国産材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの(例:2×4建築部材、横架材、型枠合板、フローリング、家具)又はその他の取組(例:地元産材の活用により差別化を図る取組(顔の見える木材での家づくり等)、輸出)を指します。

イ の「新規需要開拓」については、「国産材需要のある分野での量的拡大」を含みません。なお、「国産材需要のある分野での量的拡大」とは、行使の指針の別記の備考で指す「新規需要開拓」の内、「国産材製品の競争力強化に資する取組、原木供給が不足している用途への供給等」のことをいいます。

備考欄に記載のとおり、申請様式5の1 (4) 備考2の「新規需要開拓」の内、国産材製品の競争力強化に資する取組」、「原木供給が不足している用途への供給等」については評価対象外です。

木材の安定取引に係る誓約書

申請者が提出する申請書(申請様式 5 及び 5-1)の内容は、当社の事業内容、事業計画と相違ないことを証します。また、申請者に樹木採取権が設定された際には、国による報告徴求、調査(実地調査を含む。)があった場合は真摯に協力し、これを拒みません。



実際の安定取引協定書の写しを添付する 記名押印欄も漏れなく添付すること

安定取引協定書については、添付のとおり。

備考

- 1:審査基準等第1の1(1)ウ(エ)の安定取引協定に係る協定書(申請者が樹木採取権の設定を受けることを条件に発効することとされているものを含む。)の写しを添付してください。
- 2:誓約書記載の住所氏名は添付した協定書と一致させてください。
- 3:誓約書は、関係する木材利用事業者等、木材製品事業者等及びその他の事業者が連名又は単独で作成してください。

申請様式6:地域の産業の振興に対する寄与に関する事項 (規則第28条の9第1号関係)

以下の項目に関して、数値又は具体的内容を記入するほか、該当する項目にチェックをしてください。

以下の項目に関	して、数値又は具体的内容を記入するほか、該当する項目にチェックをしてください。
項目	具体的な内容
1 雇用の増 大	① 新規雇用の計画
	ださい。 「申請の日において、樹木採取区が所在する都道府県においてハローワーク等により求 人活動をしている。 「本人活動が確認できる資料を添付してください。 著管内の市町村名が列挙された資料等 樹木採取権に係る事業に従事する作り員のうち申請し係る樹木採取区を管轄する森林管理署
2 作業員の 地元雇用	(森林管理署の支署及び森林管理事務)を含む。以下同じ。)管内に居住している者の割合 (申請様式7-1と整合させてください。) 8.9 % ※ 樹木採取区を所管する森林管理署の管内については別添を参照してください。
3 本店、支 店又は営業 所の所在地	樹木採取区の所在する市町村内に本店、支店又は営業所がある場合、都道府県名及び市町村名を記載してください。 本店所在都道府県名及び市町村名: 支店所在都道府県名及び市町村名: 営業所所在都道府県名及び市町村名:
4 民有林と の連携	 ① 樹木採取区の所在する市町村又は旧郡において、森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定を受けている場合、市町村名を記載してください。 市町村名:

該当箇所を記載 必要な証明書類の添付

	※ 樹木採取区の所在する都道府県において、民有林の施業を実施していることを証明する書類の写しを添付してください。
	① 国有林、農林水産省(国有林以外)、国(他機関)、都道府県又は市町村と申請時点において災害協定を締結している場合、協定相手方を記載してください。協定締結相手: 〇〇森林管理署長、国土交通省□□河川国道事務所、※ 締結している災害協定等の写しを添付してください。 ※ 衛木採取区が所在する都道府県におけるものが対象です。
5 災害協定	 ⑦ 防災活動に関する表彰を国有林、農林水産省(国有林以外)、国(他機関)、都道府県 又は市町村から受けた実績がある場合、具体的に記載してください。 表彰の名称: ※ 表彰の実績を証明する書類の写しを添付してください。 ※ 樹木採取区が所在する都道府県におけるものが対象です。 ③ 国土緑化活動の取組として、植林活動、国又は地方公共団体等との分収林等の取組実績
等の有無	がある場合、実施相手先を記載してください。 実施相手先: ※ 植林活動の実績を証明する書類の写し又は分収林等の契約書等の写しを添付してください。 ※ 樹木採取区が所在する都道府県におけるものが対象です。
	 がある場合、具体的に記載してくれるい。 ボランティア活動の具体的内容: ** 防災に資するボランティア活動を実施した実績を証明する書類の写しを添付してください。 ** 樹木採取区が所在する都道府県におけるものが対象です。

該当箇所を記載 必要な証明書類の添付 申請様式7:雇用管理の改善に関する事項 (規則第28条の9第3号関係) 該当する項目にチェック 必要な証明書類の添付 以下該当する項目にチェックし る樹木採取区における事業に配置を予定する全ての作業員の雇用につい て、以下のいずれに該当しますか(申請様式7-1と整合させてください。)。 ☑ 作業員の7割以上が直接雇用かつ常用雇用者である。 1 作業員の雇用 □ 作業員の5割以上7割未満が直接雇用かつ常用雇用者である。 形熊 □ 作業員の過半数が臨時雇用者であるか、または下請の雇用者等である。 ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下 「女性活躍推進法」という。)に基づく認定を受けていますか。 □ 「プラチナえるぼし認定企業」である。(注1) □ 「えるぼし3段階目認定企業」である。(注2) □ 「えるぼし2段階目認定企業」である。(注2) □ 「えるぼし1段階目認定企業」である。(注2) 「プラチナえるぼし認定企業」又は「えるぼし認定企業」の認定証の写 し及びその実績を厚生労働省のウェブサイトに公表していることを証明す 該当項目がある場合にチェック る書類を添付してください。 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定 必要な証明書類の添付 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定 (労働時間等の働き方に係る基準を満たしている場合に限る。) ② 常用雇用者が300人以下の事業主である場合、女性活躍推進法に定める一般事 業主行動計画を策定していますか(申請時点において計画期間が満了していな い行動計画を策定している場合に限る。)。 □ 行動計画を策定している。 2 ワーク・ライ ③ 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく認定を受けてい フ・バランス等 の推進 「プラチナくるみん認定企業」である。 □ 「くるみん認定企業 (新基準)」である。(注1) 「くるみん認定企業(旧基準)」である。(注2) 「プラチナくるみん認定企業」又は「くるみん認定企業」の認定証の写 しを添付してください。 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成2 9年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準に基づく認定 該当項目がある場合にチェック 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令による改 必要な証明書類の添付 正前の認定基準又は同令附則第2条第3項の規定による経過措置に基づ

く認定

④ 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づく認定を受 けていますか。また、若者の採用・育成に取り組んでいますか。

! 「ユースエール認定企業」である。

「ユースエール認定企業」の認定証の写しを添付してください。

☑ 過去3年間に若手(35歳未満)の新規雇用があり、申請の日まで雇用が継 続している。

※ 雇用した日が確認できる資料を添付してください。

※ 雇用した日に35歳未満であることが必要です。

インターンシップの受入れや合同説明会への出席、各種の資格取得支援等

若手の技術の確保・育成に取り組んでいる。

- ※ 上記の取り組みが分かる資料を添付してください。
- ※ インターンシップの受入れや合同説明会への実績は、申請年度を含む直 近3事業年度に取り組んだ実績が該当します。
- ※ 各種資格取得等支援等については申請時点も継続して支援する体制を整 えている場合が該当します。

申請様式7-1:雇用の状況

1. 雇用の状況

雇用形態	現場作業職員数	事務系等職員数	計
常用	7 人	2 人	9 人
(うち通年)	(7 人)	(2 人)	(9 人)
臨時 • 季節	1 人	人	1 人
その他	1 人	人	1 人
計	9 人	2 人	11 人

備考

- 1:「事務系等職員数」には、現場作業職員以外の全ての雇用労働者数を記載してください。
- 2 : 「常用」には、雇用契約において雇用期間の定めのない又は4か月以上の雇用期間が定められている雇用労働者数を記載してください。「通年」には、常用のうち1年以上継続雇用している人数を記載してください。
- 3:「臨時・季節」には、雇用契約において定められた雇用期間が4か月未満の雇用労働者数を記載してください。
- 4:「その他」には、常用及び臨時・季節のいずれにも当てはまらない雇用労働者数を記載してください。

備考8を参照し「○、△、×、1、2」のどれかを記載する

2. 社会保険・労働保険等への加入状況等

∠ .	· 红云床阕·万侧床阕寺、00加八仏仇寺												
		雇用形態地元雇用社会保険・労働的		働保険等	への加刀	人状況	実績						
No.	現 作業職員 氏 名	直雇/下請	常用/ 臨時	適不	居住地	適否	労災 保険	雇用保険	健康保険	厚生 年金 保険	退職 金共 済等	現場 従事 年数	備考
1	山林 良男	直雇	常用	適	○○●市	適	0	0	0	0	0	0.	
2	林野、林子	直雇	常用	適	○○●市	適	0	0	\circ	\circ	0	\circ	
3	国 林 有美	直雇	常用	適	×××市		0	0	\circ	\circ	0	0	
4	✔ 杉山 緑	直雇	常用	適	□■市	適	0	0	\circ	\circ	0	0	
5/	赤松 太	直雇	常用	適	□■市	適	0	0	\circ	\circ	0	0	1
6	檜山 輝明	直雇	常用	適	○○●市	適	0	0	\circ	\circ	0	2	
7	唐松 紅葉	直雇	常用	適	□■市	適	0	0	\circ	\circ	0	2	/
8	桐山高志	直雇	臨時		□■市	適	0	0	\circ			0	
9	植核、密夫	下請	常用		○○●市	適	0	0	0	0	0	0	社保等はア請負事業
10													
計			1	78		89	9	9	9	8	-8-		

備考

- 1:申請時における全ての現場作業職員について記載してください。
- 申請様式2の12と整合させて記載
- 2:「直雇/下請」欄には直接雇用者又は下請企業等の雇用者の別を記載し、「常用/臨時欄」には直接雇用者に限り、常用又は臨時の別を記載してください。なお、事業協同組合については、当該事業協同組合が直接雇用した者を直接雇用者とし、当該組合の組合員のうち、樹木採取権における作業に従事する予定である組合員が直接雇用した者を下請企業等の雇用者としてください。
- 3:「直接雇用かつ常用の者」の場合には雇用形態の「適否」欄に「適」と記載してください。
- 4:「居住地」欄には、現場作業職員の居住する市町村名を記載してください。なお、居住地(市町村名)が証明できる資料を添付してください。
- 5 : 現場作業職員のうち、申請に係る樹木採取区を管轄する森林管理署管内に居住している者には、地元雇用の「適 否」欄に「適」と記載してください。
- 6 :雇用形態及び地元雇用の「適否」欄の「計」には、「適」とする現場作業職員数が現場作業職員数の計に占める 割合を%で記載してください。
- 7 : 「社会保険・労働保険等への加入状況」欄には、社会保険・労働保険等の加入状況について、該当欄に○印を記載するとともに、加入状況が確認できる資料を添付してください。なお、当該資料において被保険者等記号・番号等が記載されている場合は、当該記号・番号等にマスキングを施したものを添付してください。
- 8 「現場従事年数」欄には、素材生産に関して現場従事実績が直近年度末までに3年以上ある場合は○印を、2年以上3年未満の場合は「2」を、1年以上2年未満の場合は「1」を、1年未満の場合は△印を、実績がない場合は×印を記載してください。素材生産に関する現場従事実績が1年以上3年未満の場合は、北海道北の森づくり専門学院等で2年間の課程を修了しているなど作業の質や安全性等に関して現場従事実績が3年以上ある者と同程度以上の能力を有していることを証する書面を添付してください。現場従事実績を3年以上有するとした現場作業職員については北海道の認定基準と同等の、現場従事実績を証する資料を添付してください。
- 9:「備考」欄には、当該作業職員について特記すべきことがあれば記載してください。

申請様式8:国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に関する事項 (規則第28条の9第4号関係)

1. 樹木採取区における樹木の採取後の植栽に寄与する施業上の提案(例:苗木の調達、一貫作業による再造林の工夫等)

苗木に関しては森林管理署との請負契約の仕様に従いますが、特段の指示がない限りコンテナ苗を使用します。また、造材ポイントで発生する枝条で利用できないものは1箇所に集積せず、継続的に使用しない作業道跡の表土保護等に利用することで植付け作業の支障にならないように工夫します。搬出時に使用した森林作業道を利用した機械地拵えを基本とし、伐採搬出作業と一貫して行いコストを縮減します。獣害対策用防護柵の資材運搬、苗木の運搬等についても一貫作業の中で最も効率の良い方法で行います。

提案内容は具体的に記載

実現可能性と国有林の事業品質向上につながる工夫がなされているかという観点を持った内容

備考:申請様式8-1「植栽の意思表明書」を添付してください。

2. その他樹木採取権に係る事業を実施する際の国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保についての工夫(例:自主的な林道の草刈、樹木採取区以外の国有林野の巡視報告、独自に取得した空中写真や測量データ等の国への提供、施業又は森林の保護における先進的な取組及びその結果の報告等)

樹木採取区までの通勤経路にある国有林野について、異状等を発見した場合は直ちに森林管理署へ報告します。

作業日報にシカ目撃情報を記載し、森林管理署へデータ提供を行います。

各伐区において樹木の採取前と採取後、植付作業完了後にドローンによる林況写真の撮影を実施し森林管理 署へ撮影データの提供を行います。

提案は複数記載可

該当する場合のみチェック。通知書の写しの添付 申請の後で発覚した場合は虚偽申請となります

3. 過去の事 業における 不誠実な行 為 以下に該当している場合はチェックしてください(※事実関係を森林管理局長が調査 ます。)。

- 「□ 1過去5年間に、国から法第8条の21に基づく指示を受けたものの国から改善が不十分との指摘を受けた又は指示を受けたこと等により樹木採取権を取り消されたことがある。
 - □ 過去2年間に、樹木採取権消滅又は移転後の評価の結果、申請書類等に記載された事項が実施されなかったと認める旨の通知を受けたことがある。
 - □ 過去2年間に、国有林材の安定供給システムによる販売に係る直近の国との協定 において改善の指導を受けたものの十分な対応をせず、国が意図した結果にならな かったことがある。
 - □ 過去2年間に、国有林野事業の素材生産事業、造林請負事業、立木販売又は製品 販売において、指名停止の処分を受けたことがある。

備考:国からの通知等の写しを添付してください。

申請様式8-1:植栽の意思表明書



植栽の意思表明書

下記の樹木採取区内の樹木の採取跡地における植栽について、国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)第8条の7の公募において示された樹木採取権運用協定書案及び樹木採取権実施契約書案のとおり樹木採取権運用協定及び樹木採取権実施契約を締結し、当該植栽を実施する旨表明します。

記

樹木採取区の名称

◎◎1地名樹木採取区

申請様式9:参加資格要件に関する誓約書(規則第28条の9第4号関係)

◎ ○ 森林管理局長 殿局名は森林管理局で予め記載

令和〇年〇〇月〇〇日 元号から記載

○○県○○市○○町○○丁目○番-○株式会社 A林業代表取締役 ▲■ ■■

参加資格要件に関する誓約書

◎ 1地名樹木採取区に係る国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)第8条の7の公募において示された参加資格要件を充足していること及び樹木採取権に係る一切の事業が終了するまで充足することを誓約します。

下記1から6までについて誓約するとともに、下記5に掲げる事項の公表に同意し、下記7及び8のいずれにも該当せず、また樹木採取権に係る一切の事業が終了するまで該当しないことを誓約します。

また、貴庁の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

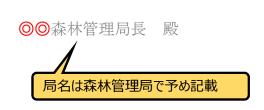
この誓約及び同意が虚偽であり、又はこの誓約及び同意に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 樹木採取権者に選定された際には、樹木採取権の設定後、直ちに(原則として樹木採取権の設定の日に)、公募において示された樹木採取権運用協定書の案の内容で樹木採取権運用協定を締結すること。
- 2 樹木採取権が設定された際には、公募において示された樹木採取権実施契約書の案の内容で樹木採取権実施契約を締結すること。
- 3 樹木採取権実施契約を締結せずに樹木を採取しないこと。
- 4 申請書の内容に即して事業を行うこと。
- 5 樹木採取権を設定する者の選定結果の公表、樹木採取権の設定又は移転の際の樹木採取権 者名等の公表並びに樹木採取区管理簿、権利設定料の額及び算定方法、樹木採取権実施契約 の締結期間、樹木の採取その他の事業の実施状況等の公表に同意すること。
- 6 森林管理局の造林事業請負契約の入札において共通して課している要件に適合すること。

- 7 樹木採取権者として不適当な者
- (1) 法人等(個人又は法人をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 8 樹木採取権者として不適当な行為をする者
- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等その他樹木採取権に係る業務を行う者の業務を妨害 する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

申請様式10:欠格事由に関する誓約書 (規則第28条の9第4号関係)





欠格事由に関する誓約書

国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)第8条の11各号に定める欠格事由に 該当せず、樹木採取権に係る一切の事業が終了するまで該当しないことを誓約します。

備考:審査基準等第1の1(3) エ(キ)から(ヌ)において該当する事項があれば、その事項と該当する理由について、別に記載して提出してください。

参考様式:採取希望時期(任意提出)

1. 樹木採取権実施契約締結予定時期

	始期	終期
第1期	令和4年6月1日	令和5年3月31日
第2期	● 令和5年4月1日	令和10年3月31日
参考(第3期以降)	<u>◆</u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u>	=

2. 採取希	望時期	本 业///		<u></u>			
		森林官場	理局で予め記	採	取 希	望時	期
区域番号	林 班	小 班	区画面積		第1期		第2期
, - -			- (ha)	1年目	2年目	3年目以降	第 4 朔
1	128	い	2. 85	0			
1	128	ろ	2. 11	0			
2	130	UN2	16. 82	_	_	_	0
3	130	ほ	5. 11	_	_	_	
4	130	51	9. 66	_	_	_	
5	131	い	5. 42		0		
6	131	は	2. 82		0		
7	131	E	14. 56			0	0
8	132	は	2. 55				0
9	132	ほ	6. 24				0
10	132	٤	28. 68	0	0	0	
11	136	IC.	32. 14				

- 1 : 本様式の提出は任意です。国の計画等の策定等の参考として使用します。提出しないことで不利な扱いを受けることはありません。
- 2 :採取希望時期欄の希望する期に○印を記載してください。
- 3:第1期に採取を希望する箇所は1年目採取希望箇所と2年目、3年目以降とを分けて記載してください。
- 4 : 第3期以降の採取を希望する箇所は空欄としてください。
- 5 : 樹木の採取に関する基準への適合の必要性等により、希望どおりにならない場合もあります。
- 6 :採取希望欄に「一」が記載されている箇所については、該当期間の終期まで採取することができない小班であるため、何も記載しないでください。

(参考) 事業者間の協定書の例

木材の安定的な取引関係の確立に関する協定書(例1-1) (素材生産業者 ⇔ 木材利用事業者等)

素材生産業者A林業株式会社代表取締役社長 ○○○○(以下「甲」という。)と製材業者B製材株式会社 代表取締役社長 ○○○○(以下「乙」という。)とは、木材の安定供給に関する協定を以下のとおり締結する。

ただし、この協定は第三者に対するそれぞれの公正かつ自由な競争を阻害するものではない。

(趣旨)

第1条 甲、乙は、信義に従って誠実に本協定の履行に努める。

(計画の作成)

第2条 甲、乙は、取引する素材の規格及び数量に関する計画を、次の素材取引計画のとおり定める。

素材取引計画 (単位:m³)

年度 規格	1 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	合計
丸太(スギ、	1, 200	1,600	1,800	1,800	2,000	8, 400
ヒノキ)						

(事業の実施)

第3条 甲は乙に対し、前条の素材取引計画のとおり素材を供給する。

(取引場所)

第4条 前条の素材の供給において、乙が甲から素材を引き取る場所は次の箇所とし、これを変更する場合は、○日前までに甲と乙で調整する。

引取場所	○○県○○町大字○○	A林業中間土場	(図面は別紙のとおり)

(取引価格)

- 第5条 乙が甲から引き取る素材の取引価格は、〇〇市場の価格を基に甲及び乙が協議の上、決定する。
- 2 取引価格は○ヶ月ごとに見直す。

(代金の支払い)

第6条 乙は、甲から引き取った素材の代金については、翌月○日までに甲の指定する口座に振り込む。

(変更等)

第7条 この協定を変更又は解除しなければならない事態が発生した場合には、甲、乙で協議し、この 協定の変更又は解除をすることができる。 2 甲又は乙は、相手方が故意又は過失によりこの協定に違反したときは、この協定を解除することができる。

(期間)

第8条 この協定の有効期間は、甲に〇年〇月〇日に公募された樹木採取権が設定された日から5年間とする。

(協定の再締結)

- 第9条 前条の期間満了の1か月前までに向こう5年間の素材取引計画について甲、乙で協議して定め、その他については本協定と同一条件で、当該期間満了の日の翌日から5年間を有効期間として、本協定を更新するものとし、以後も同様とする。
- 2 甲又は乙に、前項に定める本協定の更新の意向がない場合は、前条の期間満了の2か月前までに、 その旨を書面をもって申し出るものとする。

(その他)

第10条 具体的な取引の時期、納材方法など本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲、 乙で協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙各1通を保有するものとする。

○○年○○月○○日

甲住所○○県○○町○○

氏名 A林業株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇

乙住所○○県○○町○○

氏名 B製材株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇

- ※注1 本参考例は、審査基準等通知(国有林野の管理経営に関する法律基づく樹木採取権の設定等に 係る森林管理局 長の処分に関する審査基準等の標準例について(令和2年3月30日元林国経第 165号林野庁長官通知))別紙第1の1(1)(カ)等を踏まえて作成しています。
- ※注2 本参考例は、樹木採取権の設定に係る要件に適合するための基本的かつ最低限の内容を例示したものです。実際に締結する協定書については、事業者の皆様の当事者間で必要な内容を検討し、作成していただく必要があります。

木材の安定的な取引関係の確立に関する協定書(例1-2) (素材生産業者 ⇔ 木材利用事業者等)

素材生産業者A林業株式会社代表取締役社長 ○○○○(以下「甲」という。)と合板業者B合板株式会社 代表取締役社長 ○○○○(以下「乙」という。)とは、木材の安定供給に関する協定を以下のとおり締結する。

ただし、この協定は第三者に対するそれぞれの公正かつ自由な競争を阻害するものではない。

(趣旨)

第1条 甲、乙は、信義に従って誠実に本協定の履行に努める。

(計画の作成)

第2条 甲、乙は、取引する素材の規格及び数量に関する計画を、次の素材取引計画のとおり定める。

素材取引計画

(単位:m³)

年度 規格	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	合計
丸太(スギ、	1, 200	1,600	1,800	1,800	2,000	8, 400
ヒノキ)						

(事業の実施)

第3条 甲は乙に対し、前条の素材取引計画のとおり素材を供給する。

(取引場所)

第4条 前条の素材の供給において、乙が甲から素材を引き取る場所は次の箇所とし、これを変更する場合は、○日前までに甲と乙で調整する。

爿取場所	() () 目. (○○町大字○○	A林業中間土場	

(取引価格)

- 第5条 乙が甲から引き取る素材の取引価格は、〇〇市場の価格を基に甲及び乙が協議の上、決定する。
- 2 取引価格は○ヶ月ごとに見直す。

(代金の支払い)

第6条 乙は、甲から引き取った素材の代金については、翌月○日までに甲の指定する口座に振り込ます。

(変更等)

- 第7条 この協定を変更又は解除しなければならない事態が発生した場合には、甲、乙で協議し、この 協定の変更又は解除をすることができる。
- 2 甲又は乙は、相手方が故意又は過失によりこの協定に違反したときは、この協定を解除することが

できる。

(期間)

第8条 この協定の有効期間は、甲に〇年〇月〇日に公募された樹木採取権が設定された日から5年間とする。

(協定の再締結)

- 第9条 前条の期間満了の1か月前までに向こう5年間の素材取引計画について甲、乙で協議して定め、その他については本協定と同一条件で、当該期間満了の日の翌日から5年間を有効期間として、本協定を更新するものとし、以後も同様とする。
- 2 甲又は乙に、前項に定める本協定の更新の意向がない場合は、前条の期間満了の2か月前までに、 その旨を書面をもって申し出るものとする。

(その他)

第10条 具体的な取引の時期、納材方法など本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲、 乙で協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙各1通を保有するものとする。

○○年○○月○○日

甲住所○○県○○町○○

氏名 A林業株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇

乙住所○○県○○町○○

氏名 B合板株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇

木材の安定的な取引関係の確立に関する協定書(例1-3) (素材生産業者 ⇔ 木材利用事業者等)

素材生産業者A林業株式会社代表取締役社長 〇〇〇〇(以下「甲」という。)とチップ業者Bチップ株式会社代表取締役社長 〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、木材の安定供給に関する協定を以下のとおり締結する。

ただし、この協定は第三者に対するそれぞれの公正かつ自由な競争を阻害するものではない。

(趣旨)

第1条 甲、乙は、信義に従って誠実に本協定の履行に努める。

(計画の作成)

第2条 甲、乙は、取引する素材の規格及び数量に関する計画を、次の素材取引計画のとおり定める。

素材取引計画 (単位:m³)

年度 規格	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	合計
丸太・枝条 (スギ、ヒ ノキ)	1, 200	1,600	1,800	1,800	2,000	8, 400

(事業の実施)

第3条 甲は乙に対し、前条の素材取引計画のとおり素材を供給する。

(取引場所)

第4条 前条の素材の供給において、乙が甲から素材を引き取る場所は次の箇所とし、これを変更する場合は、○日前までに甲と乙で調整する。

印制研记	○○県○○町大字○○		V 林菜中間十指	(図面は別紙のとおり)
7 11 / 722 LII		1 11 11 1		- ロメロロルコ かけがひひきて そう ワーナ

(取引価格)

- 第5条 乙が甲から引き取る素材の取引価格は、○○市場の価格を基に甲及び乙が協議の上、決定する。
- 2 取引価格は○ヶ月ごとに見直す。

(代金の支払い)

第6条 乙は、甲から引き取った素材の代金については、翌月○日までに甲の指定する口座に振り込む。

(変更等)

- 第7条 この協定を変更又は解除しなければならない事態が発生した場合には、甲、乙で協議し、この 協定の変更又は解除をすることができる。
- 2 甲又は乙は、相手方が故意又は過失によりこの協定に違反したときは、この協定を解除することが

できる。

(期間)

第8条 この協定の有効期間は、甲に〇年〇月〇日に公募された樹木採取権が設定された日から5年間とする。

(協定の再締結)

- 第9条 前条の期間満了の1か月前までに向こう5年間の素材取引計画について甲、乙で協議して定め、その他については本協定と同一条件で、当該期間満了の日の翌日から5年間を有効期間として、本協定を更新するものとし、以後も同様とする。
- 2 甲又は乙に、前項に定める本協定の更新の意向がない場合は、前条の期間満了の2か月前までに、 その旨を書面をもって申し出るものとする。

(その他)

第10条 具体的な取引の時期、納材方法など本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲、 乙で協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙各1通を保有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲住所○○県○○町○○

氏名 A林業株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇

乙住所○○県○○町○○

氏名 Bチップ株式会社 代表取締役社長 ○○○○

木材の安定的な取引関係の確立に関する協定書(例2-1) (木材利用事業者等 ⇔ 木材製品利用事業者等)

製材業者B製材株式会社代表取締役社長 〇〇〇〇(以下「甲」という。)とA建設株式会社代表取締役社長 〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、木材の安定供給に関する協定を以下のとおり締結する。

ただし、この協定は第三者に対するそれぞれの公正かつ自由な競争を阻害するものではない。

(趣旨)

第1条 甲、乙は、信義に従って誠実に本協定の履行に努める。

(計画の作成)

第2条 甲、乙は、取引する木材製品の規格及び数量に関する計画を、次の木材製品取引計画のとおり 定める。

木材製品取引計画 (単位:m³)

年度 規格	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	合計
2×4材	720	960	1,080	1,080	1, 200	5, 040

(事業の実施)

- 第3条 甲は乙に対し、前条の木材製品取引計画のとおり木材製品を供給する。
- 2 甲から木材製品の供給を受けた乙は、(例:国産材2×4住宅の建設など)新規の需要開拓の取組 を実施する。

(取引場所)

第4条 前条の木材製品の供給において、乙が甲から木材製品を引き取る場所は次の箇所とし、これを変更する場合は、○日前までに甲と乙で調整する。

引取場所	○○県○○町大字○○	A建設株式会社○○工場
31.0.00101		

(取引価格)

- 第5条 乙が甲から引き取る木材製品の取引価格は、○○市場の価格を基に甲及び乙が協議の上、決定する。
- 2 取引価格は○ヶ月ごとに見直す。

(代金の支払い)

第6条 乙は、甲から引き取った木材製品の代金については、翌月○日までに甲の指定する口座に振り 込む。

(変更等)

第7条 この協定を変更又は解除しなければならない事態が発生した場合には、甲、乙で協議し、この

協定の変更又は解除をすることができる。

2 甲又は乙は、相手方が故意又は過失によりこの協定に違反したときは、この協定を解除することができる。

(期間)

第8条 この協定の有効期間は、甲に〇年〇月〇日に公募された樹木採取権が設定された日から5年間とする。

(協定の再締結)

- 第9条 前条の期間満了の1か月前までに向こう5年間の木材製品取引計画について甲、乙で協議して 定め、その他については本協定と同一条件で、当該期間満了の日の翌日から5年間を有効期間とし て、本協定を更新するものとし、以後も同様とする。
- 2 甲又は乙に、前項に定める本協定の更新の意向がない場合は、前条の期間満了の2か月前までに、 その旨を書面をもって申し出るものとする。

(その他)

第10条 具体的な取引の時期、納材方法など本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲、 乙で協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙各1通を保有するものとする。

○○年○○月○○日

甲住所○○県○○町○○

氏名 B製材株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇

乙住所○○県○○町○○

氏名 A建設株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇

木材の安定的な取引関係の確立に関する協定書(例2-2) (木材利用事業者等 ⇔ 木材製品利用事業者等)

合板業者B合板株式会社代表取締役社長 ○○○○(以下「甲」という。)とAプレカット株式会社 代表取締役社長 ○○○○(以下「乙」という。)とは、木材の安定供給に関する協定を以下のとおり 締結する。

ただし、この協定は第三者に対するそれぞれの公正かつ自由な競争を阻害するものではない。

(趣旨)

第1条 甲、乙は、信義に従って誠実に本協定の履行に努める。

(計画の作成)

第2条 甲、乙は、取引する木材製品の規格及び数量に関する計画を、次の木材製品取引計画のとおり 定める。

木材製品取引計画 (単位:m³)

 年度 規格	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	合計
LVL	720	960	1,080	1,080	1, 200	5, 040

(事業の実施)

- 第3条 甲は乙に対し、前条の木材製品取引計画のとおり木材製品を供給する。
- 2 甲から木材製品の供給を受けた乙は、(例:国産材2×4住宅の建設など)新規の需要開拓の取組 を実施する。

(取引場所)

第4条 前条の木材製品の供給において、乙が甲から木材製品を引き取る場所は次の箇所とし、これを変更する場合は、○日前までに甲と乙で調整する。

F	11 1157 1151 115	\cap		丌大字○○	ハプレカ い	ト株式会社○	一十担
-	引取場所	\cup	がししゅ	リスナしし	Aノレルツ	いかんちはつ	''''''''''''''''''''''''''''''''''''''

(取引価格)

- 第5条 乙が甲から引き取る木材製品の取引価格は、○○市場の価格を基に甲及び乙が協議の上、決定する。
- 2 取引価格は○ヶ月ごとに見直す。

(代金の支払い)

第6条 乙は、甲から引き取った木材製品の代金については、翌月○日までに甲の指定する口座に振り 込む。

(変更等)

第7条 この協定を変更又は解除しなければならない事態が発生した場合には、甲、乙で協議し、この

協定の変更又は解除をすることができる。

2 甲又は乙は、相手方が故意又は過失によりこの協定に違反したときは、この協定を解除することができる。

(期間)

第8条 この協定の有効期間は、甲に〇年〇月〇日に公募された樹木採取権が設定された日から5年間とする。

(協定の再締結)

- 第9条 前条の期間満了の1か月前までに向こう5年間の木材製品取引計画について甲、乙で協議して 定め、その他については本協定と同一条件で、当該期間満了の日の翌日から5年間を有効期間とし て、本協定を更新するものとし、以後も同様とする。
- 2 甲又は乙に、前項に定める本協定の更新の意向がない場合は、前条の期間満了の2か月前までに、 その旨を書面をもって申し出るものとする。

(その他)

第10条 具体的な取引の時期、納材方法など本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲、 乙で協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙各1通を保有するものとする。

○○年○○月○○日

甲住所○○県○○町○○

氏名 B 合板株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇

乙住所○○県○○町○○

氏名 Aプレカット株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇

本材の安定的な取引関係の確立に関する協定書(例3) (素材生産業者 ⇔ 卸売業者)

素材生産業者A林業株式会社代表取締役社長 〇〇〇〇(以下「甲」という。)と卸売業者 I 県森林 組合連合会会長 〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、木材の安定供給に関する協定を以下のとおり 締結する。

ただし、この協定は第三者に対するそれぞれの公正かつ自由な競争を阻害するものではない。

(趣旨)

第1条 甲、乙は、信義に従って誠実に本協定の履行に努める。

(計画の作成)

第2条 甲、乙は、取引する素材の規格及び数量に関する計画を、次の素材取引計画のとおり定める。

素材取引計画 (単位:m³)

年度 規格	1 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	合計

(事業の実施)

- 第3条 甲は乙に対し、前条の素材取引計画のとおり素材を供給する。
- 2 甲から素材の供給を受けた乙は、当該素材を乙が別途締結する協定に基づき、素材の加工を行う事業者に供給する。

(取引場所)

第4条 前条の素材の供給において、乙が甲から素材を引き取る場所は次の箇所とし、これを変更する場合は、○日前までに甲と乙で調整する。

爿取場所	() () 目. (○○町大字○○	A林業中間土場	

(取引価格)

- 第5条 乙が甲から引き取る素材の取引価格は、○○市場の価格を基に甲及び乙が協議の上、決定する。
- 2 取引価格は○ヶ月ごとに見直す。

(代金の支払い)

第6条 乙は、甲から引き取った素材の代金については、翌月○日までに甲の指定する口座に振り込む。

(変更等)

第7条 この協定を変更又は解除しなければならない事態が発生した場合には、甲、乙で協議し、この

協定の変更又は解除をすることができる。

2 甲又は乙は、相手方が故意又は過失によりこの協定に違反したときは、この協定を解除することができる。

(期間)

第8条 この協定の有効期間は、甲に〇年〇月〇日に公募された樹木採取権が設定された日から5年間とする。

(協定の再締結)

- 第9条 前条の期間満了の1か月前までに向こう5年間の素材取引計画について甲、乙で協議して定め、その他については本協定と同一条件で、当該期間満了の日の翌日から5年間を有効期間として、本協定を更新するものとし、以後も同様とする。
- 2 甲又は乙に、前項に定める本協定の更新の意向がない場合は、前条の期間満了の2か月前までに、 その旨を書面をもって申し出るものとする。

(その他)

第10条 具体的な取引の時期、納材方法など本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲、 乙で協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙各1通を保有するものとする。

○○年○○月○○日

甲住所○○県○○町○○

氏名 A林業株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇

乙 住所 I 県〇〇町〇〇

氏名 I 県森林組合連合会 会長 〇〇〇〇

評価一覧表

		評価	項 目	整理番号	評 価 基 準	配点
	大項目	中項目	項目	登 理留写	評価視点	能点
価格点	申請	青額	樹木料の申請額	1	価格点=(審査対象事業者の申請額/申請者のうち最高額を提示した者の申請額) ² ×価格点の配点数	100
			施業の方法	2	施業の方法(路網開設及びその維持を含む。)が、国の定めた樹木の採取に関する基準及び地域管理経営計画に即したものとなっているか及び地域の地形、地質、降水量等を踏まえた配慮事項が提示されているかについて評価する	
		事業の基本的な 方針	自然環境への配慮	3	自然環境への配慮(地域の自然環境特性等を踏まえ、作業時の周辺環境の保全及び開設した 路網の維持管理について具体的方法、対境関係上の配慮事項等が提示されているか)に関す る工夫について評価する	
	国有林野の適切 かつ効率的な管		安全対策	4	作業時の安全確保に関する具体的取組について評価する	25
	理経営の実施の 確保	木材の安定的な 取引関係の確立 に関する方針	木材の新規需要開拓の具体性・確実 性	5	連携する木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその他事業者が行う、樹木採取区に由来する木材を用いて行う新規需要開拓の内容について、既存の国産材需要に悪影響を与えないかどうかという観点から評価する	
		な国有林野の管	国有林野の管理経営に資する事業実 施上の取組	6	樹木採取権に係る事業を実施する際の国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保 についての工夫(自主的な林道の草刈等)について評価する	
		理経営の実施の 確保に資する工夫	国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保のために定める契約 事項に関する事項	7	樹木採取権における樹木の採取後の植栽に寄与する施業上の提案について評価する	
		企業の信頼性	同種事業の実績(過去3年間)	8	過去3年間の発注先別の同種事業の実績状況について評価する	
			労働災害の発生頻度(過去3年間)	9	過去3年間の休業4日以上の労働災害の有無について評価する	-
			技術者の事業経験(過去5年間)	10	過去5年間の、農林水産省、国(他機関)、都道府県又は市町村が発注した素材生産事業を元請で事業実施した現場代理人の(実)人数について評価する	
	事業の実施体制	技術者等の能力	技術者等の保有資格	11	フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)、森林施業プランナー、森林作業道作設オペレーター、低コスト作業路企画者又は技術者、技術士、林業技士、フォレスター(森林総合監理士)について、複数の資格を有している人数について評価する	20
			木材の安定取引の状況	12	申請時点における素材生産量に対する協定に基づく取引の割合について評価する	
加算点		その他の実施体 制	クリーンウッド法における登録木材関 連事業者等	13	申請者又は協定者である木材利用事業者等がクリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者又は木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインに基づく合法木材供給事業者の認定を受けている木材関連事業者であれば評価する	
			雇用の増大	14	新規雇用の計画について評価する	
			 作業員の地元雇用	15 16	新規雇用の実績について評価する 事業に従事する作業員が地域内に居住しているか評価する	-
			本店、支店又は営業所の所在の有無	17	当該樹木採取区の所在する都道府県及び市町村内における本店、支店又は営業所の所在の有無について評価する	
			木材の地元利用	18	樹木採取区に由来する木材が当該樹木採取区のある都道府県内の連携する木材利用事業者 等に供給されることを評価する	
	地域における産業 与の程度	の振興に対する寄	民有林との連携	19	樹木採取区の所在する地域の民有林において森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設 定を受けているか、施業を実施したかなどについて評価する	31
			災害協定等の締結	20	国有林、農林水産省(国有林以外)、国(他機関)、都道府県又は市町村と申請時点において協 定を締結している場合について評価する	
			防災活動に関する表彰	21	国有林、農林水産省(国有林以外)、国(他機関)、都道府県又は市町村からの防災活動に関する表彰の実績について評価する	
			国土緑化活動に対する取組	22	植林活動、国又は地方公共団体との分収林等の取組実績について評価する	
			ボランティア活動の実績	23	防災に資するボランティア活動の実績について評価する	lacksquare
			生産性の向上	24	林業機械の導入、効率的な作業システム、工程管理の工夫等の取組、労働生産性の向上が期 待される数値目標の提案について評価する	
	林業経営の改善に	関する事項	生産量の増加	25	素材生産量を積極的に増加する目標を有しているか(増加率)について評価する	13
			技術の向上	26	現場作業職員等の技術向上を目的として技術指導、研修会・講習会の開催・参加、「緑の雇用」 事業の活用、資格取得への支援等の提案について評価する	
			作業員の雇用形態	27	事業に従事する作業員の雇用形態について評価する	
			労働福祉の状況	28	林業退職金制度、建設業退職金制度又は中小企業退職金制度等による退職金共済契約の締 結について評価する	
	雇用管理の改善			29	女性活躍推進法に基づく認定について評価する	11
			ワーク・ライフ・バランス等の推進	30	次世代法に基づく「くるみん認定企業」、「プラチナくるみん認定企業」の認定の有無について評価する	
				31	若者の雇用について評価する	<u> </u>
減点	国有林野の適切か 経営の実施の確保		過去の事業における不誠実な行為	32	過去の事業における樹木採取権の取消し、樹木採取権の消滅後の評価結果、システム販売協 定における指示への対応結果、各種国有林野事業における指名停止の処分について評価する	-30

評価基準表

大項目 中耳			評価項目			評価基準						計	申請書該当箇所	当該評価項目に係る審査基準	
	大項目	中項目		項目	整理番号	評価視点	備考	配点基準	配点	得点	小計	ŘΙ	中胡音談当面別	コ欧計画項目に常の番目を学	
価格点	申請	清額		樹木料の申請額	1	価格点=(審査対象事業者の申請額/申請者のうち最高額を提	示した者の申請額) ² ×価格点の配点数		100	/ 100	100	100	申請様式4	第1の1(1)イ	
						施業の方法(路網開設及びその維持を含む。)が、国の定めた		適切であるとともに工夫が見られる	5						
				施業の方法	2	樹木の採取に関する基準及び地域管理経営計画に即したもの となっているか及び地域の地形、地質、降水量等を踏まえた配	計画・方針・目標	適切である	3	/ 5			申請様式1 1	第1の1(1)エ(イ)	
						盧事項が提示されているかについて評価する		事業実行上問題ないが改善の余地がある	0			ll			
		事業の基本				自然環境への配慮(地域の自然環境特性等を踏まえ、作業時		適切であるとともに工夫が見られる	5		7	ll			
		的な方針		自然環境への配慮	3	の周辺環境の保全及び開設した路網の維持管理について具体 的方法、対境関係上の配慮事項等が提示されているか)に関す	計画・方針・目標	適切である	3	/ 5		ll	申請様式1 1	第1の1(1)エ(イ)	
						る工夫について評価する		事業実行上問題ないが改善の余地がある	0			ll			
=	国有林野の							適切であるとともに工夫が見られる	5			ll			
遃	箇切かつ効			安全対策	4	作業時の安全確保に関する具体的取組について評価する	計画・方針・目標	適切である	3	/ 5	0.5	ll	申請様式1 1	第1の1(1)エ(イ)	
	区的な管理 経営の実施							事業実行上問題ないが改善の余地がある	0		25				
	の確保	木材の安定 的な取引関	辻0冬の10 第	木材の新規需要開拓の具体		連携する木材利用事業者等、木材製品利用事業者等及びその 他事業者が行う、樹木採取区に由来する木材を用いて行う新規 事専問なの由窓について、昨年の日産社事更に事影響を与え		新規需要開拓の計画量が、取引量の増加量の過半を占める	5	.					
		係の確立に		性・確実性	5	而女用和の内谷について、风行の国産物而女に心影音を子ん	計画・方針・目標	新規需要開拓の計画量が、取引量の増加量の半分以下である	3	5			申請様式5-1 イ		
		関する方針				ないかどうかという観点から評価する		新規需要開拓の計画量が、計画にない(国産材需要のある分野での量的拡大計画である)	0		4				
		適切かつ効		国有林野の管理経営に資す		樹木採取権に係る事業を実施する際の国有林野の適切かつ効		具体的な工夫が見られる(提案内容が3つ以上である)	2	┨.					
		率的な国有		る事業実施上の取組	6	率的な管理経営の実施の確保についての工夫(自主的な林道の草刈等)について評価する	計画・万針・目標 	具体的な工夫が見られる(提案内容が1つ又は2つである)	1				申請様式8 2		
		林野の管理 経営の実施	省令28条の9 第4号					具体的な工夫が見られない 実現可能性のある提案がなされており、提案に工夫が見られる(国有林の事業品質向上に資する提案がなされている)	3		4		l 		
		の確保に資	N1 1.7	国有林野の適切かつ効率的な 管理経営の実施の確保のために	7	樹木採取権における樹木の採取後の植栽に寄与する施業上の	計画・方針・日標	実現可能性のある提案がなされている 実現可能性のある提案がなされている	1	3			 申請様式8 1		
		する工夫		定める契約事項に関する事項	1 ′	提案について評価する		実現可能性のある提案がなされていない	0	 		ll	7 16 18 20 1		
-							実績・現状	国有林における素材生産事業の元請実績がある	1			1			
				同種事業の実績(過去3年		過去3年間の発注失別の同種事業の実績状況について評価す	申請者のみ(下請け事業体の実績を含ま	国有権における条件工産事業の元請美視がある	-	4			申請様式2 6下		第1 1 (1)ア(イ)
				間)	8	適去3年间の発注先別の同種事業の美模状況について評価す る	9 ない) (事業協同組合の組合員の実績は元請実 績としてみる)	国有林以外での素材生産事業の元請実績又は国有林における素材生産事業の下請実績がある	2	4			申請様式2 6下段	(第1の1(1)エ(イ))	
		企業の信頼						上記の実績がない	0						
		性						休業4日以上の労働災害無し	4						
				労働災害の発生頻度(過去3 年間)	9	過去3年間の休業4日以上の労働災害の有無について評価する	実績・現状 申請者のみ(下請けを含まない)	休業4日以上の労働災害が1~2件	2 / 4 申請		申請様式2 11上段	(第1の1(1)エ(イ))			
								死亡災害あり、又は休業4日以上の労働災害が3件以上	0						
						過去5年間の、農林水産省、国(他機関)、都道府県又は市町村	実績·現状	3人以上	4						
				技術者の事業経験(過去5年 間)	10	過去3年間の、展体が圧す、国に位成別、都垣が無えばい町村が発注した素材生産事業を元請で事業実施した現場代理人の 【実】人数について評価する	申請者のみ(下請けを含まない) (事業協同組合の組合員の実績は元請実	1・2人	2	/ 4			申請様式2 7	(第1の1(1)エ(イ))	
						(美)人致に りいて計画する	績としてみる)	ολ	0						
事	事業の実施 体制	技術者等の 能力				フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理 責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)、森林	中体、用止	3人以上	4		20				
				技術者等の保有資格	11	施業プランナー、森林作業道作設オペレーター、低コスト作業路 企画者又は技術者、技術士、林業技士、フォレスター(森林総合	申請者のみ(下請けを含まない) (事業協同組合の組合員の実績は元請実	1・2人	2	/ 4			申請様式2 8 (申請様式2-2)	(第1の1(1)エ(イ))	
						監理士)について、複数の資格を有している人数について評価する	根としてかる)	oX	0						
	Ī		140 P - 1-1-			**************************************	한성 평생	素材生産量に対する協定に基づく取引量の割合が7割以上	2		7		n=++		
			法8条の10第 1項3号	木材の安定取引の状況	12	申請時点における素材生産量に対する協定に基づく取引量の 割合について評価する	実績・現状 申請者の締結した協定	素材生産量に対する協定に基づく取引量の割合が3割以上7割未満	1	/ 2			申請様式5-1 ア (申請様式5 1(1))		
		ļ	- · · · ·					素材生産量に対する協定に基づく取引量の割合が3割未満	0	$\sqcup \!\!\! \perp$	4				
		その他の実						申請者又は協定者である木材利用事業者等がクリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者である。	2	↓					
		施体制		クリーンウッド法における登録木材関連事業者等	13	申請者又は協定者である木材利用事業者等がクリーンウッド法 に基づく登録木材関連事業者又は木材・木材製品の合法性、持 続可能性の証明のためのガイドラインに基づく合法木材供給事	実績·現状	申請者又は協定者である木材利用事業者等が木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインに基づく合法木材供給事業者の認定を受けている木材関連事業者である	1	2			申請様式5-1 エ		
						業者の認定を受けている木材関連事業者であれば評価する		申請者も協定者である木材利用事業者等もクリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者又は木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインに基づく合法木材供給事業者の認定を受けている木材関連事業者でない。	0						

	十項日 中海口	評価項		整理番号	部体地上		評価基準	おコ上「	配点	小計	計	申請書該当箇所	当該評価項
+	大項目 中項目		項目		評価視点	備考	配点基準 会後5年間で現場作業職員の新規雇用(直接雇用かつ常用雇用者)の計画がある	配点	1寸 尽	小計	\vdash		1
				14	新規雇用の計画について評価する	計画・方針・目標	今後5年间で現場作業職員の新規雇用(直接雇用がつ常用雇用者)の計画がある	5	/ 5			申請様式6 1①	(第10
						申請者のみ(下請けを含まない)	今後5年間で現場作業職員の新規雇用(直接雇用かつ常用雇用者)の計画が無い	0		1			
		法8条の9第7 号	雇用の増大				過去1年間に新規雇用(直接雇用かつ常用雇用者)があり、申請の日までに雇用が継続している	5					
		节		15	新規雇用の実績について評価する	実績・現状 申請者のみ(下請けを含まない)	申請の日において、ハローワーク等により求人活動をしている	2	/ 5			申請様式6 1②	(第10
							上記のいずれにも該当しない。	0					
						実績・現状	作業員の7割以上が当該樹木採取区を管轄する森林管理署管内の居住である	5		1		申請様式6 2	
ı			作業員の地元雇用	16	事業に従事する作業員が地域内に居住しているか評価する	天根・現仏 下請けの作業員を含む	作業員の過半数が当該樹木採取区を管轄する森林管理署管内の居住である	3	/ 5			(申請様式7-1 2)	(第10
ı							上記以外	0		4			
ı			本店、支店又は営業所の所		┃ 当該樹木採取区の所在する市町村内における本店、支店又は	 実績・現状	本店がある	3					
ı			在の有無	17	営業所の所在の有無について評価する	申請者のみ(下請けを含まない)	支店又は営業所がある	1	/ 3		l	申請様式6 3	(第10
ā							上記以外	0	_	4	100		
ı							樹木採取区由来の木材のうち8割以上が当該連携する木材利用事業者等に供給される	5					
ı			木材の地元利用	18	樹木採取区に由来する木材が当該樹木採取区のある都道府県 内の連携する木材利用事業者等に供給されることを評価する	計画・方針・目標	樹木採取区由来の木材のうち5割以上が当該連携する木材利用事業者等に供給される	3	/ 5			申請様式5-1 ウ (申請様式5 2)	
					PSの足形する小何で用事未有号に伝和C1tのCCで計画する		樹木採取区由来の木材のうち3割以上が当該連携する木材利用事業者等に供給される	0				(中間秋式3 2)	
	地域における産業の振興						上記以外 樹木採取区の所在する市町村又は旧郡において、森林経営管理法の経営管理実施権の設定を受けている	4		31			-
	に対する寄与の程度				樹木採取区の所在する地域の民有林において森林経営管理法にまずく経営管理法によった。	中体. 珀华	関本体政区の所在する計画付入は旧都において、森林法臣書目生法の経書書生夫肥健の政定を受けている 樹木採取区の所在する市町村を含む地域において、森林法に基づく森林経営計画を作成し、市町村長、都道府県知事又は農林水産 大臣から当該森林経営計画の認定を受け、民有林の施業を行っている	3		31			
ı			民有林との連携	19	に至う、社会自任夫心権の政定を支げているが、心未を夫心し	夫棋・現状 申請者のみ(下請けを含まない)	樹木採取区の所在する市町村又は旧郡において、森林経営計画策定森林の施業を受託している	2	/ 4			申請様式6 4	
ı					たかなどについて評価する		樹木採取区の所在する都道府県において、民有林の施業を実施している	1					
ı							上記以外	0					
							申請時点において、国有林と災害協定を締結している	2		1			
			災害協定等の締結	20	国有林、農林水産省(国有林以外)、国(他機関)、都道府県又は 市町村と申請時点において災害協定を締結している場合につい て評価する	 実績・現状 申請者のみ(下請けを含まない)	申請時点において、国有林以外と災害協定を締結している	1				申請様式6 5 ①	
					CaT IIII 9 70		申請時点において、災害協定を締結していない	0					
							国有林からの表彰実績がある	2	7				
			防災活動に関する表彰	21	国有林、農林水産省(国有林以外)、国(他機関)、都道府県又は 市町村からの防災活動に関する表彰の実績について評価する		国有林以外からの表彰実績がある	1	/ 4			申請様式6 5 ②	
							表彰実績がない	0					
							国有林における実績がある	2	7				
			国土緑化活動に対する取組	22	植林活動、国又は地方公共団体との分収林等の取組実績について評価する	実績・現状 申請者のみ(下請けを含まない)	国有林以外での実績がある	1	/			申請様式6 5 ③	
					いて計画 9 る	中間有のの(下間)を含まない)	実績がない	0					
						rh/# 10.1h	国有林における実績がある	2					
			ボランティア活動の実績	23	防災に資するボランティア活動の実績について評価する	実績・現状 申請者のみ(下請けを含まない)	国有林以外での実績がある	1	/			申請様式6 5 ④	
L						, m, m, c, c, m, c, c, m, c, c, m, c	実績がない	0			J		
							間伐において10㎡/人日、主伐において13㎡/人日を超える生産性を目標値としており具体的な取組内容から実現可能性がある又は 当該生産性を超える生産性を既に有しており、現状以上の生産性を目標値としており具体的な取組内容から実現可能性がある	5					
			生産性の向上	24	林業機械の導入、効率的な作業システム、工程管理の工夫等 の取組、労働生産性の向上が期待される数値目標の提案につ	計画・方針・目標 (下請けを含む申請者として実施する分及	目標値とする生産性が間伐において8㎡/人日を超え10㎡/人日以下、主伐において11㎡/人日を超え13㎡/人日以下である又は5年間で2割又は3年間で1割を超える生産性向上を目標としており、具体的な取組内容から実現可能性がある	3	/ 5			申請様式2 2 生産性	第1
					いて評価する	び申請者が下請けで実施する分)	目標値とする生産性が間伐において8㎡/人日以下、主伐において11㎡/人日以下又は、目標値とする生産性の増加率が5年間で2 割又は3年間で1割以下である	0					
ı	林業経営の改善に関する						生産量の増加の目標が5年間で5割以上	5	+	13			-
ı	事項		生産量の増加	25	素材生産量を積極的に増加する目標を有しているか(増加率)	計画・方針・目標 (下請けを含む申請者として実施する分及	生産量の増加の目標が5年間で3割以上5割未満	3	/ 5			申請様式2 2 素材生産量	第1
			工産単の増加	25	について評価する	び申請者が下請けで実施する分)	生産量の増加の目標が5年間で3割未満	0				中間採其2 2 糸材主座里	
			芸術の向上	26	現場作業職員等の技術向上を目的として技術指導、研修会・講習会の開催・参加、「緑の雇用」事業の活用、資格取得への支	計凹・力針・日保	適切であるとともに工夫が見られる	3	/ 2			中建样子2 10	(年4)
1			技術の向上	26	首会の開催・参加、「緑の雇用」事業の活用、貨格取得への支援等の提案について評価する	申請者のみ(下請けを含まない)	適切である	0	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \			申請様式2 10	(第10

\neg		1
†	申請書該当箇所	当該評価項目に係る審査基準
	申請様式6 1①	(第1の1(1)エ(イ))
	申請様式6 1②	(第1の1(1)エ(イ))
	申請様式6 2 (申請様式7-1 2)	(第1の1(1)エ(イ))
0	申請様式6 3	(第1の1(1)エ(イ))
	申請様式5-1 ウ (申請様式5 2)	
	申請様式6 4	
	申請様式6 5 ①	
	申請様式6 5 ②	
	申請様式6 5 ③	
	申請様式6 5 ④	
	申請様式2 2 生産性	第1 1 (1)ア(イ)
	申請様式2 2 素材生産量	第1 1 (1)ア(イ)
	申請様式2 10	(第1の1(1)エ(イ))

		評価項目	整理番号			評価基準		配点		÷Τ	申請書該当簡所	当該評価項目に係る審査基準	
	大項目 中項目	項目	企理 金	評価視点	備考	配点基準	配点	得点	小計	ĒΤ	中語者該当固所	当該評価項目に係る番貸基準	
						作業員の7割以上が直接雇用かつ常用雇用者である	5						
		作業員の雇用形態	27	事業に従事する作業員の雇用形態について評価する	実績・現状下請けを含む	作業員の5割以上7割未満が直接雇用かつ常用雇用者である	3	/ 5			申請様式7 1 (申請様式7-1 2)	(第1の1(1)エ(イ))	
						作業員の過半数が臨時雇用者であるか、または下請の雇用者等である	0				() 41/19/24 : =/		
		労働福祉の状況	28	林業退職金制度、建設業退職金制度又は中小企業退職金制度	実績・現状	従業員の全員について締結している	3	/ 3			申請様式2 13		
		フリ 回り 日出 1正 シンプバル	20	等による退職金共済契約の締結について評価する	下請けを含む	従業員の全員又は一部について締結していない	0				(申請様式7-1 2)		
						「プラチナえるぼし認定企業」である	3						
					+ 4 15	「えるぽし3段階目認定企業」である	2						
	雇用管理の改善		29		田詩者のみ(ト詩け事業体設定け評価	「えるぼし2段階目認定企業」である	2		11		申請様式7 2 ①②	(第1の1(1)エ(イ))	
	72777 2 3 4 4		2.5	メ に	ない)	「えるぼし1段階目認定企業」である	1				中間採取720亿	(第1001(1)工(1))	
						常時雇用者が300人以下の事業主が行動計画を策定している	1]					
						行動計画は作成していない	0]					
		ワーク・ライフ・バランス等の				「プラチナくるみん認定企業」である	3	1,,					
		推進 次世代法に基づく「くるみん認定企業」、「	次世代法に基づく「くるみん認定企業」、「プラチナくるみん認定	実績・現状 申請者のみ(下請け事業体認定は評価し	「くるみん認定企業」である(新基準)	2]′ °			申請様式7 2 ③	(第1の1(1)エ(イ))		
			30	企業」の認定の有無について評価する	中間有のの(下間() 事業体認定は計画し ない)	「〈くるみん認定企業」である(旧基準)	1	1			中間恢五/23	(弟1の1(1)エ(1))	
						認定企業でない	0	ı I I					
						若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定企業」であること	2	11					
			31	著者の雇用について評価する	実績・現状 申請者のみ(下請け事業体認定は評価し	過去3年間に若手(35歳未満)の新規雇用があり、申請の日まで雇用が継続している	1	1			申請様式7 2 ④	(第1の1(1)エ(イ))	
			31	石伯の雇用について計画する	中間有のの(下間() 事業体認定は計画し ない)	インターンシップの受入れや合同説明会への出席、各種の資格取得支援等若手の技術の確保・育成に取り組んでいる	1	1			中間採式/24	(第1の1(1)エ(1))	
						上記のいずれにも該当しない	0	1					
			_		価格点+加算点			20	0 200	200			
						過去5年間に、国から法第8条の21に基づく指示を受けたものの改善が不十分との指摘を受けた又は指示を受けたこと等により樹木 採取権を取り消されたことがある	-10						
	国有林野の適切かつ効率	過去の事業における不誠実	1	過去の事業における樹木採取権の取消し、樹木採取権の消滅 後の証[ほな] フェノル できね ウレ・シャス セニ へつせけな		過去2年間に、樹木採取権消滅又は移転後の評価の結果、申請書類等に記載された事項が実施されなかったと認める旨の通知を受けたことがある	-10						
減点	的な管理経営の実施の確 保	過去の事業における个談美 な行為		果、各種国有林野事業における指名停止の処分について評価する		過去2年間に、国有林材の安定供給システムによる販売に係るの直近の国との協定において改善の指導を受けたものの十分な対応 をせず、国が意図した結果にならなかったことがある	-5	/ -3	0 -30	-30	申請様式8 3		
						過去2年間に、国有林野事業の素材生産事業、造林請負事業、立木販売又は製品販売において、指名停止の処分を受けたことがあ る	-5						
						上記のいずれにも該当しない	0						
					合計			17	0 170	170			

- 備考

 1: 価格点は小数点第2位を四捨五入し小数点第1位までとする。

 2: 「木材の新規需要開拓の具体性・確実性」における新規需要開拓とは、既存の国産材需要に悪影響を与えないと考えられる需要を開拓するものであり、従来木材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの(例: CLT建築物、非住宅分野、土木分野、エネルギー分野)、従来国産材の利用が少なかった分野における需要開拓を図るもの(例: 2 × 4 建築部材、横架材、型枠合板、フローリング、家具) 又はその他の取組(例: 地元産材の活用により差別化を図る取組(顔の見える木材での家づくり等)、輸出)を指す。

 3: 「地域における産業の振興に対する寄与の程度」の「災害協定等の締結」、「防災活動に関する表彰」、「国土緑化活動に対する取組」及び「ボランティア活動の実績」の配点は、4項目の得点の合計が4点を超えた場合は4点とする。

 4: ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標で、複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。

別紙 17

国有林野の管理経営に関する法律に基づく 樹木採取権の設定等に係る北海道森林管理局長の処分に関する審査基準等

国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号。以下「法」という。)第2章の2の規定に基づく北海道森林管理局長の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第5条第1項の審査基準及び第12条第1項の処分基準は、次のとおりとする。

第1 審査基準

- 1 法第8条の12第1項の樹木採取権の設定
- (1) 法第8条の10第1項の審査
 - ア 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実に行うに足りる経理 的基礎を有すると認められること(第1号関係)

以下の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するとともに、素材生産に関して、森林経営管理法の運用について(平成30年12月21日付け30林整計第713号林野庁長官通知。以下「森林経営管理法運用通知」という。)別紙の1の表(5)の基準を満たすこと。

- (ア) 樹木採取区の所在する都道府県において、森林経営管理法(平成30年法律第35号)第36条第2項に基づき公表された民間事業者であること。
- (イ) 樹木採取区の所在する都道府県が森林経営管理法運用通知第13の3に基づき 定めた公募要領等における森林経営管理法第36条第2項に規定する要件に該当 するか否かを判断する基準を満たす民間事業者であること。
- イ 申請額が農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木料の算定の基礎となるべき 額以上であること(第2号関係)

条文の基準による。

ウ 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携により木材の安定的な取引 関係を確立することが確実と認められること(第3号関係)

以下の全てを満たすこと。

- (ア) 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等について、それぞれ木材の安定供給の確保に関する特別措置法の施行について(平成8年11月1日付け8林野流第105号農林水産事務次官依命通知)第3の2(3)及び(4)に該当する者であるとともに、同通知第3の5③ハに適合する者であること。
- (イ)樹木採取区における樹木の採取及び木材の安定的な取引関係の確立に関する方針その他の事業の基本的な方針(以下「事業の基本的な方針」という。)が、申請者から木材利用事業者等又は木材製品利用事業者等に対する木材の安定供給を確保するため、木材の安定的な取引関係の確立に関する事項に基づき、必要な場合には木材の生産・流通改善のための施設の整備を行い、木材の生産の安定、流通の円滑化及び利用の促進を図るという趣旨に沿った有効かつ適切なものであること。

- (ウ) 事業の基本的な方針が、樹木採取区の所在する国有林野に係る地域管理経営計画(以下単に「地域管理経営計画」という。)及び法第8条の14第2項第1号の樹木の採取に関する基準(以下「採取の基準」という。)に適合するものであること。
- (エ)事業者間における木材の取引(申請者、木材利用事業者等、木材製品利用事業者等その他の事業者間における木材の取引及び申請者、木材利用事業者等、木材製品利用事業者等又は木材の取引に係る卸売業者その他の事業者がこれらの事業者を兼ねる場合における当該事業者内における木材の移動、加工、利用等をいう。以下同じ。)に係る協定等(申請者が樹木採取権の設定を受けることを条件に発効することとされているものを含む。以下「安定取引協定」という。)の締結により、樹木採取区から供給される木材の年間取引量が安定的であり、その供給先が確保されることが確実と見込まれること。
- (オ) 樹木採取区から木材利用事業者等を通じ木材製品利用事業者等に供給される予定である木材取引量が樹木採取区から供給される予定である木材取引量の全体の5割を超えていること。
- (カ) 安定取引協定の内容が、以下の全てを満たすこと。
 - ① 取引を行う木材に係る取引量の計画、引取期間、引取場所、価格の決定及びその見直し方法等の取引関係に関する事項が記載されており、その内容が申請書における「木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な取引関係の確立等に関する事項」と整合していること。
 - ② ①の取引関係に関する事項が一方的かつ不当な内容のものとなっていない こと。
 - ③ 安定取引協定の存続期間及び更新の方法が記載されていること。
 - ④ 安定取引協定の存続期間が設定される予定である樹木採取権の存続期間以上の期間となっていること又は樹木採取権の存続期間以上の期間となっていない場合において安定取引協定の更新の方法が自動更新等の継続性の高い方法となっていること。
- (キ)申請者、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等の間の取引に卸売業者その他の事業者が介在する場合において当該その他の事業者も含めた安定取引協定が締結されている等、提出された安定取引協定から確認できる事業者間における木材の取引が取引全体・サプライチェーンに対応したものとなっていること。
- (ク) 木材生産流通改善施設を整備する場合には、当該施設が、木材生産の安定化及 び流通の円滑化を図るために必要な施設の種類でありかつ適切な処理能力を持 ったものであること。
- (ケ) 木材製品利用事業者等の行う木材の需要の開拓の内容が適切なものであること。
- (コ) 木材の安定的な取引関係の確立に伴い必要となる資金の額が、申請書の内容及び設定される予定である樹木採取権の存続期間を勘案して適切に計上され、かつ、その調達方法が適切なものであること。

エ 前3号に掲げるもののほか、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保 に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと(第4号関係)

法第3条の国有林野の管理経営の目標等を踏まえ、申請書の記載内容、実施を予定している行為の性質、態様等を総合的に勘案し、「国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」の該当性を判断するが、申請者が以下の場合に該当するときは、「国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」に当たる。

- (ア) 樹木採取区内の採取跡地において国有林野事業として行う植栽を樹木の採取 と一体的に行う旨の意思を表明しなかった場合
- (イ) 樹木採取区の特性等を踏まえ、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施 の確保の観点から北海道森林管理局長が公募において設定した要件を満たさな い場合
- (ウ) 樹木の採取に当たって不適切な薬品、機械等を使用する計画を有する場合
- (エ) 樹木の採取に併せて、不適切な土地の使用等、国有林野の有する公益的機能 の維持増進に支障を及ぼすおそれのある行為を計画している場合
- (オ)レクリエーション利用等、国有林野に係る第三者の利用を不当に排除するお それがある場合
- (2) 法第8条の10第2項の樹木採取権の設定を受ける者の選定

法第8条の11の欠格事由に該当せず、法第8条の10第1項の審査の基準に適合している申請者について、申請額、事業の実施体制、樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与の程度及び国有林野の管理経営に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第40号)第28条の11に掲げる事項を具体化したものとして北海道森林管理局長が公募時に示す評価項目並びに評価基準及び配点に従って評価した点数の合計(以下「評価点」という。)により行う。

評価点の最も高い者を樹木採取権の設定を受ける者として選定する。ただし、評価点の最も高い者が2者以上ある場合には、評価点の最も高い者のうち、以下に掲げる者を樹木採取権の設定を受ける者として選定する。

- ア 申請額に係る点数が高い者
- イ 申請額に係る点数が同点である場合には、事業の実施体制に係る点数が高い者
- ウ 申請額に係る点数及び事業の実施体制に係る点数が同点である場合には、地域 における産業の振興に対する寄与の程度に係る点数が高い者
- エ 申請額に係る点数、事業の実施体制に係る点数及び地域における産業の振興に対する寄与の程度に係る点数が同点である場合には、北海道森林管理局長が公募時に示すその他の評価項目の点数について、北海道森林管理局長が公募時に示した順で当該評価項目の点数が高い者
- (3) 法第8条の11の欠格事由
 - ア 法又は森林法(昭和26年法律第249号)に規定する罪を犯し、刑に処せられ、 その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過し ない者(第1号関係)

条文の基準による。

- イ 法第17条第1項の規定により法第10条に規定する分収造林契約を解除され、 その解除の日から2年を経過しない者(第2号関係) 条文の基準による。
- ウ 法第8条の22第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により樹木採取権を 取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者(第3号関係) 条文の基準による。
- エ 十分な社会的信用を有していない者 (第4号関係)

樹木採取権は、国民共有の財産である国有林野の樹木を長期にわたり独占的に 採取する権利であることに鑑み、樹木採取権の設定を受けるにふさわしい社会的 信用を有しているかという観点から適合性を判断する。

- (ア)から(カ)までについては、本基準に該当するものとして取り扱う。
- (キ)以降については、過去の違反事例、苦情等の内容等を総合的に評価し、 樹木採取権の設定を認めることが著しく不適当な場合についてのみ、本基準に該 当するものとする。
- (ア)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、破産手続開始の決定を受けた 法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- (イ) 樹木採取権者が法第8条の22第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により樹木採取権を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実が発生した当時現に当該樹木採取権者の親会社等(ある法人に対して①から③までのいずれかの関係(以下「特定支配関係」という。)を有する法人及びある法人に対して特定支配関係を有する法人に対して特定支配関係を有する法人をいう。(カ)において同じ。)であった法人で、その取消しの日から2年を経過しないもの
 - ① その総株主 (株主総会において決議をすることができる事項の全部につき 議決権を行使することができない株主を除く。)又は総出資者の議決権の過 半数を有していること。
 - ② その役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下この項において同じ。)に占める自己の役員又は職員(過去二年間に役員又は職員であった者を含む。次号において同じ。)の割合が二分の一を超えていること。
- ③ その代表権を有する役員の地位を自己の役員又は職員が占めていること。 (ウ)次のいずれかに該当する者
 - ① 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から2年を経過しない者
 - ③ 樹木採取権者が法第8条の22第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により樹木採取権を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内

に当該樹木採取権者の業務を行う役員であった者で、その取消しの日から2年を経過しないもの

- ④ 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及 び意思疎通を適切に行うことができない者
- ⑤ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が(ア)又は①から④までのいずれかに該当するもの
- (エ) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(ア) 又は(ウ) のいずれかに 該当する者があるもの
- (オ)暴力団員又は暴力団員でなくなった日から2年を経過しない者がその事業活動を支配する法人
- (カ) その者の親会社等が(ア)から(エ)までのいずれかに該当する法人
- (キ) 樹木の採取に伴い必要となる他法令に基づく手続(例えば自然公園法(昭和32年法律第161号)、砂防法(明治30年法律第29号)における伐採の許可等)において、違反をした実績がある者
- (ク) 行政機関に対し森林施業に関する苦情が寄せられている者
- (ケ) 過去に森林窃盗等悪質な事例の報告がなされている者
- (コ) 国内外において強引な森林施業を実施していると認められる者
- (サ) 反社会的行為に関与した者
- (シ)過去に暴力団員であった者又は暴力団と密接な関係を有する者((ウ)②、(エ)、(オ)を除く。)
- (ス) 我が国の森林・林業関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられたことがある者
- (セ)禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられた ことがある者((ウ)①、(エ)を除く。)
- (ソ) 所属した法人等又は現在所属する法人等が行政機関より造林の命令等の行政 処分を受けており、当該処分の原因となる事実について、行為の当事者とし て又は当該者に対し指揮命令を行う立場で、故意又は重大な過失によりこれ を生ぜしめたことがある者又は当該者を構成員とする法人
- (タ)業務に関連して法令に違反し、代表役員、一般役員等が逮捕され、又は逮捕 を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者
- (チ)業務に関連して法令に違反し、事案が重大又は悪質な場合であって再発防止 に向けた取組が確実に行われると認められない者
- (ツ) 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者
- (テ)森林経営管理法運用通知別紙の1(6)の行動規範、ガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者
- (ト)森林の経営管理又は樹木採取権の行使を適切に行うことができない若しくは 森林の経営管理又は樹木採取権の行使に関し不正若しくは不誠実な行為をす るおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

- (ナ) 樹木採取権実施契約、樹木採取権運用協定、これらの契約に基づき国が樹木 採取権者と締結する契約その他国有林野事業に係る国との契約において、重 大な契約上の義務違反があった者又は正当な理由なく契約上の義務を履行せ ず、国からの契約解除に至ったことがある者
- (二) 法第8条の21 に基づく国の指示を受け、正当な理由なく指示に従わなかったと認められる者で、指示に従わなかったと認められる時点から2年を経過しない者
- (ヌ) その他十分な社会的信用を有していると認め難い者
- オ 法人であって、その業務を行う役員のうちにアからエのいずれかに該当する者 があるもの(第5号関係)

条文の基準による。

(4) 法第8条の12第1項の樹木採取権の設定

樹木採取権の設定又は設定をしないことの決定は、法第8条の12第2項に基づく 関係都道府県知事への協議の結果を踏まえ、行う。

2 法第8条の13第2項又は第3項の規定に基づく事業開始期間延長の認可又は事業休止の認可

法第8条の13第2項又は第3項の規定を基としつつ、以下に掲げる内容を総合的に 勘案する。

- (1)「事業」には、樹木採取権の行使による樹木の採取のほか、具体的な箇所の樹木を採取するための、機械の搬入、土場の開設等の準備行為を含む。
- (2) 事業を開始することができないやむを得ない理由又は事業を休止しようとする理由には、次に掲げる理由は該当するものとする。
 - ア 天災地変
 - イ 樹木採取権実施契約を締結した後、樹木料の納付に係る手続が国の責めに帰すべき事由により完了しないため。
 - ウ 樹木の採取に必要な主務官庁の認可等が遅延しているため。
 - エ 条例その他の法令等による制限があるため。
 - オ 国、地方公共団体その他の機関が樹木採取区において事業等を行うため。
 - カ その他事業を開始することができないこと又は事業を休止することが真にやむを 得ないと認められる理由
- (3) 次に掲げる理由は、事業を開始することができないやむを得ない理由又は事業を休止しようとする理由に該当しないものとする。
 - ア 必要な資金が単に不足しているため。
 - イ 事業の実施体制が整っていないため。
- 3 法第8条の17第2項の樹木採取権の移転の許可
- (1) その申請をした者が、法第8条の10第1項各号に掲げる基準に適合し、かつ、法 第8条の11各号のいずれにも該当しないこと(法第8条の17第5項第1号関係) 1 (1)及び(3)の基準による。
- (2) その申請に係る法第8条の9第1項第1号の事業の基本的な方針及び申請額が、 樹木採取権の移転をしようとする者の法第8条の8第2項の申請書に記載された同

号の事業の基本的な方針及び申請額に照らして適当なものであること(法第8条の 17 第5項第2号関係)

ア その申請に係る法第8条の9第1項第1号の事業の基本的な方針が、樹木採取権の移転をしようとする者の法第8条の8第2項の申請書に記載された同号の事業の基本的な方針に照らして適当なものであること

法第8条の7第5号の樹木採取権を行使する際の指針の内容を勘案する。

イ その申請に係る申請額が、樹木採取権の移転をしようとする者の法第8条の8 第2項の申請書に記載された申請額に照らして適当なものであること

その申請に係る申請額が、樹木採取権の移転をしようとする者の法第8条の8 第2項の申請書に記載された申請額と同等であることとする。

第2 処分基準

- 1 樹木採取権の法人の合併その他の一般承継に係る法第8条の18第2項の基準 第1の3の基準に準ずる。
- 2 法第8条の21の規定に基づく指示(行政手続法第2条第4号の不利益処分に該当するもの。)

法第8条の21の規定に基づく指示(行政手続法第2条第4号の不利益処分に該当するものに限る。以下単に「指示」という。)については、事業の実施状況等を総合的に勘案した上で、以下の場合に行う。

- (1) 樹木採取権者による樹木の採取が地域管理経営計画又は採取の基準に適合しない 場合
- (2) 樹木採取権者による木材の取引実績が、樹木採取権実施契約における木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項に適合しない場合
- (3) 樹木採取権実施契約又は樹木採取権運用協定における契約上の義務違反が認められた場合において、国が樹木採取権者に対して行った是正の勧告に従わないときその他の当該義務違反に係る是正が認められない場合
- (4) 樹木採取権実施契約、樹木採取権運用協定、これらに基づき国が樹木採取権者と 締結する契約その他国有林野事業に係る国との契約において、軽微でない違反が認 められた場合
- (5) 樹木採取権者の行為によって、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の事業の適正を期するため 指示を行う必要があると認められる場合
- 3 法第8条の22第1項の規定に基づく樹木採取権の取消し 要件該当性の判断は、以下のとおり行う。
 - (1) 偽りその他不正の方法により樹木採取権者となったとき(第1号イ関係) 申請書及びその添付書類の内容に不実の記載があったことが明らかになったとき は、当該不実の記載がなされるに至った状況等を総合的に勘案する。
 - (2) 法第8条の11 第1号、第2号、第4号又は第5号に該当することとなったとき (第1号ロ関係)

第1の1(3)ア、イ、エ又は才による。ただし、複数の樹木採取権の設定を受けている樹木採取権者が法第8条の11第3号に該当することとなったときは、法第8条の11第4号に該当するものとして取り扱う。

(3) 法第8条の12第4項の納付期限までに権利設定料を納付しなかったとき(第1 号ハ関係)

条文の基準による。ただし、国の債権の管理等に関する法律(昭和 31 年法律第 114 号)第 24 条に基づき、履行期限を延長する処分を行った場合であって、樹木 採取権者が当該処分により延長された履行期限までに権利設定料を納付したときは 、法第 8 条の 12 第 4 項の納付期限までに権利設定料を納付したものと取り扱う。

- (4) 法第8条の13第1項若しくは第2項の規定に違反して事業を開始しないとき、 又は同条第3項の規定に違反して引き続き1年以上休業したとき(第1号ニ関係) 条文の基準による。
- (5) 事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき(第1号ホ関係)

以下の場合が該当する。該当性の判断に当たっては、申請書及びその添付書類に 記載された内容の事業を実施できなかった、又はできないことが明らかであるかに ついて、樹木採取権者による事業の実施状況等を総合的に勘案する。

- ア 法第8条の10第1項第1号、第3号又は第4号に該当しなくなった場合
- イ 樹木採取権者が申請書及びその添付書類に即した内容の樹木採取権実施契約を 締結することを拒む場合
- ウ 樹木採取権者が樹木採取権運用協定の締結を拒む場合
- エ 樹木採取権者に樹木採取権運用協定の重大な違反があり、そのことにより樹木 採取権実施契約が締結できなくなった場合
- オ その他事業を実施できなかった、又はできないことが明らかになったと認めら れる場合
- (6) 第1号ホに掲げる場合のほか、法第8条の14第2項第1号の樹木の採取に関する基準に適合しない樹木の採取をしたときその他の樹木採取権実施契約において定められた事項について重大な違反があったとき(第1号へ関係)

以下の場合が該当する。該当性の判断に当たっては、樹木採取権実施契約において定められた事項についての違反の程度、態様、法第8条の21の規定に基づく指示の必要性等を総合的に勘案する。

- ア 採取の基準に適合しない樹木の採取が行われた場合
- イ 地域管理経営計画に適合しない樹木の採取が行われた場合
- ウ 樹木採取権実施契約に記載されていない箇所における樹木の採取又は記載され た面積を超える樹木の採取が行われた場合
- エ 国有林野の使用に係る樹木採取権実施契約の違反により、周辺の環境又は第三者の国有林野の利用に悪影響が生じた場合
- オ 樹木採取権実施契約に基づく報告等において、虚偽の記載等が行われた場合
- カ その他樹木採取権実施契約において定められた事項について重大な違反があったと認められる場合

(7) 法第8条の14第4項の規定による樹木料の納付をしないで樹木採取区における 樹木を採取したとき(第1号ト関係)

条文の基準による。ただし、樹木採取権者が誤伐により樹木料の納付をしないで 樹木採取区における樹木の採取を行った場合においては、誤伐の程度等を総合的に 勘案する。

- (8) 法第8条の18第1項の規定による届出をしなかったとき(第1号チ関係) 条文の基準による。
- (9) 法第8条の18第2項の期間内に樹木採取権の譲渡がされないとき(第1号リ関係)

条文の基準による。

- (10) 正当な理由がなく、法第8条の21の指示に従わないとき(第1号ヌ関係) 「正当な理由」には、以下のものが該当する。
 - ア 天災地変
 - イ 国における手続の遅延等、国の責めに帰すべき事由
 - ウ 樹木の採取に必要な主務官庁の認可等の遅延
 - エ 条例その他の法令等による制限
 - オ 国、地方公共団体その他の機関の樹木採取区における事業等の実施
 - カ その他指示に従わないことが真にやむを得ないと認められる事由
- (11) 法第8条の24において準用する法第13条各号に掲げる保護義務の実施を怠つた とき(第1号ル関係)

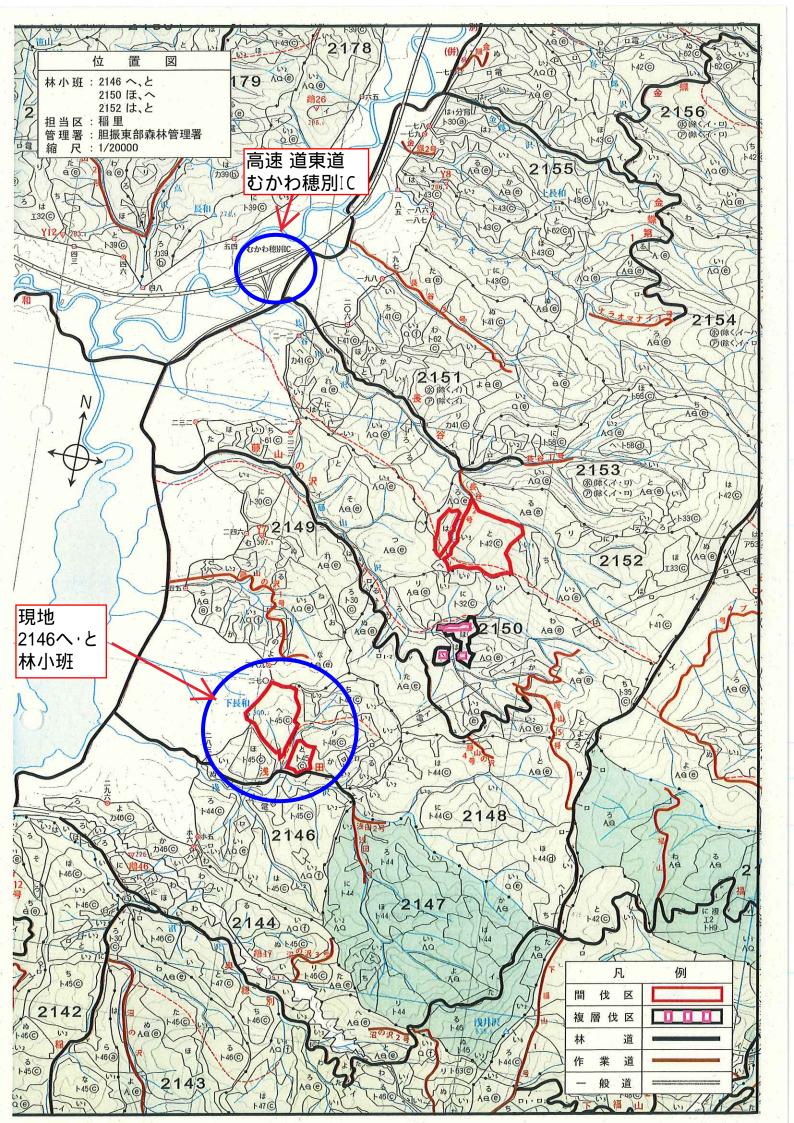
樹木採取権者が保護義務の実施を怠ったことにより国又は第三者に損失が生じた 場合において、保護義務の実施を怠った程度等を総合的に勘案する。

(12) 樹木採取区を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき (第2号関係)

「公益上やむを得ない必要が生じたとき」には、以下のものが該当する。

- ア 樹木採取区を土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第3条に規定する事業、森林法第4条第5項に規定する林道の開設及び改良の事業、同法第 41 条第3項に規定する保安施設事業並びに国有林野事業の用途に供する必要が生じたとき。
- イ 樹木採取区において、森林法第25条第1項に基づく保安林の指定その他の法令 又は条例に基づく地域の指定により樹木の採取を不可能とする制限を行う必要が 生じたとき。
- ウ 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保のために地域を指定して、 樹木の採取を不可能とする制限を行う必要が生じたとき。
- エ その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

区域番号	林班	小班	機能類型	施業群	(保安林) 法令制限	権利関係	小班面積	林種	樹種	混交歩合	林齢	☆主伐が可能になる伐期齢	(現時点)連年生長量 °M	区域界の表示方法	明確でない小班内雑地等面積 ha	区画面積	区画から控除する雑地等面積 ha	☆伐採率	☆採取方法	☆主伐箇所で間伐する場合の間 %	☆前回の間伐実施年度	☆主伐が可能になる年度	☆間伐その他の樹木の採取が可	h a当たり伐採材積 °M	基礎額
区域22-1	2146	^	水	複	水涵保	_	6.91	単	7	100	50	-	17.0	С	-	6.91	-	30	間伐	-	H14	-	R3	124	673千円
区域22-2	2146	٢	水	複	水涵保	-	1.10	単	44	100	50	-	2.2	С	0.21	1.10	0.21	30	間伐	-	H14	-	R3	104	140千円



樹種別一覧表

林小班 2146へ 採取方法 間伐 面積 6.91

樹種	生被	生被 合計		20下込		22~32込		34~46込		48~58込		60上込		34~46 1級		48~58 1級		60上込	60上込 1級		2級	48~58	2級	60上	2級	34上	3級	34上	4級
	別	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積
トドマツ	生	725	384.57	297	35.46	290	171.43	133	166.92	5	10.76																		
エゾマツ	生	6	3.22	4	0.72	1	1.00	1	1.50																				
N計	生	731	387.79	301	36.18	291	172.43	134	168.42	5	10.76																		
ナラ	生	9	0.65	9	0.65																								
メジロカバ	生	8	3.81	2	0.23	4	1.90							1	0.96					1	0.72								
ダケカンバ	生	4	2.03			4	2.03																						
ホオ類	生	65	11.21	48	5.23	15	4.28													2	1.70								
キハダ類	生	20	3.28	16	1.74	3	0.85													1	0.69								
イタヤカエデ	生	15	0.38	15	0.38																								
シナノキ	生	21	2.36	17	1.11	4	1.25																						
アサダ	生	1	0.03	1	0.03																								
センノキ	生	10	0.82	10	0.82																								
ヤチダモ	生	11	4.72	3	0.71	8	4.01																						
その他L	生	21	2.88	19	1.77	2	1.11	, and the second		, and the second	·	·			, and the second						, and the second		, and the second	·					
L計	生	185	32.17	140	12.67	40	15.43							1	0.96					4	3.11								
合計	生	916	419.96	441	48.85	331	187.86	134	168.42	5	10.76		,	1	0.96					4	3.11			_					

樹種別一覧表

林小班 2146と 採取方法 間伐 面積 1.10

樹種	生被	合計		20下込		22~32込		34~46込		48~58込		60上込		34~46 1級		48~58 1級		60上込	60上込 1級		2級	48~58	2級	60上	2 級	34上	3級	34上	4級
	別	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積
トドマツ	生	137	80.46	40	5.13	69	42.48	28	32.85																				
エゾマツ	生	3	0.83	2	0.31	1	0.52																						
N計	生	140	81.29	42	5.44	70	43.00	28	32.85																				
ナラ	生	2	0.09	2	0.09																								
ホオ類	生	2	0.54	1	0.04	1	0.50																						
キハダ類	生	2	0.12	2	0.12																								
イタヤカエデ	生	2	0.68	1	0.03	1	0.65																						
シナノキ	生	3	2.77			2	1.30							1	1.47														
アサダ	生	1	0.78			1	0.78																						
センノキ	生	2	1.10			1	0.28																			1	0.82		1
その他L	生																												ı
L計	生	14	6.08	6	0.28	6	3.51							1	1.47											1	0.82		
合計	生	154	87.37	48	5.72	76	46.51	28	32.85					1	1.47											1	0.82		

